



ソ聯研究資料第十七號 (昭和十一年四月)



ソ聯邦の輸出貿易制度

滿鐵・經濟調查會

始



例 言

本篇は一九三五年モスクワ出版のジルムスキー著「ソヴェート輸出の組織及び仕方」中、輸出の組織及び統制々度に関する部分を翻譯したものである。

大戦前の五ケ年間帝政露國の輸出は年平均十五億ルーブルに達して居たが、茲數年來ソヴェート聯邦の輸出總額の減退は右數字の三分の一以下、一九三五年度の如きは正に四分の一となつて居る。さらに輸入は輸出額以下に制限されて居る。世界經濟恐慌によつて各國の貿易が萎縮して居るにせよ決して是程甚しくはないのである。國家の手中に完全に統制されて居るソヴェートの貿易制度を以てしても、元來萎縮を特徴とする自給自足的計畫經濟の下に於いては此の状態を如何ともし難いのである。それ故彼の制度を研究するに當つてはその長所の側だけを見て卒かに買被ることのないやうに充分批判的でないならぬ。

本書は當會第一部、山崎維城の編譯にかゝる。

昭和十一年四月

經濟調查會

原 著 序

ソ聯邦の經濟部門中恐らく外國貿易ほど研究文献の少い部門は又とあるまい。既に公にされて居る貿易關係の僅かの出版物は主としてソ聯邦と資本主義世界との經濟關係、外國貿易の範圍に於ける兩者の相克の發展、各國に對する吾が通商關係の發展等を取扱つたもので（一九三一年度外國貿易年鑑、ソ聯邦外國貿易獨占國營の十五年、第十七回共產黨大會に至るまでのソ聯邦外國貿易等の書）わが外國貿易の内部業務の問題、その組織及び方法、資本主義的外國貿易の組織及び方法に至つては稀に貿易の定期刊行物に現はれる記事があるに過ぎない（穀物及び材木の輸出だけは例外で其の組織及び方法は専門書によつて紹介されて居る）。

併し此の文献とても極めて乏しいもので輸出の獨立會計、輸出效果、流通費、品質改善等の問題を一般的に取扱つたものは何處にも見當らない。貿易の計畫化といふ様な廣汎な分野に於ける吾々の經驗は全く顧みられず、此の問題に就いては雜誌の短い論文すら發見し得ない。斯様な状態であるから貿易關係の種々の概念（所謂獨立會計、輸出效果、賣却、計畫値段等）の解釋も明瞭と統一を缺き同一の術語が區々の意味に用ゐられて居ることがあり、これが爲めに延いて實務の運用上にも支障を來して居ると云つても過言であるまい。

併し貿易方面の個々の内部業務問題を概括的に取扱ふことと竝んで同様に重要なことは其れらの問題を具體的に解決する技術的方法として過去の經驗を示すことである。またわが外國貿易大學の學生並びに貿易當事者にとつて資本

主義國の貿易組織及び方法を知悉することが必要であるが、是は其の研究そのものが必要なのではなくて、ソ聯の貿易實務に密接な關係があるからである。(譯者註——此の資本主義的貿易組織に關する部分は成るべく省略した)。

各商品部門によつてそれ／＼特有の貿易組織及び方法があるから其の詳細な研究は各部門の當事者に取つて勿論必要であるが、其れに先つて貿易一般の基本的組織及び方法を知悉しなければならぬ。本書はソ聯邦の輸出貿易の範圍に於いて此の課題に答へやうとするものである。著者は本書に於いてソ聯邦の輸出だけに就いて述べることに局限したが、是は輸入の組織及び方法は輸出と非常に相違すると同時に甚だ廣汎、複雑で別個の研究對象たるべきものだからである。

本書の材料を出来るだけ具體化するために各章の終に附表を附けて各章の内容の例解を圖つたが同時に著者は貿易に於ける資本主義と社會主義の兩系統の鬭争といふ根本問題にも觸れやうと努めた。

更に指摘すべき點は次の如くである。

- (イ) 資本主義的商業施設については先づ其れらの説明を行つた後に其れらに對する吾々の輸出實踐上の態度を示した。
- (ロ) 章節の都合で例へばシーアイエフ、エフオービー等その説明が初めの章に出て居ないものに言及してあるが、此の不便を緩和するために其れらに脚註を施して説明の出で居る頁を示した。
- (ハ) 貧弱ながら存在する貿易關係の文献を成るべく多く讀者に紹介するため多少でも實用價值のあるものは質の高

下に拘はらず各章の末に列挙して置いた。(譯註——これも多く省略した)尚、その中特に重要な文献には*印を附した。唯、輸出計畫化に關しては全々既刊書が存しないので挙げるわけに行かなかつた。

(ニ) 貿易相手方たる資本主義國と吾國との關係に於いて屢用ゐる「ソウェーット輸出者」といふ名稱は本來の輸出合同のみならず在外ソウェーット貿易機關をも含めて廣義に解すべきである。

(ホ) 本書に取扱つてある問題の大部分は東洋諸國との貿易に直接關係あるには相違ないが、對東洋貿易はその組織及び方法に於て本書にない様な特殊性を有するので之を別個に研究する必要がある。

本書の紙幅と輸出に關係ある問題の廣汎さによつて、もつと詳細に述べたいと思つた問題も意の如くならなかつた。(運輸問題、特に獨立會計の問題、或る組織上の要因、取引所商業の説明等)。また輸出に關係ある財政並に會計方面の問題も本書には觸れなかつたが、此の方に關しては目下外國貿易獨占研究所で參考書の編纂中である。

本書に取扱つた問題の大部分に關して文献が極めて少いだけに輸出關係の理論及び實際方面に働いて居る同志が著者に提供して呉れた資料又は助言は特に貴重であつた。厚くそれらの各位に謝意を表す。

ジ ル ム ン ス キー エ ム エ ム

ソ連邦の輸出貿易制度

目次

例言

原著序

總説

第一章 輸出業務の組織

- 一、外國貿易獨占國營と其の組織……………一九
- 二、戦時共產主義時代の輸出業務組織……………二〇
- 三、復興期に於ける輸出業務組織……………二三
- 四、社會主義的改建期初期に於ける輸出業務組織……………二七
- 五、社會主義攻勢展開期の輸出業務組織……………三〇
- 六、現在の輸出業務組織の主要特色……………三三

(イ) 營業機關系統……………	三四
ソ 聯邦内の營業機關……………	三四
在外營業機關……………	三八
(ロ) 統制機關系統……………	三九
外國貿易人民委員部……………	三九
外國貿易人民委員部各地代表……………	四一
在外通商代表部……………	四三
(ハ) 全聯邦商業會議所……………	四六
文 献……………	四六
附録、全聯邦輸出合同定款抜萃……………	四七
第二章 輸出計畫化の組織及び方法……………	五一
一、國民經濟の計畫化と外國貿易計畫……………	五一
二、輸出計畫化の根本方針……………	五二

三、輸出計畫化制度……………	五五
(イ) 計畫化の對象及び主體……………	五五
(ロ) 五個年計畫及び其の具體化としての年次計畫、四半期計畫、各月計畫……………	五九
四、輸出計畫化の一般的方法……………	六三
五、輸出計畫化の内容と方法……………	六八
(イ) 輸出用商品引渡計畫の内容と立案方法……………	六九
(ロ) 輸出計畫の内容と其の立案方法……………	七三
(ハ) 賣渡計畫の内容及び立案方法……………	八一
第三章 輸出業務に於ける獨立會計……………	八九
一、輸出業務に於ける獨立會計の目的及び内容……………	八九
二、輸出者の業務効果を引上げる方法……………	九〇
三、輸出業務に於ける獨立會計實現の前提……………	九三
四、輸出合同と輸出品納入者との契約關係……………	九四

五、輸出合同と運輸事業間の契約關係……………九六

第四章 ソウェート輸出業に於ける流通費……………九八

一、流通費の研究法及び其の合理化方法としての採算……………九八

(イ) 採算の要素……………九九

(ロ) 豫算的採算の重要性……………一〇二

(ハ) 決算的採算の重要性……………一〇三

二、輸出全營業の計畫化の不可分の一部としての流通費計畫……………一〇四

(イ) 外國貨幣費用計畫……………一〇五

(ロ) ソウェート貨幣費用計畫……………一〇八

(ハ) 計畫遂行に對する監督……………一〇九

第五章 輸出品の品質改善……………一四

(イ) 改善の基本的前提としての輸出品規格化……………一四

(ロ) 輸出品生産の特殊化……………一九

(ハ) 輸出品改善に對する監督……………二〇

第六章 輸出制度……………二二

一、輸出合同と輸出品納入者との關係……………二二

(イ) 獨立會計契約の様式……………二二

(ロ) 納入數額……………二四

(ハ) 納入商品の品質……………二五

(ニ) 輸出者の商品請求規定……………二五

(ホ) 包装……………二六

(ヘ) 單價……………二六

(ト) 商品受入規定……………二七

(チ) 決済規定……………二八

(リ) 相互の情報交換……………二九

(ヌ) 契約に對する兩當事者の責任……………二九

(ル) 値段の割増及び割引……………一三〇

二、輸出貨物輸送組織……………一三〇

(イ) 海上輸送組織……………一三一

(ロ) 鐵道輸送組織……………一三四

三、輸出貨物の保險……………一三五

第七章 賣却徑路及び方法

一、ソウエート輸出品の販賣徑路……………一三六

二、ソウエート輸出品の販賣方法……………一三八

ソ聯邦の輸出貿易制度

總 說

ソ聯邦の輸出と資本主義國の輸出の社會的經濟的本質を比較検討する場合兩者の間に何よりも原則的に大きな相違のあることが目立つ。資本主義制の有らゆる國にとつて輸出は國外市場販路の必要から來る直接の歸結である。

此の必要はレーニンによれば次の事情による。

(一) 資本主義の下に一國家の範圍を逸脱するほど盛大に發達した商品流通——「外國貿易を缺いた資本主義國を考へることが出来ない、實際また左様な國は存しない」

(二) 工業各部門の發達の不均齊によつて他より發達して居る部門は國內の遅れて居る他の産業部門間に消化し切れぬ餘剰生産品を賣捌くために國外市場を求めに至る。

(三) 資本主義的生産は利潤を追つて無制限に増大する傾向があり、その爲めに「資本主義的企業は必然に地方市場、一地方の境域を乗越え、やがて國家の境界をも飛越すに至る」(註一)

併し是等の前提條件はソ聯邦には當筈まらない。同國に於いては經濟活動は利潤の追及によつて支配されず各産

業部門の發達テンポと比率とを決定する唯一のものたる國民經濟計畫によつて指導されて居るのである。それ故ソウエートの輸出の本質に對する説明は資本主義諸國の貿易との比較に之を求むべきでなくて、資本主義の包圍下に社會主義を建設しつゝある國家の特色に求むべきである。即ち十月革命の結果世界が割れて二つになつた其の兩系統の相克を基として始めてソウエートの輸出の眞の目的と課題を理解し得るのである。

(註一——レーニン著、ロシアに於ける資本主義の發達第一章第八節)

世界最初のプロレタリア革命は工業の發達の遅れた、しかも歐洲大戰によつて産業の非常に破壊された國に勃發した。一國內社會主義の勝利に關するレーニン及びスターリンの教説、社會主義建設の實現には先づ國家の破壊された産業の回復を必要とし、次いで最新技術を基礎とする其の社會主義的改建を必要とした。レーニンの言によればソ聯邦の勝利は同國が電化せられ、また工業、農業、交通機關が近代的大工業といふ技術的地盤を得るに至つた時に初めて確保せられると云ふのである。併し吾々の任務はこれが單なる實現でなくて最短期間に之を達成することにある。即ち社會主義的建設のテンポの問題は敵對資本主義の包圍下に於ては特に重要性を帯び、ソウエート共和國が潰滅させられることなく其の獨立を立て通すには「最短期間に自己の遅れて居る點を清算し社會主義經濟建設に於けるボリシェヴィキのテンポを示すことが必要で、この他に方途は無い。其れ故にこそレーニンは十月革命當時に、次の様に言つたのである——『吾々には死するか其れとも資本主義諸國に追付き追越すかあるのみだ。吾國は先進國に比べて五十年乃至百年遅れて居るが此の隔りを十年間に無くしてしまはなければならぬ。是が出来なければ吾々は踏み

潰されてしまふ』。(註——スターリン著レーニズムの諸問題、第九版、五八四頁)

併し同時にレーニンは最初から『資本主義國から機械を仰がずしては急速に經濟復興を圖ることは出来ない、また復興さへ出来れば機械の輸入によつて資本主義國に儲けさしても惜しくはない』と言つて居た。(註——レーニン全集第二十六卷三〇頁)

斯くして最初から資本主義諸國の敵對的包圍下に行はれた社會主義的建設はこれら包圍國との經濟的連繫を必要とし、また資本主義の精銳な技術上の經驗を利用することを必要とした。此の經驗の利用はソ聯邦が經濟を復興した後最新技術の基礎の上に社會主義的改建に着手するに及んで愈よ必要の度を増した。外國の機械及び技術的經驗の輸入は斯くして吾國の社會主義建設テムポを促進する重要な要因となつたのである。而して輸入の必要はやがて輸出を必要とするといふ密接な關係がある。

ソ聯邦は輸入に要する外國貨幣を主として輸出による収入だけに仰いで居るが、是は爾餘の貨幣収入は貿易決済上全く云ふに足らない額に止まるからである。斯くしてわが輸入は社會主義的建設の迅速化のために必要であり、輸出は輸入のために必要だといふのがソ聯邦外國貿易の要旨なのである。

プロレタリア國家と資本主義世界との經濟的交渉は資本主義國側が武力によつてプロレタリア革命を壓服し得ないと思つた後に初めて可能となつたが、唯、此の經濟關係はソ聯邦の政治上、經濟上の弱さを來すことのないやうな形式で行はなければならない。是に就いてスターリンは次の如く述べて居る『吾人は吾國が世界資本主義體系の附屬

物とならぬやうに、資本主義發達の總體系中に、その附帶事業として包含されるに至らぬやう、即ち吾國の經濟が主として國內市場に依據し、吾が工業と農業との結合に依據する獨立の經濟單位として發達するやうにしなければならぬ。」(註1)

此の趣旨に従つてわが外國貿易の形式はソウエート經濟を帝國主義諸國の搾取對象と化せしめることを防止すると共に社會主義を目標とする經濟的發達を確保するものでなければならなかつた。而して此の課題はプロレタリア獨裁の不可分の一部としてのソ聯邦外國貿易の獨占的國營によつて解決を見たのである。

(註1——第十六回大會に於けるスターリンの報告連記)

既に一九一八年に於て外國貿易國營令によつて此の國營は國家の特に委任した機關の専ら擔任する所となつた。

貿易の獨占國營は多方面の意義を有しソウエート政治、經濟體系の重要要素をなすと共に吾國をして社會主義制の經濟的獨立の國家たらしめる有力な手段となつて居るが、其の多角的の意義とは次の點を指すのである。

(一) 貿易國營に基き輸出入を認容する商品の範圍と數量を一定することによつてソウエート國家は其の建設の初期即ち通貨の暴落、商品饑饉、經濟一般の破壊の時期に於いて、かの大戰後の獨逸に行はれた様な國內財産の國外流出を防止することが出來た。尤もソウエート政府樹立の當初のみならず、其後も常に外國貿易の獨占國營はプロレタリア獨裁の經濟的基礎の保全に對する有効な方法であつたのである。クライン曰く「武力干渉を斥けるための赤軍と經濟上財政上商業上の干渉を斥けるための外國貿易獨占とはプロレタリア獨裁及びソウエート政權を守る二つの重

要な防壁である」と。(クライン著外國貿易の諸問題四二頁)

(二) 外國貿易の獨占によつてソウエート國家は(イ)商品の買付及び輸出用として外國資本が國內に侵入する場合、ソウエート經濟に及ぼすことあるべき有害作用を未然に防止すること(ロ)資本主義世界との自由な交通によつて必然に生ずる國內資本主義分子の擡頭を抑止すること。貿易國營に對するブハーリンの批評に關してスターリンに當てた有名な書翰に於いてレーニンはブハーリンの主張として農民の商品を動員して國際的交易に提供させる(ブハーリンによれば外國貿易人民委員部は其れを如何ともなし得ない)には自然の力に委せるがよいといふ説に答へて「問題は併しそこにはなくて外國貿易人民委員部が誰の爲めに働くか、即ちネツプマンの爲めにか或はプロレタリア國家の利益の爲めに働くかにある」と述べ、是によつて外國貿易の獨占國營だけがプロレタリアートの階級的利益と其の國家の經濟的威力の強化とのために國內の物資を輸出用に動員し得るといふことを強調した。(レーニン全集第二卷三九頁)

(三) 大工業の復興と發達は技術上、生産力上遙かに進歩して居る歐米の資本主義的生産物が自由にソ聯邦に侵入するやうでは到底望まれなかつた。そこで高い關稅障壁によつて社會主義工業の發達を確保し得ないかといふ問に答へてレーニンは上述の書翰中でブハーリンの貿易國營よりも關稅障壁を是とする論に關して、「帝國主義の時代即ち貧窮國と非常に富裕な諸國との間に驚くべき懸隔のある時代に於いては如何なる關稅政策も有効であり得ない。」と述べて居る。更に彼は斯様な狀況の下に於ては富裕な工業國は同國からロシアに輸出する商品に對して輸出獎勵金を設けてロシアの保護關稅の障壁を乗越させることが出來、有らゆる工業國にとつて其れに要する金は十二分に有るから吾が

國の工業は確實に倒壊させられてしまふと言つて居る。國內市場の獨占を基礎とするダンピング方針を系統的に實行して居る高度に發達した資本主義獨占事業體に對して保護關稅は建設途上の社會主義工業を保護する何等の有效な手段であり得ないことは明白である。工業の發達を計る見地からソ聯への輸入を直接に統制する外國貿易國營のみが此の發達の充分な保證たり得たのである。

(四) ソウエト經濟は其の本質上計畫經濟である。ソ聯邦國民經濟の社會主義部面の増大と共に計畫的統制に服する經濟範圍は非常に擴大されつゝあり、現在既に計畫及び計畫的統制はソ聯邦内に行はれる經濟活動の壓倒的大部分の指導原理となつて居る。若し資本主義諸國とソ聯邦の接觸を自由に放置したならば、計畫に表はされたソウエト國家の具體的經濟方針を覆しソウエト經濟の計畫性を臺なしにすることは明かである。其れ故に外國貿易の獨占はソウエト經濟の計畫的統制を可能ならしめると共に、此の統制を破壊する外國資本の影響を排除する經濟政策の一段である。「外貿獨占はソウエト諸共和國を繞る資本主義世界に對するソ聯邦の經濟上、商業上の特異性を最も明確に規定するものである」(クラシン著外國貿易の諸問題二三頁)而して外國貿易の獨占(國營)は資本主義世界の破壊的影響に對してソ聯邦の計畫經濟を護ると共に外國貿易そのもの計畫性を確保するもの、即ち通商に計畫性を帶びしめると共に此の通商を國民經濟計畫に従屬させるものである。

(五) 貿易に關する總ての職能を國家の手中に集中することによつて、多數の仲介者を排除し其れらの者が從來取得して居た利益を國家收入となすことが出来る。外國貿易の獨占は斯くして社會主義的蓄積の源泉となり、社會主義的建設を助けるのみならず、其のテムボを促進するものである。同一の理由即ち全取引業務を國家の手中に收めることによつてソウエト外國貿易の効果を非常に高め、従つて又(イ)買付の集中化による決済注文條件の有利並に(ロ)販賣の集中化による販賣條件の有利とソウエト輸出機關間の競争の排除——の結果として貿易國營は社會主義的蓄積の源泉としての重要を増す。

(六) 世界經濟恐慌の悪影響に對して外國貿易國營はソ聯輸出の抵抗力を大いに強化し、資本主義諸國の保護貿易主義及び自給自足主義の尖鋭化した情勢下にあつてソウエト通商機關は營業上の弾力を示すことが出来た。

ソ聯邦と資本主義各國との經濟關係、その一形態としての外國貿易國營は國の内外に於いて幾多論議の種となつたが、左右偏倚論者の日和見主義的議論にも其れが反映した。黨内の右翼及び「左翼」反對分子と黨外の富農擁護論者は外國貿易の國營を排斥し、ソ聯邦を世界經濟の一部として後者の統制下に立つものとしてのみ承認しやうとする點に於いて一致した。

此の問題に關する右翼の最も纏まつた議論の一としては前記プハーリンの夙に一九二二年に外貿國營廢棄の主張があるが、プハーリンは其の廢棄に代ふるに關稅を以てすれば、外國との經濟關係の正常の發展をさほど壓迫しない彈力あるものとなると説き、(之に對するレーニンの反駁は既述)又斯くすれば農産物の旺盛な輸出を期待し得ると論じた。

又其の當時多くの産業當事者中、外國貿易當局の官僚主義や無能を口實として外國貿易國營を攻撃する者があつた。

が、レーニンは上述のスターリンに宛てた書翰に於いて之を駁し、外國貿易人民委員部無能の問題は外國貿易國營の原則的重要性を動かすに足らない問題であるが、況して此の無能は他の各人民委員部の無能に比して何等優劣がないと云つた。

第十四回黨大會に於いてソコロニコフ及びシャーニンの如き日和見主義分子はソ聯邦は農業國としての性質を保持し農産物を輸出して、工業の進んだ國から機械及び工業設備品を輸入するを可とするといふ議論を主張したが、之に對してスターリンは次の如く應酬した。「同志ソコロニコフは吾が國をドーズ案の下に置かうとする論者に等しい。吾が國が目下機械類を輸入する餘儀ない事情にあることは誰も知つて居る事實であるが、同志ソコロニコフは此の必要を理論化するもので其れは誤りである。若し吾々が機械の輸入を必要とする現在の段階に停滞して自力を以つて其れを生産することをしないならば吾が國が資本主義體系の附屬物と化することを免れ得ないのである」(第十四回黨大會に於けるスターリンの演説)

此の問題はまた一國社會主義不可能論に密接な關係を以て反革命的トロツキズムによつて取扱はれ、第七回コミンテルン執行委員會總會に於いてトロツキは「吾國と外國との連繋の増大は當然世界市場に對する、また資本主義に對する吾國の依存性(勿論、相互的の)の増大を意味する。吾が社會主義國家は常に直接又は間接に世界市場の相對的統制下に置かれて居る。世界經濟は己れの各部分を統制し其の部分がプロレタリアート獨裁下にあると、社會主義經濟建設中にあるとを問はない」と述べた、同時にトロツキは吾國の工業化の結果として對外經濟關係擴張の必要

を肯定して、結局資本主義世界に對する吾が國の依存性の増大を不可避とする論理的歸結に到達した。

右翼も「左翼」もともにブルジョア及び富農側の學者たるグロマン、スハーノフ、コンドラチエフ等の主張する説に一致した譯で、世界市場の吾が國に對する統制といふトロツキの見解はグロマンの「吾が農業は世界市場と連絡して發達し、現在も發達しつつあり將來も然るだろう。而して其の發達テムボは世界市場の發達テムボに相應する」といふ斷定を繰返したものに過ぎない。(一九三一年發行外國貿易の諸問題) 中のビスコッペリの文中に引用)

コンドラチエフは「ソ聯邦の對外關係の基本的特徴、特に其の農業國たる性質を變更し得ない以上、世界資本主義の農業的背後地として國際的分業の體系中加入しなければならぬ」と説いて居る。即ち工業の發達した資本主義各國の農業植民地としての役割を吾人に振當てやうとする點でトロツキストも右翼も、反政府行爲者も一致して居るのである。

併し第十四回黨大會に於いてスターリンによつて纏められた黨の總方針は其れとは異なるものであつた。(前述参照) 而て此の方針に従つてソ聯邦の對外通商關係が具體化されるに至つた。ソ聯の對外經濟關係に於ける法令を規定し、第一次五年計畫に對する此の經濟關係の方向と規模を決定するに當り、黨は第十五回大會を通じて次の如く聲明して居る。「國際關係の方面に於ては單に此の關係を發展さへさせればよいと云ふ譯ではない、(もし反對派の提唱するやうに單に左様な方針を實行するならば外國貿易國營の撤廢となり、經濟的軍事的に國際ブルジョアに降服するに等しい)併し又資本主義世界との經濟關係を縮少すればよいと云ふのでもない(若しも左様な方針を實行すれば吾が經濟

的發達一般及び社會主義建設テムボの遲滯を來すこととなる。そこで此の關係(外國貿易、外國のクレジット、利權の擴張、外國工業の移入)はソ聯邦の威力を増大する程度に於いて、またソ聯邦を資本主義世界に對して一層獨立的たらしめる限りに於いて、またソ聯邦の工業的發展の社會主義的基礎を擴大させる限りに於いて出来るだけ廣汎な關係を結ぶべきである。

外國貿易に關する第十五回黨大會の聲明は要するに吾が外國貿易はソ聯邦工業化のテムボを迅速化するために資本主義國の工業(幾分は其の原料も)を利用するといふ大方針を基礎とすにあつた。而て其の手段としては外國貿易の獨占的國營によつて出来るだけ多額の外國貨幣を取得することであつた。

第一次五個年計畫期間に開始されたソ聯邦を機械輸入國から自力で機械を生産する國と化する工作がやがて完成すればソ聯邦の經濟的獨立は確立し資本主義世界經濟の附屬物と化する惧がなくなるのである。(第十四回黨大會(註)一九三二年二月第十七回黨會議決議)

併し經濟的獨立の達成はソ聯邦の貿易の縮少を意味しない。第十七回黨會議に於いてクイブシエフは第二次五個年計畫期間に貿易の發展を計ると述べたが。此の方針は今も變らない。(譯註)事實は一九三一年以後ソ聯邦の貿易は輸出とも差縮の一途を辿つて居る。併し社會主義國家にとつては貿易の單なる増大が必要なのではなくて、ソ聯邦の社會主義建設を助け、また聯邦の完全な經濟的獨立を害はぬ貿易關係の増大のみが必要なのである。併し資本主義國の工學技術の輸入は第二次五年計畫期間に於いては最早以前のやうな緊要さがなくなり、自國に必要なものを自ら製造し得るに至つたので、時折不足する何等かの生産

品、原料、機械を輸入することはあるが、それはもはや「買ひ度いから買ふので買はんでも済む程度のものである」。

(第十七回黨會議に於けるクイブシエフの報告) 同時に輸出方面に於いては、現在吾人に有り餘つて居る生産物を外國に賣出して居るが、それは賣つても賣らないでもよい程度に考へられて居る。極めて僅かの輸入以外は自力を以て第二次五年計畫を遂行し得るソ聯邦は外國からの物資購入條件が根本的に變化して有利とならぬ限り多額の輸入を行ふ意志はない。(第十七回黨大會の演説より) 斯く輸入を制限してあれば輸出の規模も其れに應じて大なるを要しない譯である。それだけソ聯邦は商品の輸出振向けに於いて以前よりすつと餘裕を有するに至つたので、今後輸出各品目の重要性に變化を來すに相違ない。ソウエート經濟の復興期と改建期間に輸出品目上に生じた大變化は此の觀點から觀察する必要がある。

ソウエート輸出の構成内容は、國內に存する物資を輸出と國內消費とに社會主義建設の見地から最も正しく分配すべく國民經濟計畫によつて規定せられて來たのであるが、此の國民經濟計畫の基礎となる全國の生産力そのものが吾國の工業化、さらにそれに次ぐ農村の社會主義的改造等の大變動の結果として變化して來た。そのためにソウエートの輸出の構成内容も變化を被つた譯である。

大戦前の五箇年間にロシアの輸出の壓倒的の大部分は農産物であつて輸出總額の七割を占め、工業製品(其の内未製の木材が相當の地位を占む)は三割に止まつた。また全輸出額の六五%は未製品であり、其の内農産物の輸出は特に際立つて未製原料の性質(九一%)を帯びてゐた。而て大戦前ロシアの全輸出の殆ど半額は穀物が占めて居た(輸出總額一五〇一百万留中六二五百万留)。

貿易の基礎を主として穀物の輸出に置いた帝政露西亞の遅れた農業國としての特徴は是等の數字によく現れて居る。ソウエート・ロシアの貿易の初期には併し輸出品の構成に大した變化を及ぼさず一九二三/二四年度に至るまで農産物は約六二%を占めてゐた。ソウエート輸出の大宗は最初は大戦前に於けると同様に未製原料であつて、全輸出の六六―六七%を占めて居た。尤も幾らかの變化はその當時にも認められ一九二二年頃極めて僅少に止まつた輸出品目(當時の輸出の大部分は亞麻、生皮、未製毛皮、挽材、揮發油が占めて居た)が一九二三/二四年度には稍増加した。第十三回黨大會に於いて論斷されたやうに當時開始された一般經濟の振興によつて、ソウエート輸出に會て見なかつた穀物の輸出が一躍、全輸出の四割に達し、その外、上記の品目以外に相當量のバター、鶏卵、マンガン、鑛石、未製木材、並に仕上木材(桶材及び枕木等)の輸出を見、また化學製品、石炭、植物油、野禽の輸出が現れた。

併しながら是等の現象は輸出品構成内容の大きな變化を示すものではなく、主として「新經濟政策」と共に開始されたソウエート經濟の物質的地盤の單なる擴大から生じたものである。當時のソウエート・ロシアは未だ農業國として工業は漸く復興に向つたばかりであり、當時輸向商品としては主として農産物と戦前も相當に輸出されて居た僅少の工業産物(石油、木材)に求める外なかつた。

次の四年間は復興期に當つて居たが、此の四年間にソウエートの輸出は激増し一九二四/二五年度(譯註——一九三〇年までは年度替りが十月一日なり)の五七七・七百萬留から一九二七/二八年度の七一九・六百萬留となつた。併しながら輸出内容中依然として農産物が優勢を占めて居た。尤もソウエートの大工業の發達によつて従來に比して此の優位が幾分緩和され

たことはある。ソ聯邦の經濟復興の結果第一次五年計畫開始以前にも輸出内容は變化したが、之を此の五年計畫期間に明かに表はれた變化に比すれば言ふに足りない。而て其の變化は二つの特徴に要約されるが一は輸出の工業化傾向と、もう一つは社會化された農業を新しい基礎とする農産物輸出の増大である。

輸出工業化の現れは多岐であるが主として(イ)工業製品輸出の相對的增加(ロ)輸出の精巧化、即ち原料の輸出を半製品の輸出に代へ、更に半製品よりは全製品の輸出に代へること(ハ)社會主義工業の發達を立證する新しい輸出品目の出現と其の量的増加——に現れて居る。

ソウエートの輸出總額に對する工業製品の割合の増大は左表に明瞭に現はれて居る(譯註——工業製品の割合の増大は工業製品そのもの、増大によるよりも反つて輸出農産物の減少によるものであることはソウエート聯邦事情誌第六卷第二號に指適してある通りである)

全聯邦の輸出額に對する工業製品輸出の割合

年次	一九〇三—一三	一九二三/二四	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年
%	100	75.5	61.1	55.3	50.8	46.0	41.2

同時に輸出品の精巧化が行はれ未製原料及び半製品の輸出が減少すると共に仕上商品の輸出が増加しつつある。

商品仕上げの程度によるソウエイト輸出の構成 (百分率)

年	次	一九一三年	一九二三/二四年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年
輸出 總 額		100	100	100	100	100	100	100
	其の内							
(イ) 未製及び半製品:		七二四	七二〇	五〇〇	五〇四	五二七	四〇一	四〇八
(ロ) 完 製 品:		二七六	二八〇	五〇〇	四九六	四七三	五九九	五九二

輸出の精巧化は工業原料の減少に現はれると共に農畜産物としても益多く国内で仕上げた後に輸出されるに至つた。

輸出に於ける完製品の割合

年	次	一九一三年	一九二三/二四年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年
工業 製 品		七五	七〇二	六六	七〇一	七七	七七	六二
農 産 物		八〇	一〇三	一九一	九六	一五二	一〇〇	一六二

(註)——一九三三年に於ける工業品輸出中、完製品の減退は銀の輸出増加による。

工業製品の割合の増大、輸出品の精巧化と同時に従来吾が輸出に全く見られなかつたか或は極めて僅少に止まつた

種類の工業製品の輸出が發展を見るに至つた(機械、電燈、化學製品、特に青達製品、燐灰石、加里鹽、糸、罐詰)。これは吾が國の工業化が輸出に反映したのであつて、資本主義恐慌の發展、世界貿易の非常な萎縮、販賣市場争奪戦の激化、各國の自給自足傾向、ソウエイトの輸出に對する各種の排斥手段等を以てしても吾が輸出工業品目及び數量の増加を妨げることは出来なかつた。

農業社會化の成功は穀物について最も明瞭に現はれたが、直接輸出に關係ある亞麻、乳製品、棉花についても大なるものがあつた。前述の如く輸出の工業化は近來ソウエイト輸出の傾向であるが、第二次五年計畫によつて吾が全産業の技術的改善によつて此の傾向は更に著しくなる筈である。同時に吾が輸出に對する外國市場の競争、壓迫が激甚化するのを免れない。ソウエイト製の糸が海外市場に現れるや、世界的コンツェルン「コーツ」會社の競争を促し、化學製品の輸出は「ファルベンインドゥストリー」會社の利益に抵觸し、殊に青達製品の輸出は「ソリウエイ」コンツェルンの吾人に對する敵愾心を喚起させ、加里鹽の輸出開始は獨佛加里カルテルの利益を壓迫することとなり、燐灰石精選礦の輸出は佛國の有力な資本閣との間に利害の衝突を來たす等々の事實を生んで居る。吾が石油輸出に對する世界的石油コンツェルンの競争特に「データチング」のその如き屢如何に激化したかは今更述べるまでもあるまい。尙、獨占的資本がソウエイトの輸出に對して如何に抗争して居るかを理解するには吾が燐寸の輸出によつて脅威されたスウエーデンの燐寸トラストの抗争が此のトラストの財的勢力に相應して如何に頑強であり、政治的色彩すら帯びて居たかを想起すべきである。

ソウエートの輸出に對する闘争は二經濟體制の深刻な敵對によつて不可避とせられる資本主義國のソ聯邦に對する經濟的闘争の一部に過ぎないことを忘れてはならない。ソ聯邦に對する經濟的闘争が建國以來十七年間絶えなかつたと同様にソウエートの輸出に對する抗争も時に緩急の差はあるにしても最初から絶えたことがない。吾が外國貿易國營に反對する商社の聯盟結成の企圖、吾が競争者の反ソウエート宣傳、ソウエート商品ボイコットの提唱、行政官憲の各種の壓迫等は吾が輸出の歴史を一貫して明瞭に現はれて居り、現在でも到る處に見られる所である。資本主義國間の矛盾を激化した經濟恐慌期に「ブルジョアジーがソ聯邦を犠牲にして資本主義の何らかの矛盾又は矛盾全部の解決を計り得ないものと虎視眈々として居る際」(スターリン)に吾が輸出に對する闘争もまた激化して居る。而て吾が社會主義建設の成功の結果、輸出の量的増大と質的改善、更に重要なことは輸出の工業化傾向は之によつて世界市場に於ける利益を害された各國を驅つて吾が輸出に對する抗争を激化させるに至つた。恐慌期に反ソ各國は反ソウエート運動(ソウエート・ダンピング反對、強制労働反對等)の標語の下に特にソウエート商品の輸出を壓迫する處置(ソウエート商品に對する關稅の引上げ、反ソ經濟ブロック結成の企圖、ソウエート商品の輸入禁止、又は輸入割當制の實施)を特に廣汎に講ずるに至つた。是等の處置はソ聯邦に對する爲めにする所ある攻撃及び武力干渉の傾向の反映に過ぎないが、經濟恐慌によつて強められたに相違ない」(第十六回大會に於けるスターリンの言)。併し同時に失業者の増大、販賣市場の狹隘化の結果ブルジョアジーをしてソ聯邦との通商關係の正常化を計らせたのである。

『ボリシエウイキーが今や經濟的に政治的に、また軍事的にも非常に強大になつたことは誰にも判る。ソ聯邦に對す

る武力干渉を防がせる資本主義各國内の労働者を如何にすべきか：ボリシエウイキーとしても反對して居ないソ聯邦との通商關係を増大させる方針を取つた方が良くはないか。そこでソ聯邦と平和的關係を繼續しやうとする傾向が生れた譯である」(スターリン著レーニン主義)實に此の傾向によつてソウエート輸出に對する敵意の一時的停止が生じたが、併し其後も時々反ソ運動の勃興が繰返された。唯クラシンの言つた通り是らの運動の起伏に拘らず、ソ聯邦の貿易が一日も休止しない有力な經濟戦線であるといふ根本は變らず、『無數の賣買契約、クレヂット協定、借款、抵當、手形、運輸、保險等の業務について資本主義世界はソ聯邦の力を試み、隙さへあらば其れにつけ入つて國內經濟を掌握し、計畫經濟を破壊し、其の上に純粹資本主義を復興し、私有財産權の君臨を計らうとして居る』(クラシン著外國貿易の適正な組織、其のテクニツクの會得、その方法の完成は外國貿易戦線に於ける吾人の戦闘力の觀點からも、また吾が貿易業務の能率の向上、社會主義的蓄積の増大といふ見地からも非常に重要性を持つて居る。そこで吾人は此の視角からソウエート輸出の組織及びテクニツクの問題を取扱はなければならない。

文 献

※一、レーニン——ロシヤに於ける資本主義の發達

※二、スターリン——レーニズムの諸問題

※三、スターリン——五個年計畫の總計（一九三三年一月黨中央委員會及び中央管制委員會合同總會に於ける報告）

※四、クラシン——外國貿易の諸問題

※五、ローゼンゴリツ——ソ聯邦と資本主義世界

※六、黨大會、會議、中央委員會總會等の決議に現れた全聯邦共產黨

※七、外國貿易獨占國營のための闘争十五年（バルトイヌダト一九三二年發行、論文集）

※八、第十七回黨大會に至るまでのソ聯邦外國貿易（外國貿易獨占研究院論文集、一九三四年發行）

第一章 輸出業務の組織

一、外國貿易獨占國營と其の組織

ソ聯邦外國貿易の組織形態はソヴェート政權樹立以來の十七年間不變な固定したものでは有り得なかつた。此の形態は種々の時期にわが貿易特に輸出業務の組織上の改革を促す「國外の狀勢並に國內の社會主義建設の必要に従つて」常に變革を経て來たのである（一九二五年黨中央委員會十月總會決議）。併しながら是等組織上の變革の基底には常に外國貿易獨占の原則が侵されることなく維持されて來た。

此の原則的不變性は序文に記した様にソ聯邦外國貿易の深刻な階級的意味に基くものである。「外國貿易の獨占は不可侵に維持されなければならない」。併しながら「外國貿易獨占國營制度を不可侵として保持しつゝ吾人は變化する經濟情勢及びソ聯邦の目標に對し外國貿易の組織形態を適應させて行かなければならない。但し在外全ソヴェート機關の完全な統一を保持することが必要である」（一九二五年十月ロシヤ共產黨中央委員會總會）。

外國貿易獨占の組織上の骨子は「國家自身が特設の機關（外國貿易人民委員部）を通じて貿易を實行し、また如何なる事業體が如何なる範圍に貿易實務を實行し得るかを規定する點に存する」（一九二五年十月ロシヤ共產黨中央委員會總會）。

外國貿易國營令(一九一八年)は貿易の特権を國家の手中に保留したけれども最初は貿易實際業務の遂行を貿易關係の國家機關に容認したとけでなく、當時外國貿易を管理して居た商工人民委員部の監督を條件として貿易國營機關以外の事業體にも認容して居た。併しながら社會主義經濟建設の發展、ソウエート經濟機關の完備に連れて次第に外國貿易を専門とする國營機關だけに貿易業務が集中されるに至つた。現在では此の過程が既に完結を見、輸出入業務は全部専ら外國貿易人民委員部及び其の管轄下に立つ全聯邦的の各輸出入合同竝に在外營業機關によつて行はれて居る。

ソ聯邦の經濟的成長の段階に應じて外國貿易の實施形態も種々に變化し、輸出の組織も種々の變遷を見た。ソウエート輸出の組織形態の變遷は次の四時期に分けて見ることが出来る。(イ)戰時共產主義時代、(ロ)經濟復興期、(ハ)社會主義的改建開始期、(ニ)社會主義進攻展開期。

二、戰時共產主義時代の輸出業務組織

一九一八年中「ソウエート政權の緊急課題」といふ一文に於いてレーニンは次の如く書いて居る。「先づ最も簡單なことを實施し、既に存するものを良く組織し、其の後に初めて一層複雑なものを準備すべきである。既に實施されて居る獨占的國營(穀物、皮革等)を強化、整頓することによつて外國貿易の獨占國營を準備すべきで、此の國營なくしては外國資本に貢物を納める關係を廢することが出来ない」と。(レーニン全集第二版、)プロレタリア國家は最初國內經

濟問題に没頭しそれによつて將來の對外通商關係の基礎を築かうとしたので先づ商品の輸出入全部を自己の監督下に置くための方策に局限した。即ち一九一七年十二月二十九日に人民委員會は貿易の許可制に關する法規を發布したが、其れによればロシア社會主義聯邦ソウエート共和國からの商品の輸出入は特に商工人民委員部外國貿易課の許可ある場合に限り行ひ得ることゝなつた。而して此の許可さへ有れば從來通り任意の個人及び團體によつて貿易が行はれ得た。此の許可制の制定によつて國家は全外國貿易の國家的統制に第一歩を踏み出したが、帝政時代に出来上つた貿易組織そのものには未だ手を觸れなかつた。併し此の許可制は僅か四個月の短期間存在したに止まり、一九一八年四月二十二日にソウエート・ロシアの外國貿易は政府令によつて國營となるに至つたが、それ以來外國貿易の如何なる取引契約も専ら「ロシア共和國の名義で」(譯註—後にはソ聯邦と譯すべきである)特に其の委任を受けた機關によつて行はれることゝなつた。

商品輸出入の全事業の創立は商工人民委員部に設けられた外國貿易特別委員會に委任せられたが、此の委員會は外國貿易全體を統制する機關であり、營業實務に至つては「國立の買付委員會、買付員、協同組合、商社を通じて」行はるべきであつた。

一九一八年から一九一九年に至る外國の出兵と内亂の時期に於いてはソウエート・ロシアの外國貿易は殆ど零に近い減退を見、漸く一九二〇年に反革命の基本勢力と外國の武力干渉が擊破された後、協商國の最高會議がロシア社會主義聯邦ソウエート共和國に對する封鎖を解いた頃に初めてロシアの貿易にも變化が始まつた。即ち一九二〇年二月

にエストニアとの間に初めて講和條約が締結せられると、それに續いて商品の輸出入が初めて開始せられた。而て同年三月には英國と交渉開始のためツェントロ・ツューズ(消費組合中央聯合)の代表クラシン一行が出發した。

ソウエート・ロシアの外國貿易は次第に復興の道を辿つたが、併し初めの間其の重心は輸入に置かれて居た。一九二〇/二一年度に於いては國內戰や一九二一年の饑饉による國內の極度の疲憊のために輸出は偶然的、間歇的性質を帯びたものに過ぎなかつた。併し此の片貿易的傾向の間にも當時の情勢に促されて貿易の組織形態は幾分整備されて行つた。

一九二〇年六月十一日附の政府の新令は一九一八年の政府令の組織方面に關する條項を具體化したもので、實を言へば此の時以來ソウエート外國貿易の歴史が始まり其の組織形態の第一發達段階が始まつたと見て差支ないのである。新しい情勢下に於ける貿易の重要性を強調して政府は同令によつて、商工人民委員部を外國貿易人民委員部と改稱したが、この新人民委員部には、外國々家、公私施設及び團體、商工施設、個人と有らゆる通商關係を行ひ且つ有らゆる處置を講じ、商品の輸出入に關係ある總ての實務を一定の機關を通じて行ふ特權¹⁾が賦與され、また外國貿易と關係あるロシア社會主義聯邦ソウエート共和國内の其他の有らゆる官廳及び事業體の業務を無條件に統制する權利が與へられて居た。併しながら事實上は當時貿易の實務は全部、外國貿易人民委員部そのものゝ手中に集中せられ、其他の事業體で貿易を行ふものは一も無かつた。此の點についてクラシンは「外國貿易の獨占は斯くして嚴格に中央集權化された性質を帯びて居た」と指摘して居る。戰時共產主義時代の全情勢は斯様な中央集權を必要とし、特に外部からソ

ウエート政權を經濟的に顛覆せんとする企圖を挫折させ、外國市場への吾が進出の餘地を見出す必要があつた。同時にその當時の國民經濟が中央集權化されて居たために外國貿易人民委員部は自ら買付を行ふことをせず輸出物資はすべて計畫に基き利用委員會を通じて關係國家機關から受取つて居た。外國貿易人民委員部の全業務の重心は外國に置かれ國內の業務はすべて外國貿易人民委員部輸出管理局が少數の地方機關及び技術的機關の助力の下に行つて居た。一方外國の大都市には當時種々の形式と各種の名稱の下に(通商代表部、商業派遣部、商業代理部)在外機關が漸次増設されて行つた。

三、復興期に於ける輸出業務の組織

「新經濟政策」によつて惹起された國內經濟生活の大きな變動は外國貿易の組織にも根本的變化を及ぼさないうではおかなかつた。此の變化は新經濟情勢から生じた次の三大要因に促されたものである。

(一) 輸出商品の調達手段としての割當徵發制の廢止、自由商業の認可を基礎とする國內市場の發展、同時に市場の事情に通ずる調達機關の缺如等の事情によつて外國貿易人民委員部は自ら輸出品を取揃えるため調達(譯註)ソ聯で調達といふ場合は特殊の意義を有し官廳が國定値段にて強制的に買上げることに着手しなければならなかつた。

(二) 「新經濟政策」と共に獨立會計制に基き多大の獨立性を有する多數の經濟機關(産業機關)が設置されたが、是等の機關に關係ある貿易實務の擴張された結果、貿易の發展と改善には是等の機關をして直接貿易業務に接近させ

る必要を生じたこと。一九二一年十二月の第九回ソウエート大會の決議には「外國との通商關係を一層發達させるには吾が工業と外國市場との關係を一層密接にする必要がある。全露消費組合合同及び州消費組合々同其他の經濟團體に對しては輸出入貿易直營を許可すべきである」と述べてある。

(三) ソウエート共和國々民經濟の迅速な復興を計るには吾人の受容し得る形式で外國資本を利用することを妥當とした。貿易特に輸出方面に於ける外國資本誘致の形式は輸出商品を外國で販賣するための混合(合辦)株式會社の設立であつた。

幾つかの政府令が發せられて上述の方向に輸出組織を改組するための立法的基礎を作つた。其の最初のものは一九二二年八月九日附政府令でこれによつて外國貿易人民委員部に自ら物資調達を行ふ権利が附與された。次いで一九二二年三月十三日附外國貿易獨占法は貿易實務の新しい手續を規定し、さらに同年十月十六日附法律竝に一九二三年四月十二日附政府令によつて外國貿易人民委員部の監督下に數個の大きな國家機關が外國市場に於いて獨立に貿易營業を實施し得る權利を與へられた。

斯くして一九二一年秋以來、輸出業務組織の第二の發展段階が始まるが、此の段階の特徴は外國貿易人民委員部内に於ける統制機能と營業の分離、同部自身による輸出貨物の調達、外國市場に於ける營業々務の分散化(數個の國家機關及び協同組合の外國への獨立進出)、吾が商品の輸出及び其の外國に於ける販賣のため外國資本を加へた合辦株式會社の設立等である。併しながらクラシンの適切に設被して居る通り「戰時共產主義から新經濟政策への移行と共に變化したのは貿易國營の形式に過ぎず、其の本質は變らない。即ち國家が貿易を外國貿易人民委員部の機關に絶對的に集中することを廢め、關係産業機關を充分に貿易に参加させることとし、外國貿易人民委員部をして之を指導統一させることとなつた」のである。(クラシン著外國貿易の諸問題、一一三頁)。

輸出業務組織改革の具體的な現れは外國貿易人民委員部系統について統制業務を營業實務から分離させたことで、それには次の方法によつた。

- (イ) 外國貿易人民委員部内に統制局を設け同局には營業々務を取扱はしめない。
- (ロ) 通商代表部内に營業課と別個に統制課を設け、商業課だけに従来の營業々務を繼續させる。
- (ハ) 一九二二年四月に外國貿易人民委員部の營業機關としてゴストルグ(國營輸出入事務所)が新設された。

外國貿易人民委員部の地方機關に於いても同様に職能の分離が行はれ、各加盟共和國の人民委員會に附屬して外國貿易人民委員部代表が任命され當該各共和國領土内にある外國貿易人民委員部機關は總て同人の直轄下に置かれ而して同人に附屬する營業機關として當該共和國ゴストルグが設けられこれが同國の輸出入營業を實施することとなつた。總てのゴストルグ中最有力なものはロシヤ社會主義聯邦ソウエート共和國ゴストルグであつて、廣汎に分布した州支部と調達所を有して居た。各ゴストルグはまた各種原料の仕上げ及び其の輸向け準備をなすための生産業務を相當に盛大に行つて居た(剛毛工場、毛皮仕上工場、獸腸工場、桶板工場、亞麻工場等)。

ゴストルグは非常に廣汎な品目に亘つて輸出品の調達を行ひついでそれを外國に輸出し通商代表部に引渡して賣

却させて居たが、ゴストルグ自身としては直接に外國市場に臨まなかつた。時日の経過と共にゴストルグの調達輸出業務は非常に廣汎複雑となり、ゴストルグを全體として見れば多方面に亘る組織であつたが、併し其の營業々務は専門別に分れ、各ゴストルグは商品別に専門化された幾つかの事務所から成立つて居た。ゴストルグは調達業務を非常に大規模に行ふ結果、折角調達はしたが輸出に適しない商品を國內市場に販賣することを餘儀なくされ此の種商品の數量は國內市場に於いて相當重要な地位を占めて居た。外國貿易人民委員部は自身の營業機關として、ゴストルグ及び在外各通商代表部内商業課を有したために輸出の統制に愈よ便利であつた。

輸出組織改組の第二の現れとしては自家生産商品若しくは指定品目の商品だけを販賣する権利を有する幾つかの國營産業機關（石油シンヂケートー石油、皮革シンヂケートー剛毛、馬毛、毛皮、ゴムシンヂケートーゴム製品及び石綿製品、林業機關としてはセウエロレス、ペトロレス、ダリレス、ファネロトレスト等）及び數個の協同組合組織（消費組合中央聯合、亞麻中央聯合、農業組合、全ウクライナ消費組合聯合等）に對して外國市場に於ける獨立業務（在外通商代表部内統制課の監督下に）を認容したことであつた。尙外國市場に於いて自ら取引を行ふ権利を有する事業機關の名簿は勞働國防院によつて制定せられた。

改組の第三の要點としては外國市場に直接出動する権利を有しない數個の事業體の代表者を在外通商代表部に加へたことである。是等の代表者は自己の代表する事業體の提供する商品の販賣に關し通商部が締結せんとする取引契約に参加する権利を有して居た。（特に斯様な権利はザコーカサス、シベリヤ、ウラル、モスコ、東南州、西北州等

の地方的需要を充たすための取引に關聯して若干の州及び共和國經濟會議に對して附與せられた）。

最後に組織改革の結果として商品の調達及び輸出を圖るため外國資本の参加を許す數個の混合（合辦）株式會社の設置をみた。此の種會社は利權規定を基礎として設置せられ、外國貿易人民委員部の必須的監督下に外國市場に於いて自ら營業を行ふ権利を有して居た。是と並んで各外國商社も利權法規に従つて商品の調達及び輸出を認容せられたが、是も亦外國貿易人民委員部の監督下に置かれた。此の種株式會社の數は一九二四年に於いて一二、利權を有する商社は四であつた。

調達及び輸出をなす合辦會社は取扱商品別のもの（例へばルスゴランド^ル林業、ルスアングロ^ル林業、エツゴエクスボルト等）と一方、輸出相手國別もの（對澳のルスアフトルグ、對獨のルスゲルトルグ、對波蘭のツフボリトルグ）とが有つた。上述の輸出組織形態は甚だ複雑であつたので統制が困難であり、それだけ統制機關の弾力性を必要とした。特に外國市場に於いて直接營業の權利ある數箇の輸出者が同一の商品を賣却する様な場合に彼等を協調させる通商代表部の役割は重要であつた。

四、社會主義的改建期初期に於ける輸出業務の組織

わが國民經濟復興の業務は一九二六年までに大體完結をみた。第十五回黨會議の決議にも「復興期は大體完了したと見做し得る」と述べてある。復興期の努力の結果として主要な特色をなすのは工業及び農業の生産が大戰前の額に

達したことである。而して此の國內經濟の發達を基礎としてソ聯邦と外國との通商關係が増大し、わが輸出商品の品目が多くなつた結果貿易業務は次第に複雑となり、貿易營業機關をさらに専門化する必要が愈よ多く感ぜられるに至つた。同時に外國貿易と國內商業は當時異なる二つの人民委員部即ち外國貿易人民委員部及び國內商業人民委員部によつて統制されて居たが、此の統制に脈絡を持たせる必要が痛感されて來た。國民經濟の發達、國內商業及びソ聯邦と外國間の通商關係の發展、外國貿易國營の強化はソ聯邦の貿易及び國內商業に對する指導の統一を必要ならしめる」

(兩人民委員部の合同に關する中央執行委員會及び人民委員會の決定より)。

貿易組織を變化した經濟情勢に順應させ其の組織を一層彈力あるものとし、貿易に關係ある農工機關の利益を一層よく確保する必要が愈よ強く感ぜられて來たので、一九二五年十月の黨中央委員會總會に於いて既に貿易問題は特別の注意を惹き、既に述べた通り同總會は外國貿易の原則の不動を強調したほか、「調達者及び關係事業機關を輸出増進の基本的業務に努力させ且つ業務の統一を計るため各重要輸出品の外國輸出をなす品目別の株式會社、組合、シンヂケートの設立が必要である」と認めた。同時に輸出に關係ある工業事業體及び調達事業體は此の株式會社又は組合に株主として加入させることによつて輸出の實際業務に對するその關心を大ならしめた。而て是等の株式會社及び組合は専ら通商代表部を通じて外國市場の營業を行ふべきものとしてソウエト側機關の行動の統一を計つた。是に伴つて通商代表部の組織も改革されることとなり、同部内に存した統制課と營業課を廢して其の代りに、輸出會社や組合の取扱品目に應じて商品別の各課を設けて從來よりも専門化した組織とし、以て輸出關係の工業及び調達當事者に對

するサービスを改善することとなつた。

株式會社及び組合は重要商品別に設立された(穀物、材木、マルガリン、人造バタ、石炭、バタ等)。それと並んで輸出業務を繼續して居たのは第一に、ゴストルグであるが是は主として第二義的の新種商品の輸出をなす機關に改造せられた。第二には勞働國防院令によつて外國市場に於ける獨立の營業權を有するに至つた産業機關(工業及び協同組合)である。十月總會の決定に次いで、一九二五年十一月には國內商業人民委員部及び外國貿易人民委員部を合併して商業人民委員部とする旨の中央執行委員會及び人民委員會の令規が發布せられた。一九二一年以後に於いては輸出業務専門化の原則が輸出の組織形態を大いに支配して居た。即ち數個の工業機關並に自家生産品に限り外國に於いて販賣する權利あるリノツェントル(全露亞麻消費組合中央聯合)の如き各専門消費組合中央聯合の外國市場進出、ゴストルグ内に商品別營業事務所の設立、商品別合辦株式會社の設立等は一九二二年以前の外國貿易人民委員部の營業が十分に萬般的であつたに對して著しく専門化された譯である。併しながら専門化と並んで萬般的業務形式も多く保存せられ、ゴストルグにせよ總體としてはとにかく各個のものをとつて見れば萬般的な施設であり、ツェントロツユーズやセリスコツユーズの様な數個の消費組合組織の營業も依然萬般的なものであつた。

最後に此の時期にとつて大きな特徴をなすのは同一の商品の輸出を行ふ多數の事業體が並行して存在して居たことであつて、是は特に新經濟政策の初期に於いて著しく、自家の營業品目と何等關係のない商品(例へば茶管理局やコム・トラストが亞麻、生皮、剛毛を輸出して居た如き)を輸出して居ることが往々あつた。其後此の種の弊害は除去

されたけれども同一の商品の調達及び輸出が数個の事業體によつて行はれることは繼續して居た。斯様な並行的存在は或る商品の調達及び輸出の全業務を行ふことは一事業體の力に餘る所から生じたのであるが、外國貿易人民委員部の統制事務を非常に複雑化したので遂に輸出事務局(エクスポルトノエ・ビュロー)といふ新統制機關を設けて(木材輸出事務局、亞麻輸出事務局、バタ同等)外國市場に於ける同一商品の輸出者の不統一を調整させることとした。それでも未だ輸出者の多いために輸出營業を零細ならしめ、在外機關をして徒に事務の煩雜に悩ませて居た。

五、社會主義攻勢展開期の輸出業務組織

農業の社會主義的改造テムボ増進の結果一九二九年夏から始まつた國內經濟生活の大きな變化は商業人民委員部をして新情勢に應じ調達及び國內市場統制の組織を改正する必要に直面させた。統制の集中化と營業の分權化に關する第十六回黨會議の一般方針に従つて商業人民委員部を企畫命令機關と化する方針の下に改組が開始されると共に、獨立會計の部門別合同を設立することとなつた。是等の合同も夫々の商品の調達、加工、國內供給の計畫統制と營業に當ることとなつた。

農業の社會主義的改造によつて農産物の調達及び加工組織の改革を必要とするに至つたが一方五個年計畫の建設に要する輸入資金を得るためにソ聯邦の輸出を振興するには世界經濟恐慌にも關係して輸出組織改革を必要とするに至つた。世界市場に於ける競争の一般的激化、特にソウエートの輸出に對する資本主義國の鬭争の激化はわが貿易國營

の組織を一層融通の利くものとすることを要求した。

『從來貿易の主要課題は國內の有らゆる輸出資源を極力動員するにあつたが、此の時期の貿易の困難は輸出物資の販賣よりも寧ろ其の動員にあつた(商業人民委員部を二個の獨立人民委員部に分割する件に關する商業人民委員部令より)。新情勢の下に於いても貿易の課題は輸出物資の動員にあると共に、其れを外國市場に提供するに當つては吾が輸入延いて國內經濟建設に對する世界經濟恐慌の悪影響を出来るだけ少くすることにあつた。斯くして貿易組織の改革は一九三〇年までに國の内外に形成された新情勢に促されたものであるが、此の改革の端緒は一九三〇年二月六日附商業人民委員部令であつて、是によつて商業人民委員部に専門的輸出入合同を設置し、之に營業業務を全部引渡して貿易に對する計畫上の統制と監督だけを人民委員部に保留することとなつた。此の改革は數個月後に即ち一九三〇年十一月二十二日附中央執行委員會令によつて商業人民委員部を配給人民委員部及び外國貿易人民委員部の二つに分割した處置を以つて一段落を告げた。國の内外に於いて商業の方法及び形式が著しく相違して居る結果、外國貿易及び國內商業の統制組織を改める必要がある。現在までに商業人民委員部に二つの體制が出来上り、その一つは國內市場の新情勢に應じて漸次改變されつゝあり、他の一は貿易情況と貿易の方法上の特殊性に應じて改正されて來て居る。』(註)前出商業人民委員部令

輸出の新組織中從來に比して根本的に新しい點は何よりも輸出物資の調達業務をその輸出及び外國に於ける賣却の業務から切り離したことである。

復興期及び改建期初期に互つて（一九二二年から一九二九/三〇年度まで）外國貿易當局は外國市場に商品を輸出し販賣したばかりでなく自ら調達に従事して輸向農産物を集積し、また國內市場に於いて調達を行つて居た國營機關及び消費組合機關も外國市場に臨む權利を有し、さらに輸出商品を生産する重要工業事業體も同様貿易營業の權利を有して居たことは既に上述したが、一九三〇年以來現在に至る期間には貿易組織は變更されて外國貿易系統の機關は自ら輸物資を集積することを廢して、輸出農産物については當該調達機關の業務に對し、また輸出工業品については工業事業體の業務に對して計畫上の統制を及ぼすことによつて集貨を促すに止めることゝなつた。（後述する毛皮の集貨は例外をなす）貿易計畫及び其れを具體化した獨立會計契約（ホズラスチョートヌイ・ドガラル）に従つて外國貿易人民委員部系統は（極めて僅かの例外はあるが）輸出するばかりに取揃へられた商品を受領すればよいので、其の主要職分は右商品の輸出と外國に於ける賣却とである。

さらに輸出組織の新しい點は營業々務を一層明確に専門化したことで、一定商品の輸出と賣却は以前のやうに數個の系統によることなく専ら外國貿易人民委員部の一機關たる一個の輸出専門の合同に集中されるに至つた。此の各輸出合同は輸出營業々務全體の中心となりつゝある。斯く一定商品の輸出を一合同に集中することによつて、輸出業務の掛引の餘裕は著しく高まつたが、此の合同は同時に其の商品の外國に於ける賣却を指導する權利を有するに至つた。斯くして一定商品の輸出と賣却の方針は外國貿易人民委員部の監督及び指導下に立つ一個の中心によつて決定され實行されるに至つた。

第二次五年計畫に關連する經濟問題の複雑化、ソウエート經濟全部門に於ける業務の質的改善問題の尖鋭化によつて、一般に組織改革の問題は最近の第十七回黨大會に於いて注意的となつたが、組織問題に關する此の黨大會の決定方針は總てのソウエート機關に對して官僚的執務態度の排除を要求し、事務分擔の過度の細分化を排し、生産種別に改組し、隸下機關に對する具體的指導を要求した。此方針に關聯して一九三四年三月中、外國貿易人民委員部は同部系統内に右方針の實現を計るための數個の具體的方策を講じた。即ち（イ）同人民委員部及び其の各合同内の過度の營業制の廢止、（ロ）總ての營業及び統制機關内に嚴に一人首長制を敷くこと、（ハ）是等機關の首長には當該關係政府方針の實施狀況を自ら點檢し、職員の選任を行ふ義務を負はせること等であつた。

ソウエート輸出組織の變遷上一九三〇年に始まつて現在に至る第四期に於いては以上に記した様な組織になつて居た。此の時期の組織の特色は外國貿易の全營業々務が外國貿易人民委員部に集中されて居る點に於いて第一期（一九二一年以前）に近似して居るが、併し發達段階も内容も違つて居るのである。

六、現在の輸出業務組織の主要特色

現在の輸出組織は全部（イ）一九三〇年に實施された外國貿易改革、その基本原則は上述したものと（ロ）第十七回黨大會の決定に基いて實施された過度の分業化排除に關する規定とを基礎として居る。以下輸出の組織と其の内容に就いて記すに當り、先づ直接營業に従事する機關を先にし、次いで輸出業務の統制指導を行ふ機關に言及することゝする。

(イ) 營業機關系統

ソ聯邦内の營業機關

現在全輸出業務の營業方面の中心は輸出合同であつて、之は外國貿易人民委員部の監督及び指導下に獨立會計制に基いて事業を行ふものである。一九三四年十一月一日までに存在した輸出合同は次の如くである。

- 一、ソユズネフテエクスポート——總ての石油製品(揮發油、燈油、ガソイリ、機械油、原油等)の輸出を行ふ。
- 二、ソユズウグレエクスポート——石炭及び無煙炭の輸出を行ふ。
- 三、ソユズプロムエクスポート——化學工業品、油脂工業製品、紡織、護謨製品、植物油、肥料等輸出工業品の相當なる部分を取扱ふ合同。
- 四、エクスポートレス——有らゆる種類の未成木材及び仕上木材の輸出を行ふ。
- 五、エクスポートフレブ——穀物、搾粕、砂糖、バタ、鶏卵、ハムの輸出を行ふ。
- 六、エクスポートリヨン——原料亞麻、大麻、梳亞麻、屑亞麻、亞麻製品及び大麻製品の輸出を行ふ。
- 七、ソユズプシニナ——禾製、半製、完製毛皮の輸出を行ふ。
- 八、ソユズメチンポート——滿俺、鐵礦、石綿、クローム礦の輸出を行ふ。

九、ラズノエクスポート——主として動物性原料即ち剛毛、獸腸、馬毛、羽毛、廢物原料、小形原料皮革、牛毛、精製皮、皮革製品の輸出を行ふ。

十、ルイバプロドエクスポート——魚類、罐詰、果實、野菜の輸出を行ふ。

十一、ミネラルシリカトエクスポート——窯業製品、食器、食鹽、陶土、燐寸の輸出を行ふ。

十二、レフテフスイリヨ——藥草、藥劑、煙草の輸出を行ふ。

十三、コウエルクステクスポート——手工藝品及び絨繻の輸出を行ふ。

十四、テフノエクスポート——各種機械の輸出。

十五、テフスチーリインポート——棉花の輸出を行ふ。

十六、メジドウナロードナヤ・クニーガ——書籍、文房具を輸出す。

十七、アンチクワリアト——骨董及び繪畫の輸出を行ふ。

十八、アフトエクスポート——自動車を輸出す。

十九、トルグシン——黄金及び外國貨幣と引換へにソ聯邦内にて外國人及び自國民に輸出商品を販賣す。

右に列舉した輸出合同中の或るものは同時に輸出品目と同種類の商品の輸入をも行ふ。例へば鑽石を輸出するソユズミチンポートは鐵鋼の輸入も行ひ、テクスチーリインポートは取引所商品たる棉花の輸出をなすと共に、其他の取引所商品たる鐵鋼以外の金屬、ゴム其他の輸入を行つて居る。又メジドウナロードナヤ・クニーガは書籍の輸出の

みならず輸入をも行ひ、小形原料皮革を輸出するラズノエクスポートは大形同上を輸入し、ソユズプロムエクスポートは化学工業製品中未だ輸入の必要あるものを輸入して居る等々である。

以上を見ても判る通り、上記各合同の組織方針としては大體、類似商品の類別による専門化である。

商品別に作られて居る上記各合同の管掌から除外されて居るのは唯、西部支那(新疆)、アフガニスタン、蒙古、トルコ共和国との取引であつて、これは是等東洋諸國との貿易の特殊性による。而して是等各國との貿易には相手國別の輸出入合同としてソファアフガントルグ、ソフシントルグ、ソフトウワトルグ、ソフモントルグが出来て居る。輸出方面の基本的取引組織は以上の如くである。

獨立會計制の各輸出合同は自己の定款に従ひ獨占事業として各自に許可された品目の商品の輸出と外國に於ける賣却に關する業務を行ふものである、此の基本的課題に關連して尙定款で定められた職分として營業計畫の作成、輸出業務の収益性の闡明、収益性向上策の實施、外國市場の研究が課せられて居る。輸出合同自身としては普通何等の生産及び調達業務を行はないけれども、定款に従つて輸出物資の増加及び改善に關して間接の努力をなすべきものと規定してある。即ち定款によれば左の如き義務がある。

- (一) 『其の(合同の)營業種目に屬する輸出物資の増加策を立案實施して輸出物資の増加を促すこと。』
- (二) 取扱商品の『輸出向品等』のものに對し規格及び技術的條件を立案實施して輸品商品に對する品質改善を促すこと。

と。

- (三) 『合同の取扱ふ商品の生産、保管、輸送を規定する生産計畫、輸出事業固定投資計畫、倉庫業及び運輸業の計畫立案に参加して』輸出の生産的基礎の擴張を促すこと。

第十七回黨大會の決議に基く組織改革の結果、輸出合同は商品別に組織された營業事務所又は營業部に分れるに至つた。例へばミネラルシリカトエクスポート(金屬窯業輸出合同)は燐寸、金屬、窯業の三取引事務所に分れて居る。斯様な營業事務所は何れも取扱商品の取引に關係ある全範圍の問題、即ち各種計畫の作成、認可計畫による商品の供給、取扱商品に對する規格の制定、外國市場に於ける賣却の指導、同市場の研究、輸出貨物の輸送及び保管の監督、總ての経費低減策、採算の勵行、取扱商品の調査及び會計等を取扱ふ。

輸出合同内の主要な役割を演ずるは右の營業事務所であるが、僅少の二次的事務所は合同全體の總括的計畫、會計上の指導等に從事する。輸出合同は外國貿易人民委員部の許可を得て生産又は調達の現地又は港に自己の支店、出張所、駐在員を設置して、輸出向商品の引渡や發送の正確を計らせ、又或種の合同にあつては其の他に輸出向商品の選別を行はせ英語に所謂エクスポート・リクタイトド(直ぐに輸出し得るばかりの體裁のもの)とする仕事を行はせる。上述の如く外國貿易人民委員部系統は原則としては調達(買付)も生産事業も行はないのであるが、僅かの例外として毛皮業の如く、輸出を主として居るものにあつては貿易人民委員部系統自身が毛皮の原料及び製品の輸出を行ふばかりでなく、其の買付、加工、毛皮用動物の飼育までも行つて居る。

在外營業機關

三八

輸出營業事務の第二の中心は在外營業機關であつて是は輸出合同の輸出した商品を受取つて自ら賣却するのである。此の在外機關の組織は所在國內に於ける情況、その商品の取引額、取引の難易等によつて區々であつて、(一)ソ聯邦内の輸出合同の取扱ふ商品と同一の商品を専門に扱ふ支部として通商代表部に設けられる場合(是は一合同の商品部類の取引が通商代表部に特に支部を設けるに足る程有望な場合)と、(二)通商代表部の營業課(ユンメルチユスカヤ・チャリスチ)が其の國に輸出を行つて居る總ての合同の商品を引受け、支部を設けない場合、(三)ソヴエート産商品を販賣する目的の下に外國法規に基いて設立された會社の場合がある。斯様な會社は各國に存在し、或る場合には多くの合同の各種商品を販賣する。例へば英國に於けるアルコス、米國のアムトルグ、南米のユジヤムトルグ等であり、又或る場合には何れかの一合同の商品を専門的に販賣するもので、石油製品に於けるドイツのデルナフト、英國のロブ等合計九箇存在し、各種礫石を取扱ふドイツのマンガンエクスポート、穀物を取扱ふ英國のルツソブリト及びロツテルグムのエクスポートフレブ、木材を取扱ふ英國の白海木材トラスト、是は佛國及び和蘭に支店あり、さらに腐敗し易き物産を販賣するドイツのセリスコソユーズ及び英國のセロソユーズ、亞麻及び麻についてはベルリンのリヨンベンカ會社、これは中歐を相手とし、パリのリヨンベンカ會社は佛白を相手とし、中央亞麻業株式會社は英國及びアイルランドを相手として居る。

譯者附記—最近の貿易關係規定の改定の改正として、一九三五年七月二十七日附ソ聯邦人民委員會令第一五九八號を以て外國貿易人民委員部管下の輸出入企業たる輸出合同、輸入合同、輸出入混合合同、運輸合同は國內及び國外に於て自己の名義にて各自の定款の範圍内で外國商社との間に輸出入に關する契約の締結並に手形の發受を爲し得るに至つた。之によつて外國貿易人民委員部管下のエクスポートレス、ソユズネフトエクスポート、ソユズプロムエクスポート等の各合同は今後單獨に外國商社と直接取引の自由が與へられたもので、之は從來の通商政策の集中主義から分散主義への過程として注目し得るが、此の結果現在各國に設置せられて居る獨占的通商機關たる通商代表部の權限(本書後述参照)は著しく縮少せられ、通商監督機關に過ぎなくなるものと見られる。

(口) 統制機關系統

外國貿易人民委員部

輸出業務を統制、監督、指導する一聯の機關中、中心的位置を占めるものは當然外國貿易人民委員部であるがこれは全聯邦的人民委員部である。一九三〇年二月に實施された外國貿易機關の改革は人民委員部の注意を外國貿易の指導、監督、計畫の基本的問題に集中する方針の下に實施された(外國貿易人民委員部命令第三五八號、)。従つて輸出業務に於ける外國貿易人民委員部の基本的職分は次の如くである。

- (イ) 人民委員部に提出された商品引渡、輸出、賣却の各實務計畫及び大要計畫の審議及び認可、外國貿易全系統に互る同上の總計畫(ゼネラルプラン)の作成、是等の計畫實現のための方策の立案。
- (ロ) 上記計畫實現に對する監督
- (ハ) 輸出商品の外國に於ける賣却方針に對する一般的指導及監督、賣買及契約に關する業務の指導。
- (ニ) 輸出の合理化及び輸出效果増大に關する指導。
- (ホ) 輸出貨物の調査と増大に關する處置の立案。

第十七回黨大會の決議に基く外國貿易人民委員部改組の結果、生産別に統一された輸出管理局(エクスポートノエ・ウブラウレーニエ)が設置されるに至つたが、同局は以前煩雜な程多數の各部(計畫、金融、組織、調査等の各部)に分たれて居た輸出統制業務を全部包擁することとなつた。現在輸出管理局は三つの營業部(セクトル)に分れ、各輸出合同を統制する全業務が二つの輸出部に分配せられ、更に一つの部は共和國、州、地方に配屬されて居る外國貿易人民委員部代表に關する事務を處理する。輸出部の管掌事項は輸出合同關係の有らゆる問題に互る廣汎なもので、即ち輸出合同の各種計畫の審議、各商品輸出の組織化、其の賣却に關し通商代表部に對する指導、販賣價格限度及び諸掛標準の制定その實施監督、合同の商品賣却進捗度の検査及分析、合同内の採算の實施監督、其の通貨業務及び固定投資に對する指導、合同の輸出する商品の品質及び會計に對する監督、並に合同の職員及び豫算の認可等である。而て計畫及び計算に關する總括的業務のみが特に計畫・財政部に集中されて居る。

外國貿易人民委員部はその計畫、統制、監督の職能を遂行するに當つてソ聯邦内では加盟共和國及び自治共和國の人民委員會州、地方の執行委員會に配屬する外國貿易人民委員部代表を中心とし、外國にあつては吾國と外交、通商關係ある總ての國に存在する通商代表部を中心として居る。

外國貿易人民委員部各地代表

外國貿易人民委員部代表は擔任の各共和國、州又は地方の範圍内に於いて行はるゝ輸出貨物の全準備業務に對し同上人民委員部の指令方針に従ひ計畫、統制、監督、の職分を果す。(代表は外國貿易の總ての問題に關して外國貿易人民委員部を代表するけれども、同人にとつて輸出業務が主要なものである)。此の貿易代表制はソ聯邦の全領域に互つて施行されて居るが、其の組織には行政的隸屬關係を併用し、例へば加盟共和國貿易代表は右加盟共和國に含まれる自治共和國及び州の代表や出張所代表を自己の隸屬下に置く。

また輸出上重要な區(譯註：日本の縣)には代表の代理者を置く。斯くして特に輸出貨物の造成を監督する機關の體系はソウエートの全經濟を貫き他の諸事業機關に關聯して居るのである。

外國貿易人民委員部代表の任務は主として次の如きものである。

- (イ) 當該地方の輸出能力の究明、輸出貨物引渡計畫の作成同計畫の地方機關通過、同計畫の認可を得るため外國貿易人民委員部への提出。

- (ロ) 例外として未だ外國貿易人民委員部の手中に残置された地方的調達の計畫及び統制。
- (ハ) 上記計畫の實現を目的とする諸方策の實施（其の方法としては調達の獎勵に使用される商品分配に参加すること、輸出に従事する事業に對する物資供給に對する監督等々）。
- (ニ) 地方工業側及び調達當事者による輸向商品引渡計畫の遂行歩調に對する監督、輸出合同代表者に對し既に引渡された輸出商品の地方よりの發送の正確に對する監督。
- (ホ) 輸向として發送される商品の品質に對する監督及び國立品質監督機關の業務に對する監督。
- (ヘ) 輸出貨務に参加する倉庫、運輸、港灣事業に對する監督。

併し是等の總ての課題は結局、輸出の爲めの努力といふ一般的任務に統一される。輸出計畫の實現に關する各共和國や地方の成績如何は各代表及び其の機關の精勵、創意、ポリシエウイタ的不撓性に俟つ。』（全聯邦代表會議決議。ウリヤ誌一九三二年第十六號三頁）

此の努力に於いて貿易代表の大きな武器となつて居るのは一九三一年九月十二日附ソ聯邦人民委員會令に基いて加盟共和國及び自治共和國人民委員會並に州、地方、區執行委員會に附屬して常設された輸出會議である。此の會議は輸出貨品の計畫化、調達、生産、保管、運輸に關係ある諸問題に對する共和國、又は地方、州の最高統制機關であつて、其の議員は輸出に關係ある地方官廳の責任者であり、議長には共和國人民委員會又は州、地方執行委員會の議長若しくは副議長がなる關係上此の會議は權威あるものである。而して此の輸出會議の副議長は外國貿易人民委員部代

表である。

輸出會議の構成員の高い權威と、同會議に於いて貿易人民委員部代表の占める指導的役割によつて此の會議は貿易人民委員部が輸出振興に關して地方機關に働きかける有力な武器となつて居る。尙、共和國、州、地方の輸出會議の制度は外國貿易人民委員部代表の制度と符合し、區の輸出會議にすら今では外國貿易人民委員部區代表又は同聯區代表が参加するが、これが爲めに輸出會議の重要性は更に大きくなる譯である。一共和國（又は州地方）内に自己の代表者、支店、出張所、駐在員等を有する輸出合同と外國貿易人民委員部代表との關係如何といふに後者が該共和國（又は州、地方）内の貿易關係全事業體の事實上の指導者となつて居る。輸出合同は其の取扱商品部類に關する一般方針、營業上の課題を配下機關に對し義務的なものとして授け、該共和國（又は州、地方）内に於ける該商品に關する計畫を交附するが、併し同計畫を各區に割當てること、右計畫の實現を計るための具體的對策、諸地方事業體内に於ける貿易關係問題の解決等は外國貿易人民委員部代表を経て、又は直接同人によつて遂行される職能である。

在外通商代表部

外國貿易人民委員部はソ聯邦外部に於いては常規的通商關係を有する諸國に存する通商代表部といふ在外機關を通じて統制機能を遂行して居る。現在ソ聯邦通商代表部は獨、英、佛、エストニア、リトワ、ギリシヤ、伊、和、土、ベルシヤ、芬、日、チエコスロバキヤ、ラトウイヤ、瑞、諾、波、澳、蒙、支、トウワの諸國に存在して居る。在外

ソ聯邦通商代表部は貿易國營方面に於いてソ聯邦の主權を行使する機關であるが、此の定義によつて同代表部の業務範圍の輪廓も定まる譯である。併し通商代表部は次の如く使命を異にする場合がある。(一)貿易方面に於いてソ聯邦の利益を代表し、擁護すること並に代表部所在國との通商、經濟關係の増進を促進すること(二)代表部所在國とソ聯邦との貿易を調整し、特に同國內にて商賣を行ふ他の總てのソウエート側事業體の業務を統制すること。(三)同國とソ聯邦との貿易を自ら直接に行ふこと。これが爲めに通商代表部の業務は大別して次の二方面に分れるが互に結合して居る場合も多い。(一)既に述べた通り通商代表部が自己の支部又は營業課(コンメルチエスカヤ・チャースチ)を通じて直接に商取引を行ふこと、(二)外國市場に出動の權利を有し、通商代表部所在國に於いて活動する機關の行ふ總ての取引を統制すること。監督規定によつて、通商代表部は是等の機關の行ふ取引を承認し、是等機關の計畫を審議し、外國貿易人民委員部の認可を得るため同計畫を送附し、それら機關の營業方針を決定し、其の業務を統制する。

通商代表部はソ聯全權代表部(大公使館)の不可分の一部として存在し、全權代表部の享有する總ての特權を享有する。併し此の特權の範圍と性質は各國と吾が國との外交上通商上の關係の如何に従つて種々に異つて居る。ソ聯邦と通商協定を締結した多數の國は外國貿易獨占の實施がソ聯邦の決律による國家的機能であることを協定中で公式に承認して居る。(伊、諾、エストニヤ、瑞、獨等々)。その第一の歸結として出て來ることは國營を實施する國家機關としての通商代表部に治外法權を認めることで、大多數の國家は協定中にも之を認めて居る。併し此の治外法權は通商代表部の存するもの全部に對して認める場合(伊太利)と、特定の大都市に在るものだけに認める場合(ノルウェーに

於いてはオスロー、スウエーデンに於いてはストックホルム)と、さらに協定中に明確に規定された數個所に對して認める場合(獨、希、ベルシヤ)とある。

ブルジョア國際法は一國家の機關はそれが商工業として行動して居る場合すら他國の裁判に服しないといふ見解を固執して居る(裁判免除の原則)。此の見地に從へばソ聯邦の通商代表部も外國の法律に服する要なく、其の取引契約は外國の裁判權に服するを要しない。併しながらソ聯邦は此の點に關して意識的に讓歩し、通商増進の目的のために一部の契約は自ら進んで他國の立法と裁判に服することに同意して居る。此の讓歩はソ聯邦と外國との間に結ばれる通商條約中に特に條件を附する方法によるか、或は通商代表部の結ぶ取引契約中に適宜條項を挿入する方法によるのである。此の讓歩は併しながら或る國の商業々務を統制する總ての法律にソ聯邦側が服するといふ同意を意味するのではない。特に普通の商社と異つて通商代表部に商業登記を受ける義務なく、また裁判の強制處分に服しない。

外國貿易人民委員部の許可を得て通商代表部は其の所在國の各地方に自己の支部を開設することが出來、例へば獨逸ではライプツヒ、ケーニヒスベルヒ、ハンブルグに支部があり、佛國ではマルセイユ、伊太利ではナポリ及びゼノアに存する。通商代表部の存しない各國には必要があれば外國貿易人民委員部は商業駐在員を駐在させることが出來、その職分、地域、業務方法は其の都度外國貿易人民委員部が決定する。現在この種駐在員の駐在するのは哈爾濱、新疆(チングチャク、カシガール、ウルムチ)、アフガニスタン(ハラット)ベルシヤ(マザル・イ・シエリフ)である。

(ハ) 全聯邦商業會議所

輸出業務組織に就いて述べる以上、ソ聯邦と外國との經濟的關係の増進を計るための公共團體として全聯邦商業會議所にも言及しなければならぬ。此の會議所の輸出部は輸出關係の問題の共同研究をなすためにソウエート輸出機關の統一を計り、同上機關のために相談部を設け、參考資料を提供し、各種の輸出増進策の立案に従事する。

是等の課題を實行するため會議所は然るべき在外機關、商業會議所、取引所、輸出陳列所、輸出施設等と事務的連絡を計り各種情報の出版を行ふ。また此の會議所は外國の定期市、博覽會にソウエート側輸出事業體の出品を斡旋し、ソウエート商品の外國に於ける廣告を統制し、ソウエート商品の外國に於ける商標登録を行ひ、ソウエート商品の產地證明書を發行する。さらに輸出品の増大と品質改善を計るためのソウエート輸出中央陳列所も此の會議所によつて設立されて居り最後に貿易機關と外國商社間の取引に關して生ずる爭議の仲裁審理を目的とする貿易仲裁委員會が矢張此の商業會議所に附屬して居る。

全聯邦商業會議所と並行して同一の目的の下に各加盟共和國內に共和國商業會議所が設けられ全聯邦會議所と協調して仕事をして居る。例へばウクライナ貿易會議所やザコーカサス商業會議所が其れである。

文 献

- 一、黨大會、會議、中央委員會總會の決議、決定に表はれた全聯邦共產黨。
- 二、クラシン——外國貿易の諸問題、第一、二、十章。
- 三、商業法規、一九三〇年第一二號、外國貿易の改組に關する命令。
- 四、同上、第六六號、ソ聯邦商業人民委員部を獨立の二人民委員部に分割する件に關する命令。
- 五、ウニエシニヤヤ・トルゴウリヤ誌一九三一年第二三號、全聯邦合同たるソユズブシニナ、タバクエクスポート、ルイバコンセルウエクスポートの定款並に同上誌一九三一年第一二號、ソユズネフテエクスポート及びウグレエクスポートの定款。
- 六、ウニエシニヤヤ・トルゴウリヤ誌一九三一年第一八號、ソ聯邦外國人民委員部各地代表に對する訓令。
- 七、同上誌一九三二年第一六號、外國貿易人民委員部と輸出合同の關係。
- 八、同上誌一九三三年第一八號、ソ聯邦在外通商代表部及び通商駐在員條例。

第一章 に對する附録

全聯邦輸出合同定款拔萃

一、總 則

- 一、全聯邦合同（合同名稱）は貿易國營の原則に立ちて合同取扱商品の輸出及び外國市場に於ける賣却の業務を遂行

- する爲め設立せらるゝものとす。
- 二、合同は獨立の事業單位にして法人の權利を有し獨立會計制によつて經營せらる。
- 三、合同はソ聯邦外國貿易人民委員部の管轄下に立ち同人民委員部の計畫規定と監督下に經營せらる。
- 四、合同は現行法規に従ひ強制執行をなし得るだけの財産を以て自己の業務及び債務に對し責任を負ふ。但し合同は國家、其の機關又は其他の事業體に對してなされたる要求訴訟に對し責任を負はず。而て國家も合同の業務及び債務に對し責任を負ふことなし。

二、合同の業務

- 五、第一條に規定したる目的實現の爲め全聯邦合同は次の業務を行ふ。
- (イ) 貿易國營の原則に立ちて合同取扱商品の輸出業務及び外國市場に於ける賣却業務。
- (ロ) 合同取扱商品の輸出に對する統制數字、大要計畫、營業計畫の立案並に所定の手続により認可済の其れ等計畫の實施。
- (ハ) 合同取扱品目に屬する輸出品の増大及び品質改善に關する方策の立案及び實施。
- (ニ) 取扱商品に關する外國市場狀況の調査。
- (ホ) 取扱商品輸出の収益性の究明及び其の収益性増進策の立案及實施。

(ヘ) 取扱商品輸出の諸掛及び商業費の標準の決定、並に關係輸出部門に關する經濟上、統計上の調査。

(ト) 輸出品を生産する工業竝に其の保管、積卸、輸送に當る倉庫業運輸業の生産乃至輸送計畫及び固定投資計畫の立案に對する參加。

六、第五條に記したる營業々務實施の爲め合同は所定の手続を以て次の事項を行ふことを得。

(イ) ソ聯邦内外の官廳、事業團體或は個人との間に有らゆる種類の契約、取引、信用行爲、手形受授を爲し、並に裁判の原告及び被告となること。

(ロ) 附帶事業を創立し、借受け又は貸下ぐること。

(ハ) ソ聯邦の内外に支店、事務所、代理店、出張所、倉庫を開設し、並にソ聯邦の内外に於いて合同の使命に關係ある有らゆる會社に參加すること。

三、資金

七、合同の資本は…留とす。

資本總額の變更はソ聯邦財務人民委員部と協議の上外國貿易人民委員部の發する指令ある場合に限る。

四、合同の管理

八、合同の管理の爲め外國貿易人民委員部は一人の合同議長と同委員部の定むる人數の副議長を任命す。

九、合同議長は合同の總ての事務及び財産を司配し、同人に課せられたる總ての職責を合同の名義を以て獨自に實行し、合同の計畫、營業、人事に關する事務を行ひ、ソ聯邦の最高政府機關を除き總ての官廳、會社、個人との間に必要なる總ての契約及び行爲を行ひ、總ての事務に付き直接交渉を行ふ。

合同の營業計畫、財政計畫、豫算及び決算報告は必ず外國貿易人民委員部に提出して其の認可を得ざるべからず。

一〇、合同の名義を以てする總ての行爲及び契約は合同議長或は副議長により單獨に行はる。但し副議長は議長の定めたる職務範圍に應じて行動し、其他の者は議長の委任を要す。但し貿易に關する契約書、手形、有らゆる種類の金錢債務並に斯かる契約の實行と手形及び債務の提供に對する委任は必ず二人の署名を要す。而も此の署名をなす權利有る者としては合同議長、副議長にして其他議長が一名の副議長と共に特に委任狀を與へたる者とす。

第二章 輸出計畫化の組織及び方法

一、國民經濟の計畫化と外國貿易計畫

ソウエート經濟の基本法則は無産階級獨裁計畫——社會主義建設計畫である。ソウエート經濟計畫は階級闘争の武器としてソ聯邦經濟の社會主義的改建といふ目標に向つて經濟諸要素の發達を促すものである。ソ聯邦の外國貿易はソウエート政權の經濟機能の一に他ならず、是等經濟機能の總體は明確に樹立された計畫の形で行使される以上、外國貿易もまたソ聯邦の一般經濟計畫に從屬することは當然である。従つて外國貿易の計畫化もまた國民經濟計畫といふ大きなものゝ單なる一部分に過ぎないと見ることが出来る。此の視角の下にのみ外國貿易計畫の本質及び其の作成方法が理解せられる。

外國貿易計畫はソウエートの全計畫體系の一部に過ぎないとは云へ、前者は原則的に敵對關係にある資本主義經濟體系と吾が國との經濟關係を計畫的統制に服せしめることを目的とする點で異つて居る。此の目的は外國貿易の獨占的國營によつてのみ實現し得ることは既に前述した。外國貿易の獨占國營はソ聯邦による計畫的社會主義建設の基本的前提の一であるが右國營は外國貿易そのものを計畫化する上にも必須の條件となつて居る。ソウエート經濟と資本主義世界との經濟關係の歩調を意志のまゝに決定し、此の經濟關係を社會主義建設の目的に計畫的に統率させんとす

る凡ての企圖は貿易國營に俟たぬ限り、換言すれば通商を自國のために利用せんとする資本主義の絶えざる慾求が吾が貿易國營に會して挫折せぬ限りは無益なものに相違ない。併しソウエート國家によつて行はれる獨占的國營をぬきにして外國貿易の計畫化は考へられぬと同時にまた外國貿易の計畫化をぬきにして獨占國營の實施は考へられない。「外國貿易の獨占國營は國家自身が特設の機關(外國貿易人民委員部)を通じて外國貿易を實施し……經濟の振興及び社會主義建設の目的を基とし輸出入計畫を通じて何を幾何吾が國から輸出し得るか竝に輸入し得るかを決定するにある」(一九二五年十月黨中央委員會決議より)貿易國營と貿易計畫の内部的關聯、竝に貿易計畫とソ聯國民經濟計畫の相互依存性はソウエート外國貿易の緊急課題に關するクラシンのテーゼ中に明快に言ひ表はされて居る。曰く「外國貿易の獨占國營とは各關係官廳參加の上、外國貿易人民委員部計畫機關によつて作成せられ國家計畫院及び人民委員會の承認を得た統一的全國輸出入計畫を意味し、之はソ聯邦全國國民經濟の需要と輸出及び外國貨幣の餘力を考究した上で作られるものである」(クラシン著「外國問題」の諸問題、一二五頁)と。

第十五回黨大會はその五個年計畫作成に關する指針中に於いて貿易方面でソ聯邦の追及すべき目的に關して徹底的に規定して居るが(序説參照)外國貿易計畫は此の目的達成のための行動プログラムであり、而て外國貿易の獨占國營は此のプログラム實現の武器であり手段である。

二、輸出計畫化の根本方針

前述した通り、ソ聯邦は輸入物資、運賃、外國會社及び技術者の技術的援助に對する支拂上必要なだけの資金を得るために輸出するのである。輸出入の連絡統一は所謂外國貨幣計畫即ち外貨收支計畫によつて行はれる。

外貨計畫は大部分輸出計畫或は輸入計畫中に豫定される輸出或は輸入に關する具體的取引を基礎として作成される即ち是等の輸出及び輸入計畫が外貨の收支を計畫する土臺となつて居る。それだけ、輸出、輸入、外貨の各計畫間には密切な相關關係がある。而して輸出、輸入、外貨計畫は相合してソ聯邦外國貿易統一計畫をなすのである。これら計畫中の一に變化があれば他の二つに夫々變化を惹起する。しかも外貨計畫は輸入計畫の變化を輸出計畫に傳達し、或はその逆に傳達する傳達物である。例へば輸入の増大は外貨の需要を高め、従つて又輸出擴張の必要を生ずる。また輸入の縮小は普通の場合外貨の需要を減じ、従つて輸出をも縮少し得ることとなる。尤も出超によつて外貨の蓄積を圖らうとする場合もあるから輸入の縮小が常に輸出の縮小を伴ふ譯ではない。

以上でソウエートの輸出の目的が明瞭になつたが、輸出の性質、その商品の構成、比率は何によつて決定されるかと云ふに、輸出の性質は現在、社會主義建設の必要によつて定まること、輸入が此の必要によつて決定されると全く同様である。然らば是が具體的には如何に行はれるか。一定時期に對して輸出の性質と構成内容を決定するには周到な調査の後、社會主義建設のためには國內に現存し、輸出に適する物資を其のまゝ輸出せず國內で建設用に利用するか、それとも其れを輸出して外國物資及び外國技術の輸入を計るか何れが有利であるかを判定する必要がある。而てソウエートの輸入額もやはり同様の考察によつて制限されることは明白である。或る物資を輸出して有利か如何

かを考慮した後、輸出せず直接國內の建設に使用する場合には、ソ聯邦は其れだけ支拂能力を減ずるから何等かの商品の輸入を意識的に差控えることになる。同時に吾人は輸出入の均衡に努めるばかりでなく、絶對的輸出超過に努力しなければならぬ。輸出超過に對する配慮は黨の議定中に繰返し表はれて居るが、特に第一次五年計畫編成指針に關する第五回黨大會の決議中に明確に表明されて居る。即ち曰く「通商の一般方針（生産力の基礎を強化し資本主義世界に對する獨立を増進する條件の下に通商關係の最大限の増進）に基き、輸出超過を必須條件として貿易計畫を建てざるべからず。輸出超過と國內産金量の増加とは外國貨幣餘力の形成上重要なものにして、外國貨幣の餘裕はソ聯邦と外國との關係の險悪化した場合や、凶作等の場合には特に必要なるものなり」。

輸出超過は今でも必要である、といふのは萬一對外關係悪化又は經濟的困難の場合に豫定輸入計畫の遂行、外國に對する支拂に支障なからしめるものは何はさておき外貨の餘裕だからである。斯くして通商計畫（貿易計畫）は貿易尻の順（出超）を齎す手段であるが、しかもそれは一時的に輸出入の計畫的連絡統一を圖るに止まらず、貿易實務遂行の途上に常に統制を及ぼす方法によるのである。

ソウエート輸出計畫化の基本方針は上述によつて次の如くなる。

- 一、外貨計畫に表される外貨の具體的需要額を基として輸出總額を決定すること。
- 二、社會主義建設の爲に輸出して他の輸入品に代へた方が有利であると思はれる財貨のみを輸出すること。
- 三、貿易收支の順調即ち出超に努力すること。

併し計畫化といふことを單に輸出計畫の立案、作成と解してはならない。計畫業務が計畫の作成に盡きると考へるのは官僚主義の徒だけである。計畫の作成は計畫化の端緒にすぎず、眞の計畫的指導は計畫の作成後、現場に於ける其の點檢後に、計畫を遂行し、修正し、精密化する途上に初めて展開される（スターリン）。故に計畫化とは計畫作成後國內輸出資源の動員、外國に於ける最有利な賣却、輸出業務の採算確立、輸出の最大効果等の爲めの努力全部を指すのである。また輸出及び賣却計畫の實現、外國に於ける我が商品の最廣汎且つ最有利な賣却に役立つ通商方針の實行を目ざす貿易人民委員部、通商代表部、各地貿易人民委員部代表の統制業務も皆計畫化である。斯くして計畫化はソウエートの輸出事業全體を貫くと共に各個通商機關の營業及び統制業務の指導原則となつて居る。次の各章中にソウエート輸出の各段階に於ける計畫の指導的役割が示されてあるが、茲では先づ輸出業務の出發點としての輸出計畫の立案と作成に就いて述べることにする。

三、輸出計畫化制度

(イ) 計畫化の對象及び主體

各個の統制又は營業機關の計畫業務を各孤立したものと考へてはならない。それら各機關の計畫が互に連絡して居ることは運動を傳へる齒車と同様であるから、一機關の計畫が少しでも變れば直ちに隣接機關の計畫に影響するので

ある。既に述べた通り、輸出施設の營業々務は現在の制度では輸出商品を工業側或は調達機關から受取つた時から始まる。従つて輸出業務計畫化の最初の對象は此の工業側又は調達機關から輸出合同に對する商品の引渡である。而して其の引渡時以來初めて商品は輸出合同の司配下に入り、此時期を基として合同と商品納入者との決済が行はれ、また其の時以來合同は商品の輸送及び保管經費を負担し始めるのである。

計畫化の第二の對象は商品の輸出であるが、輸出とは商品のソウエート國境通過を意味する。而て商品の輸出を中心として次の様な事情が生じて来る。

- (イ) ソウエート領域外に商品が移出されると共にソ聯邦の其れに對する占有は直接的なものでなくなり、ブルジョア法規によつて保障されることとなる(ソ聯邦との協定の範圍内に於てにせよ)。此の保證は對外關係悪化の場合に容易に破棄されるものである。
- (ロ) 商品輸出の時期が判れば在外賣却機關は同商品の實際入手の時期を察知することが出来、延いて取引上の目安を定めることが出来る(商品賣渡の大體の期限)。ソ聯邦の領土が廣大であるために商品の納入地又は發送地から外國の指定地に到着するには發送地と國境との距離に應じて甚だ大なる相違を生ずる。それ故輸出向商品の納入引渡計畫は、かりに此の引渡を以て生産地又は調達地からの發送に等しいと見做しても、在外機關をして右商品の實際入手時期を推知させるに充分でない。
- (ハ) 輸出の時以來普通、輸出經費の性質も一變し、ソウエート貨幣による支出が外國貨幣による支出と變はる。故

に輸出の時機は一定被計畫期間に外國貨幣による經費支拂に必要な同貨幣の需要を決定するに際して基準點となる此の經費の多大の部分は商品の外國移出後直ちに生ずるのである。

(ニ) 或る場合には商品の輸出時機を基として外國銀行の金融が行はれる。

斯くして輸出計畫は全在外營業々務を觀測する上に極めて重要な計畫文書であり、特に外貨計畫、費用計畫(ソウエート貨幣及び外國貨幣の)は輸出計畫を基として作成されるのである。

最後に計畫化の第三の對象は外國に於ける商品の賣渡であるが、賣渡(レアリザーチャ)とは後述する通り、買手に商品を引渡すことである。此の賣渡しと共にソウエート側輸出者は其の商品に對する經費を負担することを止め、また其の時を中心として(一)購入者と輸出者との決済、(二)銀行から其の商品を擔保として貸出してあつた貸出の返済が行はれる。

斯くして賣渡計畫もまたソウエート貨幣及び外國貨幣の支出計畫の作成に對する基準となる。

上述によつて輸出向商品の引渡、輸出、賣渡(買手への引渡)が、輸出業務に於ける計畫化の重要對象となつて居る。

これらの中の一對象の計畫化も通商施設の營業及び統制機關に關聯を有するが、その關係は次の圖式によつて示される。



總ての輸出關係營業及び統制機關（輸出合同、在外營業機關、貿易人民委員會、通商代表部、通商人民委員會各地代表）は斯くして計畫業務上互に垂直線の示す如く（統制機關系と營業機關系）結ばれると共に水平線によつて（各個の統制又は營業機關例へば輸出合同、貿易人民委員會、在外營業組織、通商代表部）も結ばれて居る。然かも此の關係は非常に有機的で一機關の計畫は他機關の計畫に密切な影響を及ぼす（輸出計畫は輸出向商品引渡（納入）計畫に依據し、賣渡計畫は輸出計畫に依據する）。斯様な事情にあるだけに計畫化方法の統一と計畫作成期日の正確を期する規律は重要なものとなり、各機關が充分に聯繫を取ることによつて初めて眞の統一が望まれる。

(ロ) 五個年計畫及び其の具體化としての年次計畫、

四半期計畫、各月計畫

社會主義建設の基本的目標は何よりも第一次及び第二次五個年計畫によつて示されてある。黨の設定した其の基本目標とは第一次五年計畫に對しては社會主義經濟の基礎を築くことであり、第二次五年計畫に對してはソ聯邦經濟の技術的改造の完成を仕遂げると共に「生産の唯一の方法として社會主義的生產方法を設定し、吾が國の全勤勞國民をして社會主義社會の積極的、意識的建設者たらしめること」（第十七回黨大會）である。

貿易五個年計畫は上記の目標にとつて必要な資本主義世界との通商關係の範圍を豫定すると共に社會主義建設の見地から最も合理的な通商の性質を決定するものである。それ故五年計畫は五個年間の輸出の動態及び構造を豫定し、また各輸出品の輸出動態と此の輸出に必要な諸對策を豫定したものである。

先づ國民經濟全般の五個年計畫によつて振當てられた目標の下に編まれたソウェート輸出五年計畫は輸出増進の一般方針を決定したもので、之を具體化したものが年次計畫である。而て年次計畫はさらに具體化されて四半期及び各月計畫に分けられる。

年次限度及び年次計畫

一年間の計畫には次の四つの段落がある。即ち年次統制限度、年次計畫、四半期計畫、各月計畫。統制限度（コントローリヌイ・リミット）とは一年間の計畫の基準となる貿易人民委員部の指令であつて、同部から各輸出機關（輸出合同、通商人民委員部各地代表、在外通商代表部）に對して與へられ、是等機關が年次計畫を立案する際に指針となるものである。この統制限度は國家計畫院から國民經濟計畫立案に對して出された基本方針に基いたものであるが、それは、各機關の營業々務の數字的指標（輸出向商品受渡輸出又は賣却）だけを意味するのでなくて、各機關の年次計畫作成に對する一般方針として、賣渡値段の規定、流通費、輸出效果に關する規定、各國との通商方針等を含むのである。是等の方針及び統制限度なるものは普通、外國貿易人民委員部が適宜、各營業機關（主に主要營業機關として各輸出合同）と共に立案した後に初めて同人民委員部から發せられるのである。而して此の統制限度に基いて各輸出機關（外國人民委員部代表、輸出合同、通商代表部、在外各營業機關）に於いて年次計畫の立案が開始せられる。勿論外國貿易人民委員部の下令方針は禁下の統制機關及び營業機關の計畫上のエニシアチブ（創意）を束縛するものでなく、單に一年間の業務計畫に於ける一般方針を示すのであつて、各機關は自ら呼應計畫（譯註——上から與へられる計畫の重い計畫）を作る餘地が廣汎に餘されてある。たゞ呼應計畫は條件として輸出の一般方針及び國民經濟計畫に合致するものでなくてはならない。貿易關係従業者大衆の此のイニシアチブを許す場合に初めて新しい輸出品目の發見、

新市場の利用、収益を高める合理化策の發見等が望まれるのである。

年次計畫の立案と許可は具體的には次の経路によつて行はれる。外國貿易人民委員部から提示された統制限度に基いて輸出合同及び各地貿易人民委員部代表は自己の年次計畫草案を立案し、それを同上人民委員部に送る。人民委員部は其れを年次計畫の基礎として利用し、出來上つた年次計畫を政府に提出して認可を受けるのである。愈々政府の認可を受けた計畫は輸出各同及び各地外國貿易人民委員部代表に通牒されて實行に移されることとなる。同時に外國貿易人民委員部は各國別の年次計畫統制限度を在外各通商代表部に通知し、後者は自己の賣渡計畫案を立案して外國貿易人民委員部に提出し何等かの修正を被るなりして最後の認可を受けるが、認可が濟めば其れを更めて通商代表部及び輸出合同に交附されるのである。

年次計畫は各營業機關に課せられた指定擔任額で、統制機關としては之に則り營業機關の計畫違反を監視し對策を講ずる。年次計畫は更に具體化されて四半期計畫に分けられ、それだけ年次計畫遂行の期日が具體化され、各四半期の業務負擔程度を豫め知悉することが出來、計畫所定の方策を實行する期日が豫定されることとなる。併し年次計畫を四半期計畫に分割はしても、後來の四半期の接近に連れそれに適宜修正を施すことは妨げないとしてある。

四半期計畫

四半期計畫の必要は次の理由による。(一)國民經濟の一般狀勢が變化を來す場合政府最高機關が年次計畫に修正を加

へることが有る。(二)營業機關が或る四半期間に計畫の不履行を示した場合、次の四半期に其の溝を埋め合はせる機会を與へること。

併し各四半期の原計畫に変更を加へても其の年次計畫には変更を許さず、年次計畫は依然一營業機關一個年の業績決定に對する基礎となる(年次計畫の修正に關しては後述参照)。

各 月 計 畫

年次計畫が同時に各四半期の遂行豫定數字(ナミヨートカ)を示して居ると同様に各四半期計畫は各月遂行豫定數字を示して居り、營業及び統制機關は之に基いて一四半期間の業務方針を定める。併し此の場合も各月計畫を立てる必要が無くならない。それどころか各月計畫は多くの場合、既に輸出準備の出來た商品を取扱ひ、商品賣渡の既に具體化されたものを中心として居る(既に締結された總契約により、又は未だ正式化しないが既に協定の出來た取引等)だけに營業實務に直接關係があるので重要性がある。

三つの月次計畫は何れも各月の初まるまでに判明した事情を考慮して作成され、それは前記各月豫定數字(ナミヨートカ)に必しも合しなくとも可いが、併し、當該四半期計畫の遂行は義務的に必要なのである。(四半期計畫を修正し得る場合に就いては後段参照)。以上によつて營業々務の展望と指針を示す計畫(五箇年計畫及び年次計畫)が漸次に直接營業行動計畫に移行することが判るであらう。

對外關係や國內經濟情勢の變化によつて先に輸出を豫定してあつた、商品の利用上適宜、掛引きの餘裕が必要となり、或る商品は時として輸向受渡計畫又は輸出計畫から全部又は一部除外するやうなことがある。輸出を各國に振分けるに當つては後述する通り外國貿易人民委員部の商業政策が決定的勢力をもつて居るが此の商業政策は計畫遂行の途中で變ることがあり、其の爲めに各國に對する輸出の配分に變更を生ずることになる。而して此の種の變更は輸出機關の營業成績を決定する際に看過してはならず、さもなければ既に效力を失つた一部の計畫數字に拘泥するやうな結果になる譯である。

そこで計畫遂行報告の作成に際して該計畫の修正が行はれる。即ち四半期報告に於いては其の四半期間に行はれた(主として各月計畫の審議及び承認の際)計畫の回避を基準として四半期計畫が修正せられる。年度報告に於いては一年間に行はれた、主として四半期計畫の審議及び承認の際、年次計畫の回避全部を基として年次計畫が修正せられる。但し輸出合同、通商代表部、各共和國、各州の計畫の此の種修正は専ら外國貿易人民委員部自身によつて行はれ、尙各計畫の修正は最初提出して認可を受けた官廳の決定がなければならぬ。例へば政府の認可を要する計畫は政府の修正指令がなければ修正し得ない。また外國貿易人民委員部だけの認可する計畫は同委員部の修正令に基いて修正せられる類である。

四、輸出計畫化の一般的方法

輸出計畫の立案は方法論的に見れば次の事實から成る。(イ)輸出物資の決定、(ロ)賣却可能性の究明、(ハ)聯邦商業政策の參酌。互に脈絡ある是等の諸因子が輸出計畫立案の具體的基礎をなして居る。

各計畫期間(五年又は一年)に對する輸出物資の問題を決定するとは同期間に黨がソウエト經濟に對して課した社會主義建設の課題を基として輸出することが可能且つ妥當とせられる物資の總額を決定することである。されば前期の輸出商品構成、及び動態を其の儘繰返へす譯には行かない。もしも左様なことをすれば國內の資本主義の遺物の根絶、農業の社會主義的改造、ソ聯邦の工業化といふ、直接わが輸出の性質に影響する社會的經濟的變動を無視することになる。工業の社會主義的大變革と全く新しい工業部門の出現によつてソウエトの輸出品中に益々新しい工業品目が増はつて輸出の工業化といふ傾向を生じて居る。また農産物の輸出に於いて社會化農民と個人農民の比率の變動が大きな影響を及ぼすことも明白で、ソフホーズ及びコルホーズが益々輸出農産物の供給者としての重要性を増して計畫の實現を確實にし輸出が零細な個人農の成績によつて左右される關係が少くなりつゝある。そのみならずコルホーズ及びソフホーズの優秀なものに見られる收穫率増大の結果、輸出を必要とする農産物の收穫量を増して居る。其れ故前期の輸出條件の盲目的な踏襲を主張するに等しいバザーロフ、グローマン、コンドラチエフ等の説は有害なものと斷定する他ない。

輸出物資を闡明する唯一の正しい方法は現物收支表を利用する方法であつて、此の表は統制機關が來るべき期間に對して豫定した各生産物の生産及び分配の變動を詳細に示したものである。併し斯様な現物收支表草案の立案作成は

貿易當局の仕事ではなくて、生産及び分配を統制する機關がそれを作成するのであつて、貿易系統の任務は右草案の批判的審議、收支表中に豫定されてある、輸出と一般外國貿易方針との整合、收支表を基とする輸出擴張策の講究にあるのである。外國貿易當局は現物收支表草案の各要素(總生産額、農業に於ける固定量、工業内部の消費、人民の消費、殘留量等)に對して批判的態度を以て臨み、收支表の究局目的から見て、收支表中の輸出物資の部分に對するその貿易當局の意見乃至は變更の要求が充分理由ありと見られる場合には右收支表草案の修正又は再起草を見る場合がある。

何等かの商品の輸出の可否如何を決するに方つては或る商品は他よりも一層輸出効果があるといふ事實を閉却してはならない。他の條件が等しければ最も効果の多い商品を輸出することになるが、併し多くの場合ソ聯邦としては輸出効果は少くとも差當り國內に必要な度の少い物を輸出するのが妥當なのである。

輸出物資の闡明によつて外國貿易機關の賣却上の任務が定まる。即ち同機關は各商品につき各國市場に存する賣却の可能性を究明する。而て既に輸出を豫定された商品の充分効果ある處分が如何に努力しても期待されぬと判つた場合に初めて其の商品の輸出を制限することが問題となり得るのである。

賣却の可能性を正しく認識するには市場の收容力と其れを決定する要素に關して明確な知識を必要とするが、茲で先づ生ずる問題は吾人の輸出する各商品の世界的生産及び消費額と其の各國別分布並に此の方面の傾向と被計畫期間に於ける豫想の問題である。特に消費國に於ける生産及び購買力ある需要の傾向を決定すると共に同國市場に對する

商品輸入を繞る階級的利害を究明して、被計畫期間のソ聯よりの輸入方針を決定しなければならない。主要生産國及び消費國に於ける生産、消費の情勢を調査し、世界貿易の規模の豫想を下げれば来るべき被計畫期間の世界市場に於ける競争激化の程度を卜ることが出来る。特に茲で考慮すべきことは世界恐慌の情勢下に於ける販賣市場争奪戦の激化と其の新形式、自給自足傾向の擴大、これら雙方の結果としての各國市場の孤立化である。(割當制、特許制、爲替管理、禁止的高關稅、其他國內市場の搾取を強化して輸出競争を有利にせんとする獨占資本主義の對策)。斯くして來る可き被計畫期間に或る商品に對する市場の一般狀勢が多少とも明瞭になつたなら、ソウエート商品の具體的賣却條件を決定するためには更に各國との政治關係を考慮しなければならない。未だ多數の資本主義國の市場は同國と我が國との間に正規の國交が開始されて居ない爲めにソウエート商品の輸入を拒んで居るが、わが外國貿易史を見ても各國のわが社會主義國家に對する敵對の募つた結果同國とソ聯との通商の縮減した例は屢ある(一九三〇—三一年の時期に於けるフランスとの關係、一九二七年アルコス・ハウス臨檢後並に一九三三年金輸出禁止以後の對英關係、一九三一年中アルゼンチンのユジャムトルグ臨檢後に於ける南米との關係、カナダとの關係等)。現代資本主義の商業政策に特有な種々の制限手段は周知の如く常に其の鋒先を特にソウエートの輸出に差向けて居る。

併し是等の事情を考慮するにしても其れが爲めに無暗みに豫定の輸出計畫を縮少してよいものでもない。それにはソウエートの貿易國營によつて生じて居る難關を克服することの可能如何も充分考慮してみなければならぬ。吾人は吾が國への輸入縮少といふやうな有力な武器を以つて閉鎖されて居た外國の市場を開放させることも出来るし、外

國の不當な態度に酬えることも出来る。(前記、英、佛との紛争の例は充分明瞭にこのことを證明した)。また、吾が國への輸出を希望する國をして吾人は同じく輸入制限を以つて吾が輸出に對する差別待遇の撤廢を計ることが出来るし、更にソ聯邦から輸出する原料又は燃料の大なる消費者となつて居ると共にソ聯への製品輸入を欲してゐる外國工業に對して輸入制限を振りかざして一層多くわが輸出原料又は燃料を買はせる様に仕向けることも出来る。また吾人は市場に對する進退の統一を利用して世界的獨占事業團體をして其の獨占市場に於いて一定の販賣の餘地を吾人に提供させる様讓歩させることも出来るのである。斯様にソ聯邦の掌中にある外國貿易は外國との政治的經濟的關係に働きかける有力な利器であつて、ソ聯邦は反ソ的態度を取らぬと同時に最有利な商業上財政上の條件を提供する各國に對して輸入を振り當てるのである。

ソ聯邦の輸出方針は(營利上妥當な範圍内に於いて)出来るだけ各國の市場を選び、一或は二國に依存することを避けると共に、ソ聯が當該國からする輸入の決済に直ちに使用出来るか或は必要な貨幣に兌換し易い貨幣の國を選ぶことになつて居る。普通ソ聯邦は輸出した商品の代金を已むなく(貨幣上の制限によつて)輸入計畫に豫定してない商品の購入に使用しなければならぬ様な國への輸出を好まない。同時に現在廣く各國に行はれて居ることであるが、輸出の報酬ある場合に限つて他國からの輸入を容認するといふ傾向も無視出来ない。以上述べた所によつて各個の國に對するソ聯邦の商業方針が定まるのであるが、更に其の方針は輸出を計畫する際に參酌せられ、各國々に對して豫定される輸出の數額と性質の基礎となる。而して此の方針如何によつて假令市場の消化能力は他國に比して少くとも或

る國に向つて輸出の馬力をかけることとなる。

五、輸出計畫化の内容と方法

輸出計畫の基本的原則及び方法に就いて前述したが、營業機關は是等の原則及び方法を基準として自己の業務の指針となる計畫を立案するのである。唯是等の計畫の内容及び立案の仕方が營業々務の要求に合しなければならぬことは勿論であつて其の要件とは次の如くである。

- 一、來るべき被計畫期間に如何なる具體的輸出及賣却豫定數量を營業機關に課すべきか。
 - 二、如何なる種類又は品等の商品を何時輸出すべきか。
 - 三、如何なる工業機關又は調達機關が如何なる地域の如何なる企業から輸出豫定商品を供給するか。
 - 四、輸出商品を如何なる國に於いて何時如何なる方法で賣却する豫想であるか。
 - 五、賣渡價格に關しては如何なる方針を取るか。
 - 六、輸出の効果を高めるために輸出業務の合理化、低廉化に關しては如何なる方針を取るか。
- 是等の間に對する回答を與へるものは互に密接な連絡ある上述の各計畫、即ち輸出向商品受渡計畫、輸出計畫、賣渡計畫、流通費計畫である。流通費計畫については流通費の章で別に言及することとし、(譯註—流通費の章は省略せり) 茲では其他の三計畫の内容と立案の仕方について述べることにする。

(1) 輸出用商品引渡計畫の内容と立案方法

輸出に關する計畫業務の第一段階は輸出用商品受渡計畫の立案である。工業機關及び調達機關による輸出用商品の提供に關する政府令は此の商品受渡計畫によつて具體化せられる。受渡計畫とは商品を其儘或は輸出するばかりの體裁に整へた上、輸出用に發送する輸出合同に對して商品を納入する計畫である。受渡計畫は具體的であればある程、誰が何を何時、何處で輸出合同に輸出豫定の商品を納入するか、明瞭になる。それ故受渡計畫が商品外國輸出計畫即ち狹義の輸出計畫作成の基本的前提となることは明かである。受渡計畫は次の體裁に作成される。

此の形式で受渡計畫を作成するは(イ)輸出合同、(ロ)外國貿易人民委員部(各別)とす。
……年度又は……四半期)……合同(又は部)に對する商品受渡計畫。(單位千留)

單 計 量 單 位 價	引 渡 者		商品名稱及び合同(又は部)名稱
	引 渡 者	人民委員部	

年度(四半期)計畫	數	金
	量	額
内譯四半期(又は各月)別		

引渡計畫は次の諸要素から成る。

- 一、商品の名稱は如何なる商品が引渡(納入)されるかを示すもので、其の基礎となるは一九三三年十二月十二日附外國貿易人民委員部參與團の制定に係る計畫品目表で、此の表には商品を計畫に表はす場合一群として一纏めにせず個別に表はすを要する各商品を各輸出合同別に列挙してある。計畫品目表は營業の會計に用ゐる品目と一致してあるので一商品の豫定計畫と實際成績とを何時でも對照出来る譯である。
- 二、納入者(引渡者)の名稱は商品品目欄に示された商品を誰が納入するかを示す。(如何なる人民委員部又は如何なる工業乃至調達機關が納入に責任を負ふか、或は如何なる具體的な企業施設が事實上納入を行ふか)。
- 三、納入豫定商品の計量單位としては度量衡の單位を用ゐるが、明瞭にその商品の數量を示す、不變の單位たることを必須とする。例へば、殺した鳥類を貨車で何車と計算することは其の重量が屢非常に上下するので正しいと云はれない。況して鳥を或時は何車とし、或時は越と計算したり、或はバタを計るに樽としたり、箱としたり、越とした

り、ツエントネルとしたりすることは不都合である。上記の計畫品目表は各商品に對して最も適當な單位を定めて居る。

四、輸出合同に納入すべき商品の數量。商品の引渡(納入)とは茲では納入者が合同に宛て、其れを事實上發送することを意味する。(註)後述する如く、引渡計畫の遵行としての商品納入は輸出(合同が納入者との間に結ぶ獨立會計商業契約に基いて行はれる)

五、計畫の金額。この評價は特に外國貿易人民委員部の定めた單價によつて行はれる、而して此の單價は更に納入者が合同に事實上引渡した數量の評價にも用ゐられる。

六、引渡(納入)豫定商品の四半期分納(これは年度計畫の場合)或は各月分納(これは四半期計畫の場合)。これは其の商品の生産又は調達の季節性によつて影響を受け又外國の購買者との間に結ばれた先物契約に定められた納入期日によつて影響される。而して商品の四半期分納又は月別分納は數量だけについて示される。

ソ聯邦全體の商品引渡綜合計畫は本船渡値段段で示されるが、ソ聯邦の各輸出合同の輸出計畫も此の價格で作成せられる。此の聯繫は輸出計畫が常に引渡計畫を基準として作られる以上缺くべからざるものである。引渡計畫は輸出用商品納入の出所を示すものであつて、輸出合同は引渡計畫を次のものに分けて立案する。(イ)具體的各納入者を統轄する各人民委員部に對するもの(各共和國及び州に對するもの)。

納入者たる人民委員部或は共和國又は州としては自發的に引渡呼應計畫なるものを立案する。而して共和國又は州全體の綜合引渡計畫は各地外國貿易人民委員部代表によつて纏め上げられる(此の代表が右を作成するに際しては輸

出用商品を納入する人民委員部地方機關の計畫草案を基礎とする。而して是等計畫草案の統一は如何にして行はれるかと云ふに外國貿易人民委員部代表、輸出合同、外國貿易人民委員部の三者の充分な協調を必須とする。各輸出合同は自己の引渡納入計畫を作成するには關係納入者と協議の上にし、若し不同意ならば其の反對意見を添附して外國貿易人民委員部に提出する。同部では同部代表側から同時に提出された計畫と比較検討し、若し必要あらば更に納入者たる人民委員部と協議訂正の上、政府に提出して認可を受ける。政府の認可が済めば引渡計畫は下級組織に下附せられる。此の認可計畫は數系統に同時に下附せられる、即ち外國貿易人民委員部代表に對しては同委員部から、輸出合同の支部に對しては同合同から、納入者たる各人民委員部及び其の各部門別合同の地方機關に對しては當該人民委員部及び部門別合同から下附せられる。それだけに是等の計畫が何れも全く同一であることが非常に重要である。

引渡計畫は何れも年度、四半期、各月に分けて作成せられるが、是等の計畫の相互關係については既に上述した。引渡年度計畫は輸出合同が工業又は調達機關との間に獨立會計契約を締結する基礎となるものであつて、獨立會計契約とは引渡計畫によつて輸出を豫定された商品を輸出者に納入する方式、期日、條件を定めたものである。引渡四半期計畫又は各月計畫の敷延として輸出合同は關係納入者に對し、計畫所定の商品の發送指圖書を下附する。

尚、輸出合同或は外國貿易人民委員部の作成する引渡計畫は次の三様のものが作成される。

(イ) 商品別計畫。是は輸出計畫作成の際に基準とするに便なるためである。

(ロ) 共和國或は州別計畫。是は輸出業務に對する共和國又は州の關與の程度を明かにするためのもので、外國貿易

人民委員部各代表に下附せられるのは是であつて、同人等は此の計畫の遂行に對して責任を負ふ。

(ハ) 納入者別計畫。是は輸出用商品を納入する各納入者の義務を具體的に示したもので、納入者と輸出合同との間に獨立會計契約を締結する際の基準となる。

尚、外國貿易人民委員部が各共和國又は州に對して作成する引渡計畫は商品別及び納入者別に作成せられ、輸出合同に對する納入者の義務を具體化したものである。

(ロ) 輸出計畫の内容と其の立案方法

輸出計畫の構造は輸出用商品引渡計畫から當然生れて来る。事實上、品質検査當局は輸出豫定商品の一部分を不合格品として輸出を許さない場合があるけれども、計畫を作成する際には左様な可能性を顧慮し得ないし又、左様すべきでないので、常に納入者から受取ると豫想される數量の商品全部を輸出するものと豫定する。それでも尚、輸出計畫と引渡計畫は兎角齟齬を來たす。實際納入者から合同への商品引渡と其の國境外移出との間には國境迄運搬の時日が経過し、或る場合には直ちに輸出し得る體裁に(所謂エクスポート・リクイット)加工するための時日が経過する。其れ故商品引渡場所からの發送が遅れて國境への到着が被計畫期間に合はず、次の被計畫期間に入ることになれば、其の輸出も次の被計畫期間の分として豫定される他ない。而して納入者から引渡した商品が何等かの理由で輸出合同の倉庫又は中繼所に停滯する場合にも今と同様のことが起る。此の兩計畫の食い違ひは一被計畫期間から次の被

渡					出									
(註) 各四半期 (又は各月)				總 込 金 額	F o b 金 額	數 量	四半期 (又は各月)							
IV	III	II	I				IV	III	II	I				

……1日現在、在外残高					
輸送中			在庫		
總込金額	F o b 金額	數量	總込金額	F o b 金額	數量

(註) 後記する如く、外國貿易人民委員部は最近假りに賣渡を輸出と同時に目做して居る。さすれば特に賣渡の欄を設ける必要がない。

- 一、輸出計畫の名稱欄は輸出用引渡計畫の名稱欄の内容と合致するを要する。
- 二、計畫單位(引渡計畫に關して前述した所を参照)。
- 三、各年度、各四半期、又は各月商品輸出數量。唯茲で輸出と稱するのは被計畫期間に事實上國境を通過すべき數量を指し、此の數量は次のものから成る。(一)被計畫期間に一合同に引渡され同期間に移出され得る商品と(二)前被計畫期に既に引渡されたが未だ移出されず來るべき被計畫期に繰越される商品。多くの場合合同に引渡された商品は直に輸出用に發送さるべきであるから國境まで輸送の時日の經つた後に輸出せられる。それ故商品引渡豫定期日と國

境までの輸送時日を基礎として被計畫期間に引渡された内の幾何が同期間に輸出するを得、幾何が次期に繰越されるかを判定することが出来る。

四、輸出を各四半期に分ける(年度計畫の場合)か、又は各月に分ける(四半期計畫の場合)かといふことは引渡が季節的性質を有するか如何或ひは購入者と協定の上限した納入期日の如何によつて定まる。

五、輸出計畫の金額。輸出豫定商品の數量と共に輸出計畫には常にその價額をも示されるが、此の評価法は次の如くである。

(イ) エフ・オー・ビーの値段を以て示す。換言すれば輸出時以後商品に掛かる外貨支出を總込値段から差引いた値段を以て示す。此のエフ・オー・ビーの計畫値段によつて評價された輸出は一輸出合同が被計畫期間に輸出する豫定の商品の賣渡によつて實際に受取る外國貨幣總額が幾何であるかを示す。尙茲で全賣却値段とエフ・オー・ビーの計畫値段との異同を明かにして置く必要がある。

一定期間の營業を計畫するに當つて吾人は賣渡の可能性を決定する各要因を充分に考慮するが、其の結果、當時の需要供給、競争、吾が貿易政策の下に收得し得る最大價格に關する豫想が生ずる。また各要因を考慮すれば買手が吾が商品に對して如何なる値段を支拂ふか、換言すれば如何なる値段を收得し得るか判明する。而して此の値段こそ全賣渡値段又は總込値段である。輸出を計畫するに當つて吾人は買手から出来るだけ高價を受領することを方針とするのではあるが、後述する如く、賣却の時處を決定する最後のものは總込賣渡値段ではなく

て、何等かの方法で賣渡す際に生ずる總ての經費を差引いた上の外國貨幣純所得である。

總込賣渡値段とは上述の如く買手が吾人に拂ふ値段、換言すれば買手に對して書く勘定書の基礎となる値段である。それ故總込賣渡値段なるものは次のやうな相異なる基礎によつて收受せられる値段を指すことがある。即ち商品がシー・ファイ・エフで賣却せられる場合、倉庫渡しの場合、また關稅支拂済の場合と其の未拂の場合(買手自身で支拂ふ)とがある。併し是等は何れも買手が商品購入の際に吾人に支拂ふ値段であるから總込賣渡値段なのである。斯くして同一の商品に對し同一時に同一市場で收受する總込賣渡値段が賣却條件が異るといふだけで區々であり得る。

實際問題として是は如何いふことを意味するかと云ふと、輸出計畫の價格評價の基礎として總込賣渡値段を選ぶに際して、當該商品に對して最も普通な賣却條件に適合する値段を取るか或は(商品の賣却が二、三、四個の賣却方法によつて行はれる場合)相異なる條件で賣却せられる各分量の商品の比率を基として定めた平均値段を取るべきであるかといふのである。

前述した通り、エフ・オー・ビーの計畫値段はソウエイト國境通過後商品にかゝる外國貨幣の全經費を總込賣渡値段から差引いた値段である(ソウエイト船舶の備船費は便宜上かりに外國貨幣による經費と見做すべきである)従つてエフ・オー・ビー又はソウエイト國境渡しの場合で吾人が商品を賣却する場合、總込賣渡値段はエフ・オー・ビーの賣却値段か又は國境渡賣渡値段かである。併しエフ・オー・ビー又は國境渡の條件による賣却によつて得る

値段は未だ外貨純所得ではなくて、國境施設の経費、時として取引に關係ある仲介者への報酬、賣却に關係ある其他の経費等の外貨支出を必要とする。それ故吾人の收得するエフ・オー・ビーの又は國境渡し値段は計畫上のエフ・オー・ビー値段と合致しない。で寧ろそれを外貨純所得又は正味値段と呼ぶ方が適當である。計畫値段をエフ・オー・ビー値段と呼ぶことは廣く通用して居るけれども専ら便宜上假りに言つて居るに過ぎない。

エフ・オー・ビーの計畫値段の絶對額を決定するには一定の賣渡條件によつて收得する筈の總込賣渡値段から其の賣渡に要する外國貨幣の経費總額を差引くのである。尙、此の外國貨幣の経費總額は第四章に記した形式で作成せられる豫算的採算又は決算的採算によつて決定せられる。

(ロ) シー・アイ・エフの計畫値段を以て示される。シー・アイ・エフの計畫値段もエフ・オー・ビーの計畫値段と同様便宜上假りに用ゐられて居るもので、これはエフ・オー・ビーの計畫値段に仕向國の港又は國境までの運賃（海上運賃及び鐵道運賃）並に保険料を加へたものである。併しこの値段がシー・アイ・エフの條件で結ばれた賣買契約によつて實際に收得する値段と異なる點は前者が在外施設の経費を控除せずに含んで居ることである。此のシー・アイ・エフの計畫値段によつて輸出の價額を表示する方法は我國の各國別貿易收支表を計畫する際に利用せられる。近年各國の通商、政治關係が險惡化し求償主義の採用が流行して居る現状に於いては此の種の計畫が特に必要になつて來て居る。わが國別貿易收支表は我國から當該國からの輸入商品に對して拂ふ總價額、即ち購入價格プラス其國からの全輸出経費と、一方當該國が我方の輸出品に對して拂ふ價額、即ち賣却價格から同國への輸入以後

購入者へ引渡すまで商品に掛る全経費を引いたものから成立つて居る。

シー・アイ・エフの計畫値段（即ち便宜上の値段）は當該商品を輸入する國が我方に拂ふ價格を反映する値段ではあるが、此のシー・アイ・エフの計畫値段によつて出された輸出額は當該國に對する我國の貿易のアクチーフを示すものである。

輸出計畫は諸輸出合同並に外國貿易人民委員部によつて（イ）各商品別（ロ）各商品別及各國別に立案せられる。尙國別計畫は各合同なり、外國貿易人民委員部なりによつて行はれ、各國の市況、ソウエート通商代表部又は輸出合同と外國商社との間に既に結ばれた契約による商品納入義務、各國に對する吾が通商方針を基とする。尙、この外合同が國別輸出計畫を行ふに當つて指針として利用するのは在外賣却施設から提出される呼應（自發的）賣渡計畫である。而して外國貿易人民委員部の定める各國に對する綜合輸出計畫は次のものを基準とする。（イ）各個合同から人民委員部に提出される國別計畫の立案に際して採用された商品輸出豫想（ロ）當該通商代表部から人民委員部に提出される呼應賣渡計畫。

（ハ） 賣渡計畫の内容及び立案方法

貿易統制の實地に於いて商品の賣渡とは其れを購入した外國商社への引渡しを意味することは既に前述した。何故に賣渡が此の引渡しを意味して賣買契約の締結を意味しないかに就いて一言しなければならぬ。輸出業務の終局目的は賣手が商品を実際に讓渡すると共に買手が其れに對する代金支拂を行ふことである。賣手が代價を受取つて買手

に商品を渡せば賣手は商品に對するリスクを負はなくなり、且つ商品の保管と移動に要する一切の費用も負はなくなる。其れ故商品の輸出に際して輸出者の關心は常に賣渡商品の代價として右商品の事實上の讓渡と共に何時、幾何入手し得るかといふ點にある。賣買契約又は先物賣買契約の締結は普通當事者相互間に商品引渡しの期限、場所、品質條件、代金支拂期限及び方法に關する法律的義務を定めるだけの行爲であつて、吾人の賣渡といふ觀念に對する條件に合しない。その理由としては、

一、賣買契約又は先物賣買契約は決して實際の賣渡を意味せず、契約は締結しても其後何等かの理由で解約されることがあり、又、契約が實行されるにしても實際に納入された商品數量又は實際取得された値段が契約と異なる場合が甚だ多い。それ故契約は事實上の賣買に對する重要な前提にはなるけれども未だ輸出者より買手へ商品の現實の讓渡を意味せず、従つてまた契約に定めてある額の代金の如實の收受を意味しない。

二、賣買契約が實行されてもそれが輸出者から買手への商品讓渡の時日と事實上一致する（吾人が賣渡の觀念に對して提示する條件の一）のは單に契約締結の直後に買手に引渡すといふ現物取引の場合に限る（此の場合時として客認せられる數日の間隔は論外と見てよい）。其他の總ての場合に於いては賣買契約の締結と商品の讓渡との間には次の理由による間隔が存する。（イ）見本又は標準によつて結ばれた賣買契約は未だ外國に到着しないか、又は未だ存在さへしない商品に關するものである。（ロ）賣買契約は吾人の行ふ商品納入の期限を一回でなく相當長い期間に數回と定めるのが普通である。

三、賣渡商品に對する我が方と商社との決済（吾人が賣渡の觀念に對する第三の條件）は普通、賣買契約の締結時と一致しない。例外は買手が契約の際、商品引取り前に、全額の前渡金を渡す場合であるが、極めて稀である。契約に際して吾人が前渡金を取るとしても（斯様な賣買契約は我國では餘り多くないが）決して契約の全額に上ることはなく大多數の場合賣買契約と同時に金銭決済を伴ふことはない。

斯くして賣買契約又は先物賣買契約の締結は吾人が賣渡の觀念に含ませる二つの條件に合致しないために之を賣渡と見做し得ないのである。然らば何を賣渡と見做すべきかといふに、それは買手へ商品の引渡である。その理由は次の如くである。

一、商品の引渡は輸出者から買手への其の移行、その事實上の讓渡を意味する、従つて吾人の賣渡の觀念に對する第一の條件に合致する。

二、買手は輸出者から提出された勘定書によつて商品代を支拂ふが、勘定書は商品の一部引渡毎に發せられ、それに對する支拂は買手に商品の交付された時又は商品の自由處分権を與へる文書の交付された時に行はれる。此の通則に對する例外は次の場合だけに生ずる。（イ）既に設定しあるクレジットに對し吾人が商品を賣る場合。（ロ）吾人が豫め割引し得ないことを知悉して居る手形を擔保とするクレジットで商品を賣る場合（割引し得る手形の場合には手形を擔保とするクレジットによる賣買は現金賣買と變りがない）。

通常吾人は現金販賣に努力し、クレジットによる販賣は僅少の品目に限られ、已むを得ない場合で、しかも我が

總取引高の十分の一以下の金額に達するに過ぎない。尙吾人の受取る手形の大部分は銀行で割引せられることを附言して置く。經濟恐慌の深刻化によつて相手商社の不拂の危険率が増大して來たために吾國のクレヂット販賣は愈よ狭められ輸出に於ける其の地位が低下するに至つた。

斯くして輸出者の占有から買手の占有への商品の事實上の移行に等しい、買手への商品の引渡は通常、賣渡商品の代金入手の時に一致する。(註—前述の如く現金か掛賣かといふ決済形式は此の場合問題にならない。)其れ故事實上の賣却の決定的特徴は商品の引渡しであつて、先物賣買の契約ではない。先物賣買の契約は實行に當つて最初の條件と違つて來ることが甚だ多く、全く實行を見ないことすらあるのである。それ故商品賣渡計畫は買手へ商品引渡の計畫に他ならない。

賣渡計畫(前述輸出計畫の形式参照)は次の要素から成る。

- (一) 品目。
- (二) 計量單位(輸出用商品納入計畫及び輸出計畫に關して述べた説明参照)。
- (三) 各年度、四半期、各月賣却豫定數量。吾人は商品の幾分かを外國に在る倉庫に送つて、不斷の餘備を作つて置くが、これは正常の取引に必要な一定標準(數量のみならず種類等についても)を超過せぬやうにする。その餘備が現實の必要以上であれば外國貨幣による無用の倉庫支出を必要とすることになる。そこで外國貿易人民委員部は各商品及び各國について各四半期末の在庫高の規準を定め、四半期計畫と同時に關係各輸出合同及び通商代

表部に通知する。此の規準は賣渡豫定數量及び各商品の取引上の特殊性を基として定められ、數量の外エフ・オー・ビーの賣渡値段で出された金額(輸出計畫との連繫のため)と總込め賣渡値段で出された金額(賣渡計畫との連繫のため)を以て示される。

一定期間に對する賣渡の計畫化に方つては來るべき計畫四半期の末に於ける一定の在庫規準を超過せぬことを方針としなければならない。

二、輸出計畫は商品のソウエート國境通過の時期を定めて居る。吾人が國境渡し又はエフ・オー・ビーの條件で商品を賣るならば、それは輸出と賣渡の時機の一一致する特殊の場合となる。シー・アイ・エフの條件による賣買の場合にも商品の讓渡及び其れに對する買手の支拂が書類と引換へに、即ち商品發送後近々中に行はれる限り、如上の一致が存すると見て可い。併し其他の總ての場合には此の一致は無く、商品は仕向外國地點の貨車積渡しとしてか、或は相當長い保管期間後に在外倉庫渡しで賣渡される。従つて輸出計畫と其れに豫定してある輸出期限は已づから賣渡期限を決定してるとは云へ多くの場合、輸出期限は賣渡期限と同一ではない。それ故輸出計畫を基として賣渡計畫を立案するに當つて吾人は同時に商品の技術的移動條件によつて生ずる、輸出と賣渡間の時日の間隔を考慮に入れなければならない。輸出された商品はソ聯と仕向國の遠近、輸送方法の如何によつて途中で相當の時日を要する。ソ聯に近い國に輸出される時には途中數日で充分としても、我が南方諸港から海路歐洲に送る場合には相當長い輸送期間を要する様な譯である。斯して被計畫期間に輸出された商品の一部はそれがエフ・オー・ビー又はシー・アイ・

エフの條件で賣られず、未だ仕向地に到着しないと云ふ理由だけで同期間中に賣渡(即ち買手へ引渡)され得ない。而して被計畫期間中に仕向地に到着して賣渡(即ち買手へ引渡)され得るのはソ聯邦から前被計畫期間に輸出された商品なのである。だから此の事情も賣渡の計畫化に際して考慮しなければならない。賣渡の規模は斯くして次の如何に係はることになる。(イ)計畫される期間の初までに外國に存する商品残高、但し此の残高は在庫高と輸送途中の残高とから成る。(ロ)エフ・オー・ビー又はシー・アイ・エフの條件で賣られて輸出計畫に従つて被計畫期間中に國外に輸出されるか、若しくは同期間内に仕向地に到着する商品。

輸出された商品の上記の部分で、エフ・オー・ビー又はシー・アイ・エフの條件で賣られず、或は被計畫期間中に仕向地に到着の間に合はないものは同期末現在の在外途中残高となる。此の残高は在外倉庫残高と同様、計畫にはエフ・オー・ビー及び總込め計畫値段で示される。

四、賣渡の各四半期(年度計畫の場合)又は各月(四半期計畫の場合)割當。此の配分は次の商品に適當な賣渡期限を考慮の上に行はれる。(イ)國外に現存する残高、但し其の輸出準備程度を考慮す。(ロ)被計畫期間中に輸出豫定の商品。

五、賣渡金額。賣渡計畫の價格表示はエフ・オー・ビー値段及び總込め値段を以て行はれるが、是等兩觀念の内容については既に述べた。(七八頁参照)

總込め値段を用ゐるのは賣渡の會計が買手に提出された勘定書によつて即ち總込め値段によつて行はれるからであるが、また計畫の遂行を判定するには計畫と營業の實際を同一の價值單位に基いて對比させる必要があるからである。また賣渡をエフ・オー・ビー値段で計畫するのは輸出との聯繫上必要なのである。

各通商代表部、及び在外各營業機關は自己の呼應(自發的立案の)賣渡計畫を立案するに當つて次のものを基礎とする。

- (イ) 自己の賣渡能力。
- (ロ) 自己の調査資料によつてソ聯が輸出に廻はし得ると思考せられる當該商品數量。

此の呼應計畫は所屬系統によつて夫々、營業機關からは輸出合同へ、通商代表部からは外國貿易人民委員部へ提出せられ、被計畫期間に對する輸出及び賣渡の數額の決定に參酌せられる。(註——最近外國貿易人民委員部に於いては賣渡を便宜上輸出と同一視して居るが、これは吾人の販賣に於いてシー・アイ・エフ及びエフ・オー・ビーの條件の取引が基本的重要性を有するからである。併し同時に在外商品残高の制限は繼續せられ、それによつて在外倉庫渡し賣渡が統制されて居る)。

以上述べた所によつて計畫の各要素即ち輸出引渡、國內商品残高、輸出、賣渡、在外商品残高が時として、エフ・オー・ビー値段によつても計畫されることが判る。それが爲めに是等の諸要素は互に對比し得る様になり被計畫期間に於ける一合同の又は全貿易系統の輸出業務のバランスを次の公式によつて表はすことが出来る。

(一) 輸出引渡 + 計畫期間未現在ソ聯國內殘高 = 輸出 + 聯國內殘高(被計畫期間未現在)

(二) 輸出十被計畫期間初現在の在外商品残高(在庫及輸送中共) = 賣渡 + 被計畫期間未現在、在外商品残高(在庫及び輸送中共)

右に表はれて居るやうな輸出業務諸要素の相関性はやがて計畫に際して犯された少しの不統一をも曝露させるもので、其の不統一があればバランスは直ちに破れるのである。例へば被計畫期間開始時現在のソ聯内商品残留高の輸出引渡の數額と同期末現在のソ聯内の殘高規準が判れば輸出の數額は第一の公式から直ちに出て来る。それだけ上記バランスは實際的效用があり、これによつて輸出業務の各要素が何れだけ正當に計畫されたかを検査することが出来る。

第三章 輸出業務に於ける獨立會計

一 輸出業務に於ける獨立會計の目的及び内容

輸出業務に於ける獨立會計(Самостоятельный экспорт)(譯註——文字通りに譯せば事業會計といふので、ソ聯に於いて一九二二年の新經濟政策以來廣く各方面に言はれるもので大體政府の豫算支出を仰がずに各企事別に營利事業として經營して行くことを意味する)の目的と内容はソウエートの輸出者の有する經濟的使命を背景として闡明せられる。輸出合同の經濟的活動の基礎は輸出計畫のための努力、政府によつて課せられた任務たる輸物物資の動員、其の輸出、一定額の外國貨幣を得るための外國市場に於けるその賣渡の實行である。

輸出計畫のための努力はひとり數量上のみならずその質的指標のための努力である。特に五個年計畫に於いては質的指標が有らゆる經濟業務の眼目とせられて居る。即ち質的改善が工業及び農業の主眼とされた(註——一九三三年一月の黨中央委員會及び中央監督委員會合同總會のスターリン、モロトフ、クイブシエフの報告に對する決議)と同様、輸出に於いても計畫の數量上の遂行に對する努力と並んで輸出業務の質的改善が重視されなければならない。工業に於いて吾人が質的指標と稱するのは労働能率の向上、原價の低減、生産品の質的改善を意味し、農業に於いては收穫率の増大を意味するとすれば、ソウエートの輸出者の業務が質的に改善されれば、される程同人を通じて行はれる商品各單位の輸出が社會主義建設用の外國貨幣を益々多く提供することを

意味するが、これは業務の一般的改善によつて（値段の引上げ、経費の節減、買手の苦情の減少等）達せられる。販賣の効果を最大限にすると共に計畫の數量上の遂行に對する不斷の努力といふことが輸出者の獨立會計の目的及び内容である。

二 輸出者の業務効果を引上げる方法

獨立會計の首尾一貫した実施には輸出の効果を引上げるための凡ゆる可能性を輸出者が綿密に考慮することを必要とする。此の効果の引上げは同時に二つの方針即ち第一に商品に對する外國貨幣純所得の増大と、第二にソウエイト留による其の商品の原價の低減によつて達せられる。所で外貨所得の増大もまた二つの方法によつて達せられる。即ち（一）商品値段の引上げと（二）商品の賣渡に關聯して外國で行はれる貨幣支出の低減である。〔註—後章に流通費の項（譯註）貨幣純所得の増大は値段と貨幣支出の最有利な結合によつて達せられる。此の章省略で述べる通り、もので單に値段だけの引上げや貨幣支出の低下だけによるものではない〕

同様にソウエイト留の商品原價の低下も輸出者は二つの方針即ち、（一）輸出者が工業側或ひは調達機關から商品を受入れる際の値段の低減と（二）輸出者が商品の受入れ、加工、ソウエイト國境までの或ひは汽船までの輸送に對して負擔するソウエイト留の費用の低減によつて達せられる。従つて輸出の効果を引上げるといふことは上記四要素を最有利に組合はせることを意味する。

輸出合同は此の四要素の各に對して影響を及ぼす力を持つて居るが、その影響を及ぼす方法は各要素毎に異つて居る。ソウエイト留によつて表はされる輸出者の流通費は勿論全部合同自體によつて左右せられる。商品納入者の引渡値段は國家によつて計畫的に定められる。併しながらそれがために輸出者が全く關與しないものと見るべきではない。即ち納入者（供給者）の引渡値段を國家が制定する際には納入者に於ける商品の商業原價に國家の許した一定の利掛を加へたものを基礎とするのである。而して納入者の商業原價は同人の生産原價又は調達原價に左右せられ、又輸出商品の生産過程の合理化の程度や納入者自身の業務の如何にも左右せられる。

納入者の生産原價又は調達原價は引渡値段の決定的な部分であり、また納入者の引渡値段は輸出者に於ける商品原價の決定的な部分である。輸出の効果は左様な程度に納入者の生産原價又は調達原價に依據して居る故、輸出者のそれに對する不注意は自己の業務の國民經濟的結果に對する冷淡を立證するものであり、嘗て別な事柄に關してではあるが、同志スターリンが言つた目先の金儲け本位の態度といふ他はない。それ故納入者の生産原價又は調達原價に對して輸出者は大いに注意を拂ひその低下を計るため納入者の業務の合理化と改善を促さなければならぬ。

賣渡値段は直接商品の販賣に當る在外施設の業務如何によつて決定せられ、複雑な市況を觀測し、最有利な販賣方法を利用する技能の如何、變化する景氣に應じて掛引きの弾力性の如何に結局、賣渡値段の額は左右される。それにして輸出合同は値段の方針及び在外施設の業務方法を統制することによつて賣渡値段の額に影響を及ぼす大きな力を有して居る。

外國貨幣による流通費は一部分は在外施設の業務如何に、また一部分は輸出合同の業務如何に關係する。例へば船

運賃は一部分、合同が輸出用貨物を計畫通りに時間的に正確に引渡すか如何に關係し、一般輸送費は合同が貨物の輸送経路の選擇の良否に關係し、關稅支出は合同が生産者に註文を出す際又は商品加工の際に各國に於ける該商品に對する課稅の特殊性を考慮するか否かに關係する等々である、之に反して國外に於ける商品の倉庫入保管の費用、國外に於ける貨物輸送其他多くの費用は在外施設の業務の良否に左右せられる。それにしても合同は賣却施設に左右される是等の諸支出の額に對して同上施設の業務を統制すると同一の形式を以て影響を及ぼすことが出来る。併し賣却施設も反對に在外業務に關する具體的知識から生ずる新工夫の提案によつて合同業務の合理化に資することが出来る。斯くして輸出合同は輸出業務の獨立會計を實現する上の決定的な部署である。而して合同の獨立會計の効果を最大ならしめるには合同内の各營業部分にも獨立會計制を採用するを可とし、是等各部の努力は主として次の事項に對して注がるべきである。

- (イ) 計畫及び其の敷衍として結ばれた契約に従つて輸出用商品の受渡しを納入者をして時日上正確に行はせるところ。
- (ロ) 納入者の生産原價又は調達原價の低減従つてまた彼等が輸出用として交付する商品の引渡値段の低減を目的とする對策の立案及び實施。
- (ハ) 輸出品の質的改善に關する對策の立案及び實施。
- (ニ) 合同自體の支配し得る凡ゆる種類の費用(ソウエート留及び外貨の)の低減

- (ホ) 所定の輸出計畫に基く外國向け商品發送の正確竝に在外施設による同商品の賣却の正確。
- (ヘ) 合同自體に關係せず在外施設に關係ある外國貨幣による費用の低減策の立案。
- (ト) 輸出計畫及び賣渡計畫の遂行を阻碍するか、或ひは輸出の効果を低下させる業務上の缺陷(商品發送に關する書類の形式の不完全、貨物の宛名の誤、船腹其他輸送手段の利用の不適當、特に國外に於ける商品保管の不適當等々)の排除。

三 輸出業務に於ける獨立會計實現の前提

輸出者が業務に獨立會計を適用する際の基本的前提は輸出者の財産上及び營業上の獨立(勿論、外國貿易人民委員部の行ふ一般的統制の範圍内に於ける)である。輸出業務に於ける基本的營業部署たる輸出合同は財産上竝に營業上の獨立性を有する。合同の定款は合同各自に對して一定の創立資本を定め、又凡ゆる種類のクレジット業務を遂行する權利を規定し、且つ合同は「獨立の單位であつて、法人の權利を享有し、獨立會計制に基いて行動す」と記してある。輸出の營業々務の中心である輸出合同は事業上、工業及び調達機關と關係して居る一方、外國へ貨物を輸送する運輸業と關係し、更に合同から受取つた商品を外國市場に於いて委託の形式で賣却する在外賣却施設と關係して居る。そこで是等の事業上の關連を輸出業務の一貫した獨立會計的經營といふ一般方針に合致するやうに築き上げることが必要である。而してその爲めの前提として次の事項を擧げることが出来る。

(一) 合同は輸出物資の納入者及び運輸事業並に在外賣却機關との間に事業契約(獨立會計契約)なるものを結んで、雙方の義務範囲と責任の限界を規定すること。尙此の契約は外國貿易人民委員部の定めた輸出計畫及び賣渡計畫に基き、又その敷衍として締結せられる。

(二) 契約兩當事者間の決済方法としては輸出及び賣渡計畫を最大効果を以つて遂行するための獨立會計的刺戟を雙方に對して作る様な方法を前記事業契約中に規定すること。

獨立會計的事務方法に對する前記前提の重要性は一九三三年度契約締結に關する政府の決定中に特に強調され、それには「獨立會計の實施及び國民經濟計畫遂行の重要條件の一として、各事業間の契約關係の決定的強化」が要求されて居る。

尙右決定中には契約上の義務に違背した場合の制裁として違約金、罰金、損害賠償等夫々契約義務の性質如何によつて異なるものを契約中に規定することを要求して居る。事業契約は各營業年度の初に締結せられる。以下に輸出合同と納入者及び運輸業側との契約關係が如何なる具合になつて居るかを見やう。

四 輸出合同と輸出品納入者との契約關係

輸出品納入者と契約を結ぶに當つて輸出合同は右納入者が商品納入について次の事項に充分關心を持つ様に規定しなければならない。

- (一) 契約商品全部を契約期限に納入させること(納入時日の正確といふことは合同が買手に對し一定期限に商品を送達する義務を負ひ、其れに背けば屢貨幣による損害を被る處あるために合同に對して特に重要である)
- (二) 契約以下でなく、成るべくは契約以上に優秀な品種目(商品の種目の悪化は常に賣渡値段を低下し、當然貨幣所得を減じ之に反して種目の改善は普通貨幣所得を増加させる)
- (三) 契約以下でない品質(むしろ、合同としては品質の改善が賣渡値段を高くする當てがある場合は右改善が望ましく、品質の悪化は賣渡値段を低下させるを常とする)
- (四) 商品に附隨する總ての必要書類の發送時の正確(書類の遅延は商品の輸送を困難にし、買手へのその引渡しを妨げ、屢國外に於ける無用の支出を惹起し且つ買手の苦情によつて貨幣の損害を來す處がある)

一方合同側は次の事項に對して物質的の責任を負ふ條件を契約中に規定する。

- (一) 納入者から引渡すべく提供された商品受入れの時日上の正確、並に國外へ商品發送の遅延せぬこと。
 - (二) 納入者の流動資本の運用を困難ならしめることのないやう、納入者より引取つた商品に對する決済時日の正確。以上の條件の履行を計るため契約中に償與、罰金、違約金の規定を作つてある(詳細は第六章參照)。
- 以上の條件を考慮の上、定められた合同と納入者との關係は次の内容を有する。

- (一) 輸出の正常な進捗、即ち計畫の豫測に合する進捗を阻碍するやうな雙方の行爲を規定する。
- (二) 商品の品質は賣渡値段の高下に影響を及ぼすから納入者の引渡値段を商品の品質如何に關係せしめる。

(三) 輸出商品に對して收得する値段の引上げを百方講ずること。

五 輸出合同と運輸事業間の契約關係

輸出合同は運輸事業側(ソフフラフト及びウネシトルダトランス)と獨立會計契約を結んで輸出貨物の國外運送に關する總ての實務を相手方に委託する。此の契約は左の内容を規定する。

- 一、貨物を運輸側に提出することの無計畫と其の時日の不正確は運輸業側の計畫的輸送を妨げ、従つて國外へ商品發送の正常の進行をも脅かすが故に之に對する金錢の制裁を合同に對して定める。
- 二、雙方の側をして輸送の低廉化と總て普通の標準以上に貨物の輸送及び加工を高價ならしめる現象(船舶の休止、申込の速急なための備船料の高價、積替業務の無準備と組織の不良による不經濟)の排除とに關心せしめるところ。

上記の條件の實行を計るため運輸側との獨立會計契約には貨物の輸送及び積替計畫の提出時日の失當、輸送計畫に現に豫定された貨物を積込のため提出することの遅延、貨物仕上げに關する指令の遲滯等に對して輸出合同に違約金、罰金を規定してある。一方運輸事業側は輸出者から提出された貨物の積込の遅延、貨物仕上げの怠慢及び不適當に對して罰金或は違約金を負擔する。斯様に此の場合も輸出合同と運輸事業間の關係は次の趣旨の下に築かれて居る。

(一)輸出計畫の時宜の遂行(二)外國貨幣及びソウエイト貨幣による流通費(運輸及び商業費)の低減。

總じて輸出合同と納入者、運輸業、在外賣却施設との契約は輸出業務の全參與者に經濟的採算の關心を持たせ、(イ)輸出用商品の引渡から國外に於けるその賣却に至るまで、輸出豫定額の實行と(ロ)輸出の効果を決定する四要素の各について右効果の増大を計ることに注意を集注させるものである。

斯くして獨立會計はソウエイトの輸出者が事業上の基本的課題を遂行する上に有效な武器となつて居る。

第四章 ソウエート輸出業に於ける流通費

ソウエートの工業又は農業の生産物が外國の消費者の手に達するまでには幾多の流通費に關係がある。此の費用は社會的經濟的本質を異にする二つの部類に分けられ、一はソウエート經濟の枠内(即ち主として商品の國外輸出前に)生ずる費用であり、他の一は其の範圍外即ち資本主義經濟内に生ずる費用である。(註—我が輸出品の一部がソウエート送に關係ある或種の費用は商品のソウエート國境通過後に生ずるのであるが之を第一の部類の費用に屬せしむべきである)

事業の効果を擧げやうと努めるソウエート輸出者は外國貨幣純益の増大とソウエート貨幣による商品原價の低下といふ視角から費用問題を考究する。

一 流通費の研究法及び其の合理化方法としての採算

輸出者は各商品販賣業務を流通費の觀點から商品販賣前と其の買手への賣渡し後と二度に互つて検討すべきである。此の検討の武器は採算であつて、前者の場合には見積採算(豫算採算)であり、後者は決算採算である。採算とは商品の一單位に對し支出を要求する計算である(豫算採算)か、或は事實上既に行はれた支出の計算(決算採算)を意味するのである。採算は此の雙方とも採算の對象たる商品の輸出及び賣渡に際してその商品にふり掛かる凡ゆる種類の費用を列擧する。

(イ) 採算の要素

輸出合同の業務の性質及び貨物進出の方法に應じてソウエート貨幣による流通費は次の三大部類に分けられる。

第一部類——商品調達費即ち商品の購入、調達所への運送、選別、包装、保管に關連する支出其他調達所に於いて行はれる支出。調達物資を調達場所の附近の停車場又は埠頭に運送する費用、竝に輸出促進策に關係ある各種の費用も此の部類に屬する。此の部類の費用は今でも調達の職分を保持して居る貿易系統の僅かの現存合同(毛皮)に於いて見られるに過ぎない。

第二部類——國境地點への商品運送費、即ち輸出貨物の鐵道及び河川輸送費で貨物發送驛貨車積渡しから國境地點又は發送港までの輸送を含む。商品納入者は大部分發送驛貨車積渡しとして輸出合同に商品を引渡すので、輸出合同にとつて費用は此の部類を以つて開始される。

第三部類——ソ聯邦の港及び國境地點に於ける費用、即ち是等の箇所に於ける貨物積替費、包装替、保管、加工、選別、品質検査、各種租税支拂等に要する費用其他。

外國貨幣による流通費は金額に於いても費目に於いても商品販賣の方法如何に關係する。そのために次の三部類に分けることゝしてある。

第四部類——エフ・オー・ビーの賣却による外國貨幣の費用で、之は在外施設の維持経費及び場合によつては商品の

委託販賣に對する報酬を指す。

第五部類——シ・アイ・エフの販賣による外國貨幣の費用、即ちソ聯の國境地點又は港から仕向國の到着港又は國境驛までの商品運送費であつて、即ち海上運賃又は鐵道運賃、運送保險、外國商社に對する委託販賣報酬、在外機關經費が是である。

第六部類——外國貨幣による在外倉庫渡販賣費。此の部類は第五部類の費用に關稅（關稅は屢買手によつて支拂はれる）、仕向國に於ける貨物の荷卸、積替、保管費、外國の買手に對する商品運搬費、買手に引渡される商品の見本の定性分析費等を加へたものである。營業の各種類に應じて夫々の費用が要るので、輸出及び賣渡の費用の細目表は相當廣汎なものである。外國貿易人民委員部の現行費目表は次の如く規定してある。

ソウエート通貨の第一部類費用.....	七費目
同 第二部類.....	五同
同 第三部類.....	一四同
外國貨幣第四部類.....	二同
同 第五部類.....	八同 (第四部類の費用に對する追加)
同 第六部類.....	九同 (第四及第五部類の費用に對する追加)
合 計.....	四五同

併し勿論是は輸出者が己れの採算を作成する際に常に四十五費目全部を列擧するといふのではなく、各商品特有の輸出方法又は賣却方法に應じて費目は變化する。唯、一商品の取引に實際關係した凡ゆる種類の費用を列擧することが大切であるが、それは採算を出来るだけ詳細にすれば實務の各段階に對する輸出者の注意を周到ならしめることが出来、また節約の可能性を示すには各費目別に記述するに限るからである。

採算は結局次のやうな體裁で示される(採算は各個の販賣方法毎に作成せられる)。
商品の一單位に對する豫算採算又は決算採算 (單位留)

イ、外國貨幣の部

一、賣渡値段.....	
二、外國貨幣による費用.....	
(イ) 海上運賃.....	
(ロ) 鐵道運賃.....	
(ハ) 運送保險.....	
(ニ) 事業經營費.....	
(ホ) 關 稅.....	
(ヘ) 荷卸及び積換.....	

- (ト) 國外に於ける保管其他……………
- 外國貨幣による費用合計……………
- 三、外國貨幣純益(上記一の項から二の項を減じたもの)……………
- ロ、ソウエート貨幣の部……………
- 四、納入者の引渡値段……………
- 五、ソウエート貨幣による費用……………
- (イ) 鐵道運賃……………
- (ロ) 積換費(貨車より倉庫)……………
- (ハ) 保 管……………
- (ニ) 加工及び揀別……………
- (ホ) 包装費其他……………
- ソウエート貨幣による費用合計……………

六、輸出者に対する商品原價(上記四の項に五の項を加へたもの)。

(ロ) 豫算的採算の重要性

商品の輸出及び賣却を準備し、最大の効果を持たらす條件を研究した後、輸出者は輸出及び賣却方法として可能と思はれる各方法毎に豫算採算を作成する(輸出の方法、賣却の場所、時日及び條件を考慮の上)。その場合豫算採算は次のものを基礎とする。(一)豫想される取引に普通随伴すべき費目、(二)現行の規定によつて商品にかゝる筈の(運賃、外國貿易人民委員部規準、前の業務の經驗等)諸費用の規準。

斯くして(輸出及び賣却の各代案によつて)作成された豫算採算を對比すれば輸出者は商品を如何に何處から輸出し、何時、如何に賣るかを決定することが出来る。而て輸出者の選んだ輸出及び賣却方法に應ずるその豫算採算は其後同人が各支出項目を合理化手段によつて低減し得るか否かを詳細に研究する對象となるものである。

(ハ) 決算的採算の重要性

決算的採算は商品の輸出及び賣却の事實上行はれた支出を記した書類に基いて作成せられ、輸出者にとつて非常に重要なもので次のやうな效用がある。

- (一) 豫算的(豫前)採算作成の際輸出者の犯した誤謬を明かにすること。これによつて將來類似の賣却に關する豫前採算の作成に對して一層正確な基礎を作ること。
- (二) 費用の低減を計畫した合理化對策を豫め作成された豫算的採算に基いて修正すること。
- (三) 輸出者の業務の缺陷を具體的に闡明すること。これは普通、豫算的採算に定めてある以外の如何なる費用を輸

出及び賣却に際して必要としたかゝ決算的採算によつて明かになるからである（貨車及び汽船の休止、船の空運賃、各種の運送料及び倉庫料の支拂超過、貨物の過當に長い保管、貨物の不當な取扱による各種の無用な支出等）。

豫算的採算作成の際輸出者は常に前期に賣られた商品に關する決算的採算の數字を基礎とする尤も前述の如く新情勢に應じて適宜修正を加へるのである。

二 輸出全營業の計畫化の不可分の一部としての流通費計畫

上述した所によつて従來の賣却に關する決算的採算に示されたものとは異なる新しい費用規準が明かになつた。輸出者に對して最大の効果を擧げさせる（其れ故輸出者をして賣却の方法の選擇を決定させる）豫算的採算はまた輸出者が一定期間（一年又は四半期）に對し費用豫算又は費用計畫を立案する基礎となる。此の費用計畫は輸出者（輸出合同）に對して認可された輸出及び賣渡計畫から生ずる各業務の効果を最大ならしめる方針の下に輸出者のソウエート貨幣及び外國貨幣による費用を規定するものである。合同の業務に對する統制の目的で外國貿易人民委員部は合同の費用計畫を立案し、各種の費用限度を規定する。

費用計畫に對する重要な附屬物は同計畫の基礎となつて居る豫算的採算である。此の採算は合同によつて各商品別に、各賣却市場別に、または等の中の一市場に於ける販賣方法が種々異なる場合には其の各販賣法毎に別個に作成せられる。而て輸出效果に對して計畫で定める變更について判斷するためには（被計畫期間に對する）豫算的採算の數字と並行に（其の前期の）決算的採算の數字を掲げなければならない。同時に支出計畫には計畫で定めた水準まで費用を低下させるための諸方策の實行計畫が添附せられる。輸出合同の費用計畫は確然と分界の別れた、併し同時に互に分離し得ず、一緒に審議される二部分即ち（イ）外國貨幣費用計畫と（ロ）ソウエート貨幣費用計畫に分れる。

（イ）外國貨幣費用計畫

外國貨幣費用計畫は豫算的採算によつて定められた費用規準と、然るべき賣渡計畫によつて賣却を豫定された商品數量とを基として編成せられる。最初外國貨幣費用計畫は各國別に作成せられ、其後、合同の綜合計畫（各國別計畫と同一の要素を含む）中に總ての國に亘る費用總額が示される。

外貨費用計畫の基本的要素（一一一頁附表第二参照）は次のものである。

- （一） 被計畫期間に該國に於いて賣却を豫定してある商品數量。
- （二） 被計畫期間に各個商品の賣却による豫定所得額。此の金額は合同の賣渡計畫から取つて示される。
- （三） 右（一）に示された商品の輸出及び賣却に關係ある外國貨幣費目、但し各費目に對して各商品につき豫想される出費の金額を示すこと。

茲で次の説明を必要とする。（イ）外貨費用計畫は三部に分けて編成せられる。即ちエフ・オー・ビーの條件で賣却せられる商品に對する費用と、シー・アイ・エフの條件で賣却せられる商品に對する費用、並に在外倉庫渡で賣却せられる商

品にかゝる費用である。列擧された諸段階の各に對して計畫中に採用される費目は大體、外國貿易人民委員部の定めたる總費目に合致する。(ロ)外國に於ける費用の一部は輸出合同が外國貨幣を以て拂はずに、ソウエート貨幣を以てする。是は或る種業務はソウエート側事業組織によつて行はれ、輸出合同と同組織との決済がソウエート貨幣によつて行はれて居るからである(是に屬するのは例へばソウエート商船隊船舶による海上運賃、ソウエート國營保險による貨物運送保險、交通人民委員部諸機關の支拂ふ直通鐵道運賃、通信人民委員部機關の支拂ふ電話、電報費。是等の總ての組織は外國の同種組織との間に既に集中的決済を行つて居る)。計畫作成の際には是等の費用は總て便宜上外國貨幣によるものと見做し、單に備考中に如何なる費用が幾何だけソウエート貨幣によつて支拂はれるかを示すに止める。是は何故さうする必要があるかと云ふと、此の種費用は全部でなくとも一部分は矢張ソ聯邦が外國貨幣を以て支拂はなければならぬからである(ソウエート商船隊に對しては國外に於ける吾が船舶の航海費、國營保險に對しては外國會社への貨物保險付け替へ費、交通人民委員部に對しては外國鐵道との決済に要する金額等)。此の場合行はれる外國貨幣の節約(例へばソウエート商船隊、國營保險系統で)は各合同の計畫中にはなく、聯邦の綜合貨幣計畫中に示される。

(四) 各商品別の外國貨幣費用總額。

(五) 期待せられる収入額(拂戻額)。

外國船舶で貨物を輸送する輸出合同は備船期限よりも早く積込むことによつてデスパツチャー・マネーを受取り、そ

れだけ外貨費用の節約を計ることに努めなければならない。是が即ち豫期される収入として外貨費用計畫に示されるのである。吾が港灣に於ける積込が我方の資力によつて行はれたために特に備船條件によつて運賃中に含まれて居る積込費が船主から我方に拂戻される場合にも此の豫期する収入を計上出来る。此の積込費の拂戻は事實上海上運賃の節減である。

(六) 各商品に對する外貨純益(即ち(二)から(四)を減じ(五)を加へたもの)。

外國貨幣費用計畫の(總ての商品及び總ての國に互る)累計は結局に於いて合同が被計畫期間に擔當した賣渡計畫の遂行に際して受取る外貨の純益總額を示す。事實上少しでも此の金額と異なる場合は次の理由による。即ち賣渡された商品數量の變更(賣渡計畫に對する相違)によるか、或は計畫で定めた賣渡に對して賣渡値段の變更によるか、或は計畫で定めた費用規準に對し費用の相違によるかである。

外國貨幣純益の計畫豫定額を合同によつて遂行せられない實際の理由の究明は其後、賣渡計畫及び費用計畫の合同による遂行成績を検討する際の眼目でなければならない。尙、外國貨幣費用計畫は一定の期間例へば四半期分として作成せられ、上述の如く、四半期賣渡計畫によつて豫定された商品の賣却に關係して合同に許された出費の限度を定めるものである。併しながら此の限度は輸出合同が該四半期に於ける經費支拂に要する外國貨幣の事實上の需要と一致しはしない。商品の輸出及び賣却の業務は或る四半期に始まつて次の四半期に終ることが甚だ多い。其れ故、被計畫期間に賣られた商品に對する費用の一部は同商品が輸出された前四半期中に既に支拂はれ(運賃、保險料等)、一

方被計畫期間には同期間に輸出されるが賣却は次期々間に行はれる商品に對する支出が生ずるのである。其の外、例へば關稅等は常に商品賣却の際に吾人が支拂はず、後に支拂ふがこれは時として關稅支拂ひのクレジットを吾人が有するからである。此の種の違背は總て特に貨幣計畫に參酌せられるが、同計畫には被計畫四半期に於ける實際の支拂に必要な外國貨幣の需要高が定めてあるのである。

(ロ) ソウエート貨幣費用計畫

ソウエート貨幣費用計畫は(一三三頁附表第三號參照)さらに豫算的採算の規準と然るべき輸出計畫によつて輸出する豫定の商品數量とを基として編成せられる。ソウエート通貨費用計畫の要素は次のものである。

- (一) 被計畫期間にソ聯邦から輸出する豫定の商品數量。
- (二) 商品輸出に關係あるソウエート貨幣による費用一覽表尙これには各費目下に豫想金額を各商品毎に記載すること。此の一覽表は尙、三大段階に分けて示される。即ち調達所から發送驛までの費用、發送驛から港又は國境驛までの費用、港又は國境驛に於ける經費である。此の各段階に對して計畫に採用される費目は大體、外國貿易人民委員部の規定に係る總費目(附表第一號)に合致して居る。
- (三) 各商品に對するソウエート貨幣による費用の總額。合同の費用は納入者の商品引渡場所及び輸出の方向如何によつて變はるだけに、ソウエート貨幣費用計畫の作成に先つて、該商品の各輸出方向毎に費用の計算を示した補助表

を各商品毎に作成しなければならない。

ソウエート貨幣費用計畫に對して實際が少しでも相違する場合には次の何れかの原因による。

- (イ) 輸出された商品數量の變更(輸出用商品引渡計畫又は輸出計畫に對する違背)。
- (ロ) 費用が費用計畫に豫定しある規準に相違すること。

而して此の場合にもソウエート貨幣による費用の豫定額を合同が守らない實際の理由の究明は其後、輸出用商品引渡計畫、輸出計畫、及び費用計畫の合同による遂行成績の検討に際して眼目とならなければならない。斯くして費用計畫は合同の他の營業計畫と密切に連繫し、此の連繫を抜きにしては總じて編成し得ないことが判る。賣渡すべき商品數量、其の賣渡値段、輸出すべき商品數量、竝に輸出用として引渡すべき商品數量等費用計畫の構成部分をなすものは輸出計畫、賣渡計畫、輸出用商品納入計畫の相當欄から費用計畫に移さなければならない。斯くして費用計畫は合同の營業計畫化の一要素となる。

(ハ) 計畫遂行に對する監督

決算的採算は商品の一單位に對する豫算的採算が何れだけ實際に實現されたかを示すのであるが四半期又は一年の終結後に作成せられる合同の費用決算報告は費用計畫によつて與へられた外國貿易人民委員部の方針を合同が如何に遂行したかを示すものである。費用決算報告は合同が實際に行つて居る費用の經理に基いて合同が作成するが、此の

經理は合同の簿記の一部である。此の決算報告について重んずべき點は其の種類及び編成に於いて費用計畫の上記種類及び編成に正確に合致させることであつて、斯くして初めて費用計畫遂行状態に對する眞の検討が望み得る。

附表 第一

輸出關係流通費々目表 (一九三四年中輸出合同に採用)

イ、ソウエート貨幣による費用

- 第一部類
 - 一、積卸費
 - 二、輸送
 - 三、仕分及び包装
 - 四、保管
 - 五、受入者人件費
 - 六、輸出促進費
 - 七、雜費
- 第二部類
 - 一、鐵道運費
 - 二、船運費
 - 三、貨車及び駁の休止
 - 四、郵送
 - 五、運搬雜費
- 第三部類
 - 一、積替費(貨車—倉庫)
 - 二、同 (倉庫—汽船)
 - 三、同 (貨車—汽船)
 - 四、同 (倉庫—倉庫)
 - 五、一應當り貨物保管(他者の倉庫に於ける)
 - 六、同 (借受倉庫に於ける)
 - 七、包装
 - 八、積替及保管雜費
 - 九、罰金支出(勞力の空費其他)
 - 一〇、地方的輸送
 - 一一、割増備船料
 - 一二、船員の割増給料
 - 一三、賞與
 - 一四、分離材料

ロ、外國貨幣による費用

- 第四部類
 - 一、在外施設維持費
 - 二、仲介者に對する報酬
- 第五部類(第四部類の費用に對する補足)
 - 一、海上運費
 - 二、「ソフアラフト」に對する手数料
 - 三、鐵道運費
 - 四、運送保險
 - 五、零細雜費
 - 六、發送貨物重量保證料
 - 七、ブローカー
- 第六部類(第四及第五部類に對する補足)
 - 一、關稅
 - 二、租稅及課金
 - 三、積替及保管
 - 四、貨物改作
 - 五、内部輸送
 - 六、國より國への發送仕直し
 - 七、外國の買手への商品配達
 - 八、見本分析
 - 九、保管に關係なき荷卸及積替

附表 第二

.....輸出合同

一九三三年度輸出商品に對する外國貨幣費用計畫
相手國.....(商品種類、販賣條件、費用内譯の異なる毎に作成)

番號	A	B	C	D
商品種類名稱				
海洋名又は國境發送譯				
計量單位				

賣却された商品數量	E
賣却條件(シーアイエフ、倉庫渡、小賣)	F
總所得	G
海上運賃	1
國外鐵道運賃其他輸送料	2
運送保險	3
荷卸及積替	4
倉庫内保管及其の保險	5
轉送及び買手への配達	6
外國商會への手数料(ブローカー等)	7
租稅	8
在外管理營業費	9
關稅	10
雜費	11
合計	12
拂戻金 デスパッチャー・マナー ステワード	13
船積渡又は國境渡	14
	15

附表 第三

一九三〇年………間
 ……輸出合同輸出商品に對するソウエート貨幣費用計畫商品………
 (商品種類及輸出地點の異なる毎に作成)

號 番	費 目	數 量	單 位	費 用	
				商品一單位當り	總 額
一	第一段階 發送轉までの費用				
二	第二段階 鐵道運賃				
三	水上運賃				
四	第三段階 積替費(貨車-倉庫)				
五	同 (貨車-汽船)				
六	港内保管				
七	所有倉庫及借受倉庫内保管				
八	包裝費				
九	加工及撰別				
一〇	積替及保管に關する零細支出				
一一	管理營業費				
一二	其他				
合 計					

第五章 輸出品の品質改善

社會主義的産業建設によつて生産品の質的改善の基礎は作られ、第二次五年計畫に於ける産業の技術的改造の完結と現在行はれて居る技術習得に對する大衆的努力によつて此の可能性は更に擴大せられる。輸出品の質的改善は何よりも先づ輸出品の規格化(規格統一)を基礎とする。

(イ) 改善の基本的前程としての輸出品規格化

生産の技術的條件、外國市場への輸出品の進出條件を賣却に必要な條件に合致させるには何よりも先づ此の必要條件を精細に知悉し、其のエキスを妥當且つ明確な規格として示さなければならない。規格とは生産物の質的特徴を示すと共に品質の統一を計る文書である。而して輸出品規格は輸出品の生産條件を規定すると共に商品をば販賣に適する體裁のものとする條件を規定したものである。

ソウェイト輸出品規格の特質

ソ聯邦と資本主義國とは生産物分配の條件が社會的に異つて居るだけに輸出規格化は國內市場に對する規格化とは全く別箇の任務を有する。資本主義國側の競争の存在、資本主義的分配施設を通じて營業する必要、從來の消費慣習によつて吾人は多くの場合輸出品の選別に關する、また市場出しに適する體裁整備に關する具體的條件を競争者、

卸小賣商の商習慣に或は消費者の要求に順應するを餘儀なくされる。資本主義商業の或部門の實地慣行特殊の選別及び包装、風袋を要求する場合が甚だ屢であつて、それはソウェイト國內商業の場合と非常に相違するが、之を無視する譯に行かない。更に現在廣告はひとり消費者獲得のためばかりでなく分配施設を求めるためにも頗る重要なもので、商品の品質改善とは關係なく單に體裁を具備させる上(包装、レツテル、荷印等)に廣告が如何に廣く深く浸潤して居るかを知らなければならない。この點から見ても輸出品の規格化が如何に慎重な考慮を要するかと判らう。輸出品規格の立案はソ聯國內の規格に比して遙かに複雑であるが、これは互に大いに異なる諸市場の要求をよく調査する必要がある爲めである。併しながらソウェイトの輸出品規格(全般邦的規格)は資本主義諸國市場の商習慣の單なる登録ではなく、是等の商習慣を參酌しながら之に吾が輸出業務の方針を反映させなければならない。而して此の方針は情勢に應じて變化するので輸出品規格も長期に亘つて不變的に固定したものであつてはならず、弾力性を有して輸出業務の情況變化に應じて(勿論毎月變るやうなことではないが)適宜反應しなければならない。輸出品規格化の着手されたのは一九二四年であるが、其の後逐次規格化の範圍が擴大されて、現在では大部分が規格化されて居ると言つて可い。併し現行規格は未だ全部が優秀なものと思ふ得ないから輸出當事者の經驗と市場調査の進むに連れて改善されなければならない。

輸出品規格統一の方法

規格統一の方法は規格の効果を期する上に大きな重要性がある。先づ一定の商品に對する規格の立案に際して如何なる要素を規格化すべきかといふ問題が生ずる。規格化生産品造成の基本的前提は生産過程そのものゝ規格化であることは明かである。従つて商品の規格化は次の特徴について行れる。

- (一) 商品の分類、是は商品の自然的特徴、其の産地、寸法、品質其他規格で定められる指標の如何によつて種類、品等に従つて分類せられる。
- (二) 工學的條件即ち商品の物理的、機械的、化學的、特徴の記述。
- (三) 工藝學的過程の要點。
- (四) 體裁の標準設定
 - (イ) 包裝、其の材料、形狀、寸法。
 - (ロ) 包裝方法、詰め方、詰める數量、等
 - (ハ) 荷印、各種表記々入法。
- (五) 商品の保管方法及條件の標準設定。
- (六) 商品の輸送方法及條件の標準設定。
- (七) 商品規格検査方法の標準設定。

商品によつて規格化の程度は區々であつて、或るものは上記各項を適用せられてゐるが、或るものは未だ規格の立

案が充分でないために其の中の幾つかを適用されて居るに止まる。唯輸出品規格化は商品特徴の標準設定から始めて次に生産過程の統一に及んだのであつた。一部商品の規格は一つの文書だけでなく數箇の文書に表はされることがあり、其の各が上記特徴の一又は幾つかに就いて記して居る。例へば鶏卵に對する規格(分類、工學的條件、選別及び包裝法、試験法を含む)の外に包裝及び削屑に對する規格が別であり、またベタに對する規格の外に其の包裝、油紙、ベタ着色染料、加味用食鹽、桶用の板、包装用箱等の規格が存するのである。

輸出品規格統一の趣旨に鑑み此の規格の立案に際しては常に輸出者に發言權がなければならぬ。併し乍ら規格は必ずしも常に輸出者自身によつて直接立案せられず、關係調達機關又は工業側によつても立案せられるが、輸出品の規格化に關する限り、輸出者が其の立案に直接參與することは必須である。立案せられる規格は國內用商品と全く異なる様な輸出専用の規格の場合と、國內用と輸出用を兼ねる場合とがある。また必要な場合には各外國市場に個々の要求に應じて作成されることもある。規格の立案は複雑且つ重要であるので輸出者が生産者又は調達者側と共に之を行ふだけでなく、適當の學術的研究所をも参加させ、更に規格草案は其れが認可される以前に關係各事業(輸出合同、通商代表部、國立品質検査機關、生産又は調達當事者)に於ける生産會議に於いて廣く検討を経るやうにしなければならない。而して輸出品規格の立案は常に次の各項を基礎とすべきである。(一)ソ聯邦に於ける該商品の生産事情。(二)該商品の取引増進に關して政府から輸出者に下された、外國市場に於ける具體的任務、(三)最大限の輸出効果(生産費の低下並に外國貨幣及びソウェート貨幣による流通費の低下、賣渡値段の引上げ)。

規格統一業務の組織及び計畫

輸出品規格統一の全業務は外國貿易機關系統の互によく連絡して居る二つの部署に集中されて居る。即ち其の一は一九三二年十二月に各輸出合同に附屬して設けられた規格統一事務局であつて、これは各個合同の取引品目の範圍内で規格統一の業務を営むもので業務には他の關係機關を參加させ、出來上つた規格案を第二の部署たる外國貿易人民委員部内規格統一委員會に提出して認可を仰ぐ。而して此の委員會は外國貿易人民委員部全系統の規格化業務の擔當者であるが、特別の場合には此の委員會は規格の認可を自ら行はず労働國防院附屬全聯邦規格統一委員會に移すことがある。此の前の規格化業務改革（一九三二年六月十五日附人民委員會議令）によつて多數規格の認可権は各人民委員部に設けられた規格統一委員會に移され、産業の技術上、生産上の重要問題に關する規格の認可と實施だけが前記全聯邦委員會に保留せられた。各人民委員部附屬の規格委員會の認可した規格も全聯邦規格委員會認可のものと同様全聯邦に互つて效力を有し、各商工組織は義務的に遵守するを要する。（一人民委員部によつて立案されるにしても他の各關係人民委員部の密切な参加の下にその立案が行はれるのである）。毎年輸出合同は規格統一年度計畫を立案し、之に規格の新規定又は改正を要する商品を網羅する。唯、此の計畫には既に輸出上堅實性を示すに至つた商品だけを網羅すると共に輸出合同が海外市場の情勢について充分な知識を有する場合に限る。規格統一業務は輸出者並に輸出商品供給者によつて同時に行はなければならない關係上、輸出合同は輸出品規格統一計畫を關係工業及び調達

施設側の同種計畫と照合して矛盾せぬやうにしなければならぬ。規格統一年度計畫は更に四半期及び各月計畫に分かれる。

(ロ) 輸出品生産の特殊化

輸出品は工場、ソフホーズ（國營農場）コルホーズ（共同農場）等外國貿易人民委員部系統外のものに於いて作られながら、目當てとする各個市場の要求に合致しなければならぬ。これではよく行かないので輸出専用の生産を行ひ、内外市場に對し同一の商品を生産することを排除することが必要である。（譯註）労働者の無能、不平等によつてソフホーズに不適切なことが輸出専用の工場や農場を設けるに至つた眞の理由に他ならない。そこで實施された方法は工業方面では工場設備上、労働者の技能上、或は工場の所在地の關係で輸出規格の商品生産に適當と見られる工場又は其の内の或作業部を専ら輸出品生産に従業させるか或は主として輸出向のものを生産させるかに歸する。農業方面に於いては或る農業地方を輸出専門地域として其の生産物を輸出規格に合致させると共に、さらに此の地域内の最も設備の完全なソフホーズ、コルホーズを輸出専門に従業させるのである。此の種特殊化は既に幾多の生産部門に實施せられ、輸出専用各工場に於いては原料、材料、機械設備等の優先供給を受けるのである。さらに専用工場が外國市場の競争者の生産上の經驗を迅速に習得し、生産品の品質を外國市場の要求する高さに向上させるため、是等工場内に所謂競争参考室なるものが設けてある。此の参考室は全聯邦商業會議所によつて營まれ、輸出専用工場の各に對し夫々適當の外國製商品の蒐集見本を供給するのであ

る。是等見本を輸出工場の職工に展示し、技手や實驗者によつて綿密に研究させれば輸出品の生産方法の合理化、改善を促し、同品の質的改善を望むことが出来る。

(ハ) 輸出品改善に對する監督

ソ聯邦の規格は無條件の遵守を命ずる法律である。従つて、(一)規格の違反を罰する明確な制裁の必要、(二)規格の遵守に對する組織的監督の必要と生産的指令の方法による規格の組織的普及の必要が生ずる。不適當な品質の商品を國外に出すことは國內に其れを出す場合に比して經濟上政治上一層不良な結果を來すので上記の條件が輸出品に對して特に必要なことは明かである。ソウエート政府が規格の遵守を如何に重要視して居るかは一九二九年十一月二十三日附黨中央執行委員會及び人民委員會の決定によつて違反者を刑事犯として二年以下の禁錮に處する旨規定されたことによつて判る。其の外、政府の特別規定によつて、規格違反輸出品の生産に對し、また輸送、積卸、保管時の輸出品の損傷、規格違反品の輸出に對して輸出に關係ある各機關に罰金規定が設けられた。斯様に輸出品規格の遵守は嚴しい制裁規定によつて支持されて居る。さらに罰金制を定めた政府の同一規定によつて輸出品の質的改善の實を擧げた工場及び其の技術部員、職工に對する賞與制をすら定めてある。(譯註)規格統一はひとりソウエートの輸出品に止まらず近來工業一般其他に益々廣く實施せられつゝある。

輸出品の質的改善に對する國家的監督の組織及び職能

規格の遵守に對する監督は久しい以前に定められた。かの初めて輸出品規格統一の必要を規定した法律(一九三二年十一月二十七日附勞動國防院令)は同時に外國貿易人民委員部に對して輸出品を所定の規格に合致させるための監督を設ける任務を課して居る。併し事實上は輸出品検査事業は一九二五年に始められ、一九二六年初には僅かに亞麻、繰綿、バタ、鶏卵、材木、穀物だけが検査を受けて居つた。其後検査の範圍は益々擴大されると共にこの國家検査はひとりソ聯邦の輸出地點のみでなく、生産現地又は輸出者の商品選別所に於いて行はれるに至つた(例へば豚毛、馬毛、毛皮、繰綿)。現在(一九三五年)では輸出品の品質、即ち所定規格に對する適合如何の國家的監督は外國貿易人民委員部に設けられてある國立品質検査局に委ねられて居る。同局の検査にかゝる輸出品は相當多數に上り、しかも重要輸出品に屬する。即ち亞麻、煙草、製藥原料、鮮果、乾果、豚毛、馬毛、獸腸、鶏卵、バタ、ベーコン、鳥類、羽毛、毛皮、魚類、筋子、材木、砂糖、穀物、石綿其他である。未だ輸出品目の全部が検査を受けるわけではないが、検査を受けるもの、範圍は益々擴大されつゝある。國立品質検査機關は(商品にもよるが)主として國境地點及び港に於いて輸出品の仕上げ、仕分、包裝、荷印の正否、其の保管及び積込み状態、運輸機關の状態等に對して監督し、所定の規格に合致しない商品の輸出を何時でも禁止する権限を有する。従つて義務的検査の定めてある商品の國境通過は國立検査局員の検査後に許可を得て初めて行はれるのである。同検査局は併し單に此の検査と輸出許可だけに止まらず、工業側及び調達機關に對して輸出品を規格まで向上改善させるために適宜指令を發し且つ其の履行を監督するといふ積極的な役割をも果すのである。

第六章 輸 出 制 度

一、輸出合同と輸出商品納入者との關係

既に前述した通り現在のソウエート輸出組織に於いては外國貿易人民委員部系統は原則上自ら生産事業も調達事業も行はず、(第一章三七頁参照)各輸出合同は政府の統制機關の認可を経た輸出商品引渡(納入)計畫の範圍内で關連工業側或は調達機關から輸出用商品を受取るのである。而して茲から生ずる輸出合同と納入者との關係は上記計畫に基いて結ばれる獨立會計契約の上に築かれることも既に一言した。此の契約は兩者の經濟關係の基礎として輸出用商品の納入規定及び納入に隨伴する手續書類を全部規定して居るもので種々の様式に分れる。

(イ) 獨立會計契約の様式

總 契 約

輸出用商品の納入が地方の或る工場、販賣機關、又は調達機關によつて一輸出合同の地方支部に對して行はれ、且つ是等の地方工場、販賣、調達機關が中央の工業、販賣、又は調達合同に隸屬する場合には、此の合同と輸出合同間に何よりも先に總契約なるものを締結しなければならぬ。此の總契約は雙方の地方機關が所謂局部契約といふ具體的協定を結ぶ基礎となるべき一般の方針を定めるものである。即ち局部契約は輸出合同の支部と一方工業もしくは商業乃至は調達合同の支部との間に總契約遂行の爲めに結ばれるのである。

局 部 契 約

總契約は納入すべき商品の總數量を定めると共に如何なる工場又は會社が其の納入の實行に當るかを示し、納入商品に對する品質上の一般條件を記し、單價及び決済條件を定め、總契約を敷衍した局部契約の締結期限、契約不履行に對する雙方の責任に關する規定を定めて居る。また總契約は商品受渡の明確な手續、品質、風袋、包装に關する輸出者の苦情提出期限を定める。總契約に基いて結ばれる局部契約は總契約の條件を繰返すと共に其れを敷衍するのであるが、納入者にも輸出者にも直ちに經濟業務の指針となるやう充分具體的に作成されなければならない。尙局部契約は總契約で既に定めた基本條項を變更し得ない。

直 接 契 約

輸出合同が各工場にせよ數工場の合同にせよ輸出用品注文の直接引受者と契約を結ぶ場合には其の契約は直接契約と稱せられる。此の契約は局部契約と同様に具體的なものである。輸出合同と一方例へば或る商業又は工業合同との間に直接契約が結ばれるとすれば、此の直接契約と總契約とは契約主體に於いては近似して居るが、契約の性質が異り、直接契約は其れを敷衍する局部契約の締結を規定せず、自體がそのまま局部契約の觀がある。之に反して輸出合

同が先に工業合同との間に結ばれた總契約を敷衍し具體化する契約を右工業合同に含まれる工場との間に結ぶ時には、其の契約はそれより先に協定の一般的範圍を定める總契約が存したといふ點だけが直接契約と異なるのである。獨立會計契約は輸出用商品引渡計畫に基いて結ばれると共に、輸出者が外國市場に於いて商品賣却に際して遭遇しなければならぬ諸事情を各條項に反映させるが、特に此の事は商品の品質、風袋、包装に就いて然りである。若しも輸出合同が既に外國諸商社との間に大きな先物賣買契約を結んで居る場合には、獨立會計契約の締結に際して、既に外國商社に對して引受けた義務に完全に合致するやうな商品種目、期限、納入法、を右獨立會計契約中に規定する。(註)併しとの間に契約の締結の際、輸出合同は商社の提出條件を實現する上の工業側の能力を考慮に置かなければならない。斯様な場合に獨立會計契約と外國に於ける輸出者の賣却業務との間の内部的關係が特に明瞭に現はれる。總契約は局部契約締結の前提に過ぎないので、其れには第一に、輸出品注文の直接引受者たる工場、農場等の一覽表を示す。而して是等工場や農場等の各との間に輸出合同は其後總契約の敷衍としての局部契約を結ぶのである。

(ロ) 納入數額

納入者が輸出合同に納入(供給)する商品數量は普通、認可済の輸出用商品引渡計畫に従ひ獨立會計契約によつて定められる。(註)第二章七一頁參照、所謂非統制商品例へば手工業製品等の場合には輸出用同品の納入に關する獨立會計契約は輸出用商品引渡計畫で定めてあるよりも多量の納入を約定して差支ない。多數の品種に亘る商品の場合には數量の外に其の數量が如何なる品種別に納入されるかを契約書中に正確に示す。一年間に納入すべき商品

の數量は最初(契約中に)概略的に四半期に配分するが、其後、四半期納入額は政府認可済の輸出商品引渡計畫に従つて精密なものに訂正せられる。尙政府が輸出用商品引渡計畫に変更を加へるときは、それが増大にせよ縮小にせよ、先に獨立會計契約で定めてあつた契約兩當事者の義務も勿論それ相應に変更されることになる。

(ハ) 納入商品の品質

納入者は常に一定品質の商品を納入する義務を負ふが、品質は各種の方法で決定せられる。獨立會計契約(總契約にせよ直接契約又は局部契約にせよ)が品質の條件として單に現行國家規格によるべきことを規定して居るときは、品質はそれに従へばよい。而して規格の存しない場合には獨立會計契約中に記してある工學的條件に正確に合致するか、或は見本として契約締結時に封印を施された上、其の品質については契約中に記載しあるものに正確に合致しなければならぬ。

(ニ) 輸出者の商品請求規定

納入者をして自己の生産過程を輸出者の要求條件に適應させ或は商品數量を準備させる爲めに充分の時日を與へるためには、輸出者は一の四半期の來る前に豫め自己の四半期商品納入申込書を納入者に交付しなければならぬ(生産過程の複雑程度によるが此の期限は四半期到來前、六〇、四五又は三〇日とす)。雙方協議の上で定める此の申込書に基いて各月分納額が定められる。其後輸出者が商品を直接請求するには發送注文状によつて行はれ、此の注文状は

一ヶ月分に對して、同じく豫めその月の到來前(一〇乃至一五日前)に交付せられ、之には一ヶ月間内の或る日を納入期日と定めるか、或は均分に旬日毎に納入することを定めて差支ない。商品の發送が獨立會計契約の條件に従つて納入者自身によつて行はれる様な場合には、輸出者は納入者に對して注文狀中に商品國外發送に必要な總ての指示、即ち包裝、宛名、輸送徑路、仕向地等を通知するのである。

(ホ) 包裝

納入商品の包裝は獨立會計契約に單に標準規格によるべきことが記してある場合には適宜の規格に合致するを要し、又右契約中に詳細に條件を示してあるときは、それに合致しなければならない。而して茲でも輸出者が自己の注文の直接引受者に對して局部契約を以つて包裝條件を要求する權利あることを總契約によつて定められる。何回も利用出来る包裝例へば麻袋、鐵製太鼓形容器(礦物運送用)などは輸出者が適時に納入者へ返還する責務を定めても差支ない。また斯様な條件は此の種包裝で商品を外國商社に賣渡す場合に輸出者から提出すべきである。

(ヘ) 單價

輸出者と納入者(供給者)との決済は獨立會計契約中に定められた値段によつて行はれる。獨立會計契約は納入の單價を正確に定めると共に其の單價が如何なる基礎に基いて定められたかを記す。此の基礎は納入場所の如何によつて

定まり、納入者の倉庫渡し又は發送驛貨車積渡し、或は仕向驛渡、發送港渡し等となる。輸出用商品の納入は多くの場合、發送驛貨車積渡しとして行はれるので、單價も多くの場合此の基礎に基いて定められる。契約は同時に包裝の價格は所定の値段に含まれるか否か、或は別に拂ふべきものとすれば幾何であるかを正確に示さなければならない。

(ト) 商品受入規定

商品の受入れは輸出者によつて各種の方式で行はれる。或る場合には納入者が商品を發送する前に行はれるが、其の際輸出者が受入れを行ふやう納入者から引渡し豫定に關し豫め輸出者に通知する。而して輸出者が己れの受入者を指定の期日に派遣せぬ時は、引渡豫定商品はそのまま受入れられたものと見做される。何れにせよ納入者は外國商社に商品の引渡されるまでその品質、包裝について輸出者に對し責任を負ふ(併し輸出者は輸送途中に輸送又は保管條件の怠慢によつて生じた商品の損傷又は品質悪化に對しては責任を負はず)。輸出者が受入れた商品は輸出のため發送さるべきであるが、輸出者の希望によつて納入者が己れの保管下に置くことがある。直接契約及び局部契約(總契約は除く、總契約は是等の場合局部契約を参照するやうに記してあるに過ぎず)は納入者が此の形式で保管すべき商品の數量限度、無料保管の期限、竝に一般保管期限の限度を定める。又或る場合には質的受入れは工場で行ひ、量的受入れを港で行ふことがあり、さらに發送港に於いて質的並びに量的の受入れを行ふこともある。

契約に適合しない商品品質、包裝又は提出された計算書に對して品質の相違に關して輸出者の納入者に對する苦情

は獨立會計契約に定めてある一定の期限内に限り提出することが出来る。此の期限は輸出者が外國から苦情を受取つて後一〇乃至一五日とすることもあり、又商品が最終の仕向地に到着の時から何日と定めることもある。何れにせよ納入者は外國商社が商品受入れ後に發見された、從來隠れて居た缺陷について輸出者に對し責任を負ふのである。若しも商品の品質が契約條件に相應しないならば、納入者は輸出者に對して違約金や罰金を支拂ふのみならず、最短期間に缺陷ある商品、包装を良質のものに取替へ、此の取替へに要する費用を總て負擔する義務がある。商品受渡の際、品質に關して双方の意見が對立して解決出来ぬ場合には普通國立品質検査當局によつて解決せられる。輸出者は獨立會計契約によつて、納入者の生産現場又は倉庫に自己の代表者を派して輸出用に製造せられる商品の品質に關して納入者に指圖を與へる權利を有する。併し此の事は何等契約に規定した條件に商品々質が合致すべきことに就いて納入者の責任を解除又は輕減させるものではない。

(チ) 決 濟 規 定

商品發送後、納入者は獨立會計契約に定めてある短い(一日から數日)期限内に、輸出者の支拂ふべき勘定書を輸出者に提出する。此の勘定書に對する支拂の遲滯は契約所定の商品關係各書類を輸出者の受取らない場合か、勘定書の内容が契約の條件に合致しない(契約上の單價、品質、包装と異なる)場合か、或は發送書類に記された貨物の仕向先が間違つて居る場合に限る。

(リ) 相互の情報交換

ソ聯邦に於いて契約を結ぶ兩當事者の關係は資本主義國の場合の如く相手を犠牲にしても利益を争ふやうな關係でないから、納入者は生産又は調達の状態其他に關して輸出者に報知する一方、輸出者は納入者の業務に關係ある問題も平常調査して、當該輸出品に對する外國市場の状況、品質上の要求、購買者たる外商の苦情、新種商品輸出の可能性等に關して納入者に情報を提供する義務を負つて居る。

(ヌ) 契約に對する兩當事者の責任

納入者及び輸出者の獨立會計契約の要旨は契約條項の違背に對して相互に物質的制裁を與へる權利を規定して居ることであつて、此の權利によつて初めて前述の如く諸輸出計畫の最善の遂行、輸出效果の最大の向上を所期し得るのである。それ故獨立會計契約は物質的制裁方法を詳細に規定して居る。商品の直接納入者を統一して居る事業體にして總契約を結ぶものに對する制裁事項としては、(イ)輸出者が一定期間の分となしたる注文を直接の納入者たる工場間に如何に割當てたかに關して輸出者に通知する時機の失當、(ロ)直接納入者が輸出者との間に局部契約を締結することの遲滯を惹起する行爲、(ハ)注文品生産の遅れて居る工場から他工場へ移すことによつて輸出者に對する義務の全體的遂行を計る處置の怠慢である。

斯様に、輸出者との間に總契約を結ぶ事業體に對する制裁は其の管下にある直接納入者に對する指導の不充分を鞭

達するためである。

直接納入者たる企業(工場、農場)に對する制裁事項としては、(イ)輸出者からの注文遂行の遅延、(ロ)品質又は品種の合致しない商品を輸出用として引渡(納入)さうとしたこと、(ハ)随伴書類發送時日の不正確である。是等の制裁は品質の不良又は納入の遅延による外國商社の訴訟又は抗辯其他によつて直接外國貨幣の損失を來たすやうな納入者の行爲を防止するためである。さらに輸出者に對する制裁事項としては、(イ)輸出用注文交付時機の失當、(ロ)納入者に對する商品代支拂の遅延、(ハ)局部契約締結時機の失當である。斯様に是等の制裁は納入者側の生産過程の順調を妨げる輸出者の業務怠慢の防止を目的とする。

(ル) 値段の割増及び割引

獨立會計契約はその條項違反に對して制裁を規定して居るに止まらず、納入者に對する商品々質改善の制裁として更に値段の割増及び割引の規定を定めて居る。割増(ボーナス)とは納入商品の品質が優秀なる場合普通約定以上に割増を支拂ふもので、割引(レファクタチャ)とは品質粗悪の場合普通約定の値段に對し割引を行ふことで、共に契約中に一定の割合を示し、普通、品質の改善又は悪化に連れて果進的に高率になる様に定めてある。

二、輸出貨物輸送組織

輸出合同の定款によれば一合同の取扱品目に屬する商品の輸出は「獨占の原則」に基いて行はれるので、貨物輸出の

権利は諸輸出合同だけに屬する譯である。輸出貨物の國外輸送は海路及び鐵道によつて行はれるが、海路輸送の方が我國の輸出に於いて非常に重要な役割を演ずる。外國貿易の重點を海上交通路に移すこと、外國貿易上海岸國境に優位を與へることは次の目的の爲めに夙に我國の努力し來つた所である。

- (イ) 外國貿易に關係ある我が運輸業務を我と隣接する資本主義諸國から獨立させる。換言すれば我が輸出品がそれら諸國領土を通過するをなくすること。
 - (ロ) 鐵道より低廉な海上運送の利用によつて我が外國貿易の輸送費の低下を計ること。
- 一九二四/二五會計年度に海岸國境から輸出された商品は全體の七六・二%であつたが、一九三三年度には九三・五%に達して居る。

(イ) 海上輸送組織

ソウエート輸出貨物の海上輸送は外國船舶並にソウエート船舶によつて行はれるが、外國船舶よりも自國船舶を輸出に利用することが非常に有利であることは既に前述した所である。(クラシン等外國貿易の諸問題) 茲に於いてクラシンは尙ほ出来るだけ迅速にソウエート商船隊建造の必要を唱道した。併し今の所未だ外國船舶は我が輸出業に於いて大きな役割を演じ、一九三三年に於ては我が輸出貨物の約八八乃至九〇%、主として全船積載を以つて大量貨物(穀物、石炭、材木、石油、鑛石、亞麻等)が外國船舶によつて輸送された。而してソウエート船舶は主として所謂一般貨物の輸送に

當つて居る。ソ聯邦の外國貿易關係の全運輸業務、従つて各輸出合同の運輸上の必要に對する擔任は外國貿易人民委員部に屬する略稱ソフフラフト及びウネシトルグトランスといふ二つの特殊運輸機關に集中されて居る。

ソフフラフト

ソフフラフトは「獨占事業の建前に基いてソ聯邦及び外國に於いて外國船舶の備船に關する業務を行ふため」設立された外國貿易人民委員部の全聯邦的合司である。(ウネシニヤ・トルゴウリヤ誌一九三二年第二二號、ソフフラフト定款參照)各輸出合同がその貨物の海路輸出に對し外國船舶を必要とすれば専ら此のソフフラフトを通じて其の必要を充たすのであつて、ソフフラフトはソウエートの輸出入貨物輸送のため外國船舶をチャーターする獨占權を有する。

クラシンの定義によれば「海運用外國船舶の備船は外國貿易業務の一種即ち輸入業務に他ならない…何となれば外國市場に於いて一種の商品たる外國船舶の輸送力を買入れ、之に對して正貨を以つて支拂ふ義務を負ふからである。」それ故ソ聯の外國貿易用に外國船舶の備船は矢張り外國貿易獨占國營の方針によつて唯一の備船機關によつて行はれることになつて居る。ソフフラフトと各輸出合同との關係は獨立會計契約によつて規制せられ、此の契約は合同がソフフラフトに對して一年間に外國船舶備船註文狀を發し得る總噸數及び註文狀交附期限を定め、以つてソフフラフトが備船計畫に對して充分の時日を有するやうにしてある。各輸出合同とソフフラフトとの決濟は契約によつて定められた料額によつて行はれる。故に獨立會計によつて(譯註—政府の補助等なく)營まれて居るソフフラフトは世界海運市場の景氣

如何によつて利益又は損失の増減を見る譯である。

各合同の船舶需要申込み 計畫的に行ふことは合同とソフフラフトとの關係の中最重要的點である。それ故合同側が充分期間前の豫告なく緊急に船舶の注文を發するときはソフフラフトとしては普通市價より高い至急備船料を拂つて備船することを餘儀なくされる。而して此の場合ソフ、ラフトは此の運賃騰貴を輸出者に轉嫁し、後者が船舶需要申込みの計畫性を破壊したことに對し經濟上の償ひを負はせるのである。

ウネシトルグトランス

一般(ジェネラル)貨物の海上輸送は各輸出合同がウネシトルグトランスを通じて行ふ。ウネシトルグトランスは是等貨物をソフトルグフロート(ソウエート商船隊)の船舶によるか、又はそれが不足の場合にはソフフラフトを通じて特に備船した外國船舶によつて、若しくは一定のソ聯港灣及び外國港との間を航行する外國定期航路船舶によつて輸送する。ウネシトルグトランスは前述のソフ、ラフト同様、外國貿易人民委員部の全聯邦的合司であつて、獨占事業の建前に基いて聯邦の外國貿易に附隨する運送、倉庫、積卸、附保の業務を行ふ。ウネシトルグトランスと各輸出合同の關係もまた兩者間に結ばれる獨立會計契約によつて規定せられウネシトルグトランスは此の契約によつて合同の一般貨物に對する船舶の供給、ソウエート諸港及び外國に於ける是等貨物の運送處置、並に外國倉庫に於ける保險を行ふ義務を負ふ。諸輸出合同に必要な船舶をウネシトルグトランスが用意するには各四半期(概略計畫)及び各月

に(責任ある詳細計畫)ウネシトルグトランスに提出される計畫を基とする。積込みのため汽船を配給する数日前にウネシトルグトランスは其の旨輸出合同に通知し、合同は直ちに如何なる貨物を幾何積込みのため提出するかを回答しなければならぬ。而して輸出者が其の際通告した貨物數量よりも事實上少く積込みに提出しても、其の不足分の貨物があつても實際發送されたものと見做して其れに對して所謂空運賃をウネシトルグトランスに支拂ふ義務がある。

(ロ) 鐵道輸送組織

外國との鐵道貨物聯絡輸送協定は輸出者に幾多の特典を賦與し輸出を簡易、低廉ならしめる上に重要なものであるが、其の中でも貨物直通聯絡輸送協定が特に重要である。ソ聯邦は多數の國と貨物協定を結んで居るが、それは例へばソ聯リトワ間、ソ聯ポーランド間、ソ聯オーストリア間等の如く一國相手のものと、ソ聯ポーランド獨逸、ソ聯リトワ獨逸といふ様に數箇國を網羅したものになつて居る。是等の協定の内の若干(例へばソ聯ポーランド獨逸間の協定及びソ聯リトワ獨逸間協定)は所謂直通運賃の制定によつて輸出者に對し更に大きな特典を作つて居る。貨物の直通輸送に類似したものとして混合海外輸送なるものがある。是はソ聯内の一驛から一定の外國港に宛て、直通船荷證券によつて貨物を發送する方法である。尤も直通船荷證券は貨物を數隻の船から船に積換へながら送る場合にも使はれる。混合海外輸送は輸出者に對して鐵道直通輸送と同様の便宜がある。混合輸送の例はレニングラードを經由してソ聯邦鐵道の多數驛とハンブルグ、キール、ガウル、ロンドンを連絡する西北貨物聯絡輸送である。前述の如くウ

ネシトルグトランスは輸出合同のためにソウエート港に於ける貨物の積込、積換、荷卸をも行ひ、在外通商代表部が自ら行はない場合には仕向國に於ける受渡及び通過貨物の積換、保管を行ふ。是等の業務は各貨物毎に輸出者が時宜に交付する精細な指令に基いてウネシトルグトランスが行ふのである。

三、輸出貨物の保險

輸出貨物の保險はソウエート聯邦の統一保險事業たる國營保險會社に於いて所謂總體契約書によつて行はれる。總體契約(ゼネラル・ポリシー)とは保險加入者(茲では輸出合同)と保險者(茲では國營保險)間の長期契約であつて、之によつて前者は契約に記した總ての貨物を保險者の許に附保する義務を負ひ、後者は此の貨物に對して起ることあるべき損害に對して自動的に責任を負ふのである。總體契約によつて附保せられた貨物はそれが保險者のリスクに渡された時から第三者に引渡すまで地球上の任意の地點から任意の地點までの海、陸、河川、空中の輸送途中のリスクに對して保險を附せられたものと見做される。ソウエート側輸出者が或る場合に外國保險會社の保險契約を有する必要があれば、交換保險證券なるものが利用せられる。即ち國營保險は自己のリスクを外國保險會社に再保險して、已むを得ない場合には一定貨物に對する自己の保險證券をその外國會社の證券を以て代へる件に關して協定を結ぶのである。ソウエート國營保險の海上の損害は一般事故と特殊事故に分けてある。

第七章 賣却徑路及び方法

一、ソウエート輸出品の販賣徑路

ソウエート輸出品を外國で賣捌くには現在の資本主義商業形態に應じて種々の方法がある。ソウエート輸出品の購入は商業仲介者又は直接消費者によつて行はれるが、後者の場合には消費數額が大規模で購入費用を償ふに足る場合である。消費者が直接購入するのは普通、大量の原料、燃料、補助材料を購入する大工場であつて、其れはひとり私有工場だけでなく、市營又は國營のことがある。國營の例としては各資本主義國に存在する各種の國營獨占事業、例へば、佛國ポーランド、オーストリア、チエコ・スロバキヤの煙草專賣局、佛國の燐寸專賣局、ノルウエーの穀物專賣局、スペインの石油專賣局等々である。市營事業としてはソウエートの燃料を購入するもの（發電所、自働車業）穀物を仰ぐもの（製粉所、パン工場）、材木其他の建築材料を仕入れるもの（市營家屋建設）等種々ある。其他の總ての場合にはソウエート輸出品は仲介商業を通じて行はれ、此の商業の段階數は各商業部門の集中化程度の如何によつて多少がある。

或る場合には輸入品の購入を専門とする大規模の商社たる輸入商があり其の購入した商品を大、中卸商に轉賣する。外國の大商業中心地たるハンブルグ、ロンドン、ロツテルダム、マルセーユに集中されて居る輸入商は其の購入した商品を他國特に歐洲以外の國や植民地に再輸出して居ることが甚だ多い。また大きな卸商自身が輸入貨物の購入者として乗出すことがある。輸入商と大卸商との相違は前者が輸出者の手から買取る輸入品だけを取扱ふに對して、後者は輸入品以外の商品も取扱ふと共に普通輸入者が行ふよりも稍遠い範圍に輸入品を進出させる點にある。また輸出者と其の商品の購入者との間には仲介の委託販賣者が入る場合もある。小賣商業に資本の集中を來せば小賣であり乍ら同時に大規模の仕入れをなす商業企業が生ずる。之に屬するのは何よりも先づかの多數の支店を有するを常とする有力な百貨店である。例へば獨逸のウエルトハイム、テイエツ、カルスタット、佛國のオ・ボンマルシェ、グラン・マガゼン・デュ・ルーブル、ギャレリエ・ラファエツト、オ・ブランタン、サマリテース、英國のセルフリツチ、ギヤンメージス、ジョン・バーンズ、米國のマーシャル・フィールド・エンド・カムパニー、ジンベル・ブラザース等である。是等の百貨店は其の多額の運轉資本のお蔭で（其の最大なるものは年に一―二億留に及ぶ）極めて多種多様の大衆消費物資の大量仕入れをなすことが出来る。さらにソウエート輸出品の直接購入者の部類に屬するものとして購買組合並に連鎖商店（チェーン・ストア）、即ち同一の管理の下に連絡を取つて同一品を小賣りする多數の店舗であつて、獨逸のボルレ（乳製品）、ライゼル（履物）、ツンツ（コーヒー、砂糖、茶）、佛國のロタン（食料品）、英國のリオンズ（食料品）、米國のウールワース（多數品目）、ユナイテッド・ドラッグ・カムパニー（藥品）、ユナイテッド・シガー・ストアス（煙草）、ハイエス・ブラザース（衣服）等がこれである。是等の事業の規模はウールワースの賣上高が一九二六年に一億五千萬弗に達して居る一例によつても判定出来るであらう。最後にソウエート輸出品は外國の

料理店業コンツェルン、例へば獨逸のケムピンスキ及びアシングル、佛蘭西のデュートブル、英國の前記リونس等に相當の販路を開拓し得るのである。

二、ソウエート輸出品の販賣方法

ソウエート輸出品の賣却方法としては一回賣買契約、長期賣買契約、委託販賣、荷受委託販賣（コンサインメン
ト）、一手販賣契約、取引所に於ける販賣、競賣等の種類がある。その他、外國にある倉庫から賣渡す場合と、同倉庫
の存せぬ場合、さらに購入者がソ聯邦内で商品の受入れを行ふ場合等がある。



昭和十一年四月七日印刷
昭和十一年四月十日發行

大連市臺山屯三七〇番地
著作人 押川一郎

大連市東公園町三十一番地
印刷人 吾妻力松

大連市東公園町三十一番地
印刷所 滿洲日日新聞社印刷所

發行所 南滿洲鐵道株式會社

字贈

1888



6784

Faint, illegible text or markings, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

3548

終

